

平成 27 年 度
(2 0 1 5 年度)

練馬区監査結果報告集

練馬区監査事務局

平成 27 年度監査結果報告集 目次

平成 27 年度監査の概要

1 監査委員	1
2 監査等実施状況	1
3 平成 27 年度練馬区監査基本計画	2

定期監査の監査結果

1 定期監査(1)	7
2 定期監査(2)	10
3 定期監査(3)	13
4 定期監査(4)	15
5 定期監査(5)	17
6 定期監査(6)	20
7 定期監査(7)	23
8 定期監査(8)	25
9 定期監査(9)	27
10 定期監査(10)	29

財政援助団体等監査の監査結果	33
----------------	----

例月現金出納検査結果	39
------------	----

決算等審査結果および財政健全化判断比率審査結果

	41
--	----

行政監査結果

「携帯電話の利用等について」	49
----------------	----

平成 27 年度監査の概要

1 監査委員

監査委員は、区の財務および行政に関する事務の執行等を監査する独任制の機関で、定数は4人である。委員は、区長が議会の同意を得て、識見を有する者および区議会議員の中から、それぞれ2人を選任する。任期は、前者が4年で、後者は議員の任期による。識見を有する者のうち1人は常勤である。また、代表監査委員は、識見を有する者のうちから選任される。

平成28年3月31日現在の監査委員および任期はつぎのとおりである。

識見を有する者 藤田 尚（常勤・代表）
（平成25年10月21日～平成29年10月20日）

識見を有する者 峯岸 芳幸
（平成27年10月19日～平成31年10月18日）

区議会議員 笠原 こうぞう
（平成27年6月12日～在任中）

区議会議員 斉藤 静夫
（平成27年6月12日～在任中）

2 監査等実施状況

(1) 定期監査（地方自治法第199条第1項、第4項）

ア 対象

89課118施設、工事監査12か所

イ 監査結果

指摘事項・意見 なし

(2) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

ア 対象団体数 35団体

イ 監査結果

指摘事項・意見 なし

(3) 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

(4) 決算・基金運用状況審査（地方自治法第233条第2項、第241条第5項）

ア 決算 6件

イ 基金 2件

(5) 財政健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）

ア 実質赤字比率

イ 連結実質赤字比率

ウ 実質公債費比率

エ 将来負担比率

- (6) 行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）
 - 「携帯電話の利用等について」
- 3 平成 27 年度練馬区監査基本計画
- 3 ページ参照

平成 27 年 2 月 20 日
練馬区監査委員決定

平成 27 年度練馬区監査基本計画

わが国の景気は緩やかな回復基調にあるものの先行きは予断を許さず、法人住民税の一部国税化による特別区財政調整交付金への影響など、区財政は引き続き厳しい運営を強いられると予測される。

こうした状況の中、区は今般策定する新しいビジョンの実現に向けて、既成概念にとらわれず、制度や組織の壁を超えて不断に改革に取り組み、新たな区政を創造するとしている。監査の実施に当たっては、公正で合理的な区政運営の実現に資することを目的とし、合规性はもとより、経済性、効率性および有効性の観点から、区の行財政運営を検証する役割を果たしていく。

1 基本方針

- (1) 区政改革の方針や組織横断的な視点を踏まえつつ、区の事務事業について合规性、経済性、効率性および有効性を検証する。
- (2) 監査結果および区の措置状況を適宜適切に公表するとともに、改善状況を検証し、区の事務事業の継続的な見直しを支援する。
- (3) 平成 25 年度に複数発生した金銭取扱いに係る事件・事故の再発防止に資するため、公金および準公金の管理に関する区の内部統制の体制等を点検する。
- (4) 公認会計士や工事監査技術支援団体などの知見を活用し、監査技法の一層の向上を図る。

2 個別監査実施方針

(1) 定期監査

ア 財務等監査（学校監査を含む。）

区の事務事業について、法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているかを検証する。

施設を管理する所管課においては、施設管理マニュアル等に基づき適切な施設管理が行われているか、利用者の安全確保が図られているか、消防関連の文書管理や訓練は適正に実施されているか等を検証する。

公金および準公金を管理する所管課においては、現金・預金が適正に管理されているか、会計事務の自己点検が適切に実施されているか等を検証する。

補助金交付、業務委託、指定管理者による管理を行っている所管課においては、補助金交付等が所定の要件に適合しているか、履行確認が適切に行われているか等を検証する。

イ 工事監査

対象工事の計画、設計、積算および施工が適正に執行されているかについて、技術面を中心に検証する。

(2) 行政監査

区政運営の方針や組織横断的な視点等を踏まえ、さらなる改善が期待される事務事業を取り上げ、経済性、効率性および有効性の観点から体系的かつ総合的に検証する。

(3) 財政援助団体等監査

ア 財政援助団体（補助団体）出資団体については、団体の事業が適切かつ効率的に執行され、財政援助または出資の目的に適合しているかを検証する。また、所管課の履行確認が実績報告書等により適切に行われているか等を検証する。

イ 指定管理者については、運営管理が協定内容どおりに行われているか、利用者の安全確保が図られているか、消防関連の文書管理や訓練は適正に実施されているか等を検証する。また、所管課における事業報告書の点検、実地調査による点検が適切に行われているか等を検証する。

(4) 例月出納検査

各会計の現金出納について、毎月の計数に誤りがないかを確認するとともに、現金保管状況を検査する。また、支出命令書等の検査を行う。

(5) 決算審査

各会計歳入歳出決算書等が関係法令に基づき調製されているか、計数に誤りはないかを確認するとともに、予算の執行および財産管理の状況を審査し、意見を付す。

(6) 基金運用状況審査

基金運用状況を示す書類の計数に誤りがないかを確認するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかを審査し、意見を付す。

(7) 健全化判断比率審査

財政の健全化判断比率が関係法令に基づき作成されているか、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数に誤りはないかを審査し、意見を付す。

(8) 住民監査請求等

住民監査請求、住民の直接請求に基づく監査、区長や議会の要求による監査について、請求・要求に基づき実施する。

3 監査結果等の報告、公表および監査結果に基づいて講じた措置の公表

- (1) 監査結果等は、速やかに区長および議長に報告を行う。
- (2) 監査結果等を告示により公表するとともに区民情報ひろばで閲覧に供し、ホームページに掲載する。
- (3) 区から監査結果に基づき措置を講じた旨の通知を受けたときも、上記(2)と同様とする。

4 監査の日程

- (1) 定期監査
 - ア 財務等監査（学校監査を含む。） 平成 27 年 4 月～平成 28 年 1 月
 - イ 工事監査 平成 27 年 5 月～平成 28 年 2 月
- (2) 随時監査 必要に応じて随時
- (3) 行政監査 平成 27 年 7 月～平成 28 年 3 月
- (4) 財政援助団体等監査 平成 27 年 12 月～平成 28 年 2 月
- (5) 例月出納検査 毎月実施
- (6) 決算審査（基金運用状況審査を含む。） 平成 27 年 7 月～ 8 月
- (7) 健全化判断比率審査 平成 27 年 7 月～ 8 月
- (8) 住民監査請求による監査 請求の都度随時
- (9) その他の監査 必要に応じて随時

定期監査の監査結果

平成 27 年度定期監査(1)監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 27 年度定期監査(1)を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づき監査の結果に関する報告を提出する。

なお、田中ひでかつ前監査委員および田代孝海前監査委員が本監査の執行に関与し、笠原こうぞう監査委員および齊藤静夫監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 27 年 4 月 14 日から同年 5 月 7 日までの間において実日数 8 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 27 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 26 年度の事務事業について、法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているかを検証した。

施設を管理する所管課においては、施設管理マニュアル等に基づき適切な施設管理が行われているか、利用者の安全確保が図られているか、消防関連の文書管理や訓練は適正に実施されているか等を検証した。

公金および準公金を管理する所管課においては、現金・預金が適正に管理されているか、会計事務の自己点検が適切に実施されているか等を検証した。

補助金交付、業務委託、指定管理者による管理を行っている所管課においては、補助金交付等が所定の要件に適合しているか、履行確認が適切に行われているか等を検証した。

(3) 監査の視点

現金（収納金、資金前渡金等）、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか、予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか、契約事務が規則等に従い適正に行われているか、業務委託等が仕様書等に基づき行われ、その履行確認も十分に行われているか、補助金等の履行確認が実績報告書等により適切に行われているか、非常勤職員等の勤務管理が適切に行われているか、行政財産および物品の管理が適正な事務処理のもとに行われているか、それらが有効に活用されているか、歳入の確保に向けた取組が行われているか、「練馬区施設管理マニュアル（平成 22 年 11 月総務部施設管理課）」に基づいた施設管理が行われているかを主眼として監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

防火管理者に異動があった所管課においては、空白期間の解消に取

り組んでいるか。また、消防計画に基づいた消防訓練が実施され、必要な事務処理や文書管理が適正に行われているか。

指定管理者による管理を行っている所管課においては、協定書に記載された業務内容が適切に実施され、その履行確認が適切に行われているか。

準公金について、「練馬区準公金管理ガイドライン（平成 25 年 11 月 21 日付け 25 練会第 434 号）」に基づき、現金・預金が適正に管理され、自己検査が行われているか。

契約事務において、一般的な注意事項（複数社からの見積書徴取等）に加え、「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組方針（平成 22 年 1 月 27 日付け 21 練総経第 1029 号別添）」および「課長契約事務の適正な執行について（平成 24 年 6 月 26 日付け 24 練総経第 261 号）」が遵守されているか。

(4) 監査対象部課等

ア 区長室

(ア) 広聴広報課

(イ) 秘書課

イ 企画部

(ア) 企画課

(イ) 財政課

ウ 区政改革担当部

(ア) 区政改革担当課

エ 危機管理室

(ア) 危機管理課

(イ) 防災計画課（以下の施設を含む。）

・田柄町水道利用組合（1号）

・春日町備蓄倉庫

(ウ) 区民防災課（以下の施設を含む。）

・防災学習センター

オ 総務部

(ア) 総務課

(イ) 技術監理調整課

(ウ) 国際・都市交流課

(エ) 文書法務課

(オ) 情報公開課

(カ) 職員課

(キ) 人材育成課

(ク) 経理用地課

- (ケ) 人権・男女共同参画課
- (コ) 施設管理課
- カ 会計管理室
- キ 監査事務局

- 2 監査の結果
適正に行われていた。

平成 27 年度定期監査(2) 監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 27 年度定期監査(2)を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づき監査の結果に関する報告を提出する。

なお、田中ひでかつ前監査委員および田代孝海前監査委員が本監査の執行に関与し、笠原こうぞう監査委員および齊藤静夫監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 27 年 5 月 12 日から同年 6 月 8 日までの間において実日数 15 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 27 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 26 年度の事務事業について、法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているかを検証した。

施設を管理する所管課においては、施設管理マニュアル等に基づき適切な施設管理が行われているか、利用者の安全確保が図られているか、消防関連の文書管理や訓練は適正に実施されているか等を検証した。

公金および準公金を管理する所管課においては、現金・預金が適正に管理されているか、会計事務の自己点検が適切に実施されているか等を検証した。

補助金交付、業務委託、指定管理者による管理を行っている所管課においては、補助金交付等が所定の要件に適合しているか、履行確認が適切に行われているか等を検証した。

(3) 監査の視点

現金（収納金、資金前渡金等）、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか、予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか、契約事務が規則等に従い適正に行われているか、業務委託等が仕様書等に基づき行われ、その履行確認も十分に行われているか、補助金等の履行確認が実績報告書等により適切に行われているか、非常勤職員等の勤務管理が適切に行われているか、行政財産および物品の管理が適正な事務処理のもとに行われているか、それらが有効に活用されているか、歳入の確保に向けた取組が行われているか、「練馬区施設管理マニュアル（平成 22 年 11 月総務部施設管理課）」に基づいた施設管理が行われているかを主眼として監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

防火管理者に異動があった所管課においては、空白期間の解消に取

り組んでいるか。また、消防計画に基づいた消防訓練が実施され、必要な事務処理や文書管理が適正に行われているか。

指定管理者による管理を行っている所管課においては、協定書に記載された業務内容が適切に実施され、その履行確認が適切に行われているか。

準公金について、「練馬区準公金管理ガイドライン（平成 25 年 11 月 21 日付け 25 練会第 434 号）」に基づき、現金・預金が適正に管理され、自己検査が行われているか。

契約事務において、一般的な注意事項（複数社からの見積書徴取等）に加え、「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組方針（平成 22 年 1 月 27 日付け 21 練総経第 1029 号別添）」および「課長契約事務の適正な執行について（平成 24 年 6 月 26 日付け 24 練総経第 261 号）」が遵守されているか。

(4) 監査対象部課等

ア 教育委員会事務局教育振興部

(ア) 教育総務課（以下の施設を含む。）

・岩井少年自然の家

(イ) 教育企画課

(ウ) 学務課

(エ) 施設給食課

(オ) 教育指導課

(カ) 学校教育支援センター（以下の施設を含む。）

・学校教育支援センター練馬分室

(キ) 光が丘図書館（以下の施設を含む。）

・練馬図書館

・石神井図書館

イ 教育委員会事務局こども家庭部

(ア) 子育て支援課（以下の施設を含む。）

・児童館 5 館

北大泉（北大泉児童館ぴよぴよ）、土支田、春日町、北町、西大泉

・学童クラブ 19 か所

土支田児童館、春日町児童館、北町児童館、旭町小、

大泉第三小、大泉西小、大泉学園緑小、練馬東小、

光が丘コスモス、光が丘あさがお、北町小、光が丘第八小、

練馬小、光が丘しいのき、泉新小、早宮小、八坂小、向山小、

大泉学園小

(イ) こども施策企画課

(ウ) 保育課（以下の施設を含む。）

・ 保育園 14 園

豊玉第二、北町、貫井第二、北大泉、土支田、北町第二、
西大泉、高松、下石神井第三、富士見台こぶし、氷川台第二、
光が丘第四、光が丘第九、光が丘第十

(エ) 保育計画調整課

(オ) 青少年課

(カ) 練馬子ども家庭支援センター（以下の施設を含む。）

・ 関子ども家庭支援センター（関ぴよぴよ）

2 監査の結果

適正に行われていた。

平成 27 年度定期監査(3)(土木工事)監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 27 年度定期監査(3)を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査の結果に関する報告を提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 27 年 5 月 19 日から同年 7 月 7 日までの間において実日数 4 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 27 年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課の所管する平成 26 年度の土木工事が、地方自治法第 2 条第 14 項および第 15 項の趣旨に則って、適正かつ効率的に行われているか等について実施した。

(3) 監査の視点

監査対象工事について、工事計画や起工手続、設計、積算における算定、支払事務等が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。

さらに、以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 事業目的に基づき設計が適切かつ合理的に行われているか。

イ 法令手続は、遵守されているか。

ウ 学校児童・周辺区民への安全安心のため、現場等の安全管理は適切に行われているか。

エ 設計図書を作成および当該図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。

オ 工事関係書類の確認および監督（監理）は適切に行われているか。

(4) 監査対象工事

ア 仮称練馬区立こどもの森整備工事 [練馬区羽沢二丁目 32 番]

イ 街路新設（道路付属物）工事（補助 232 - 期交通広場）
[練馬区石神井町三丁目地内]

ウ 練馬区立美術の森緑地改修工事 [練馬区貫井一丁目 36 番 26 号]

エ 河川管理通路整備工事（その 2）
[練馬区石神井町一丁目・南田中五丁目地内]

(5) 監査対象部課

総務部施設管理課

地域文化部文化・生涯学習課

環境部みどり推進課

土木部道路公園課

土木部維持保全担当課
土木部計画課
土木部特定道路課

- 2 監査の結果
適正に行われていた。

平成 27 年度定期監査(4)(建築工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により平成 27 年度定期監査(4)を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査の結果に関する報告を提出する。

なお、矢崎一郎前監査委員が本監査の執行に関与し、峯岸芳幸監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 27 年 8 月 18 日から同年 9 月 3 日までの間において実日数 4 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 27 年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課の所管する平成 27 年度の建築工事が、地方自治法第 2 条第 14 項および第 15 項の趣旨に則って、適正かつ効率的に行われているか等について実施した。

(3) 監査の視点

監査対象工事について、工事計画や起工手続、設計、積算における算定、支払事務等が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。

さらに、以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 事業目的に基づき設計が適切かつ合理的に行われているか。

イ 法令手続は遵守されているか。

ウ 学校児童・周辺区民の安全安心のため、現場等の安全管理は適切に行われているか。

エ 設計図書の作成および当該図書に基づく施工が適正、的確に行われているか。

オ 工事関係書類の確認および監督は適切に行われているか。

(4) 監査対象工事

ア 練馬区立上石神井中学校校舎屋上防水および外壁等改修工事

練馬区立上石神井中学校校舎屋上防水および外壁等改修機械設備工事

[練馬区上石神井四丁目 15 番 27 号]

イ 練馬区立練馬第三小学校トイレ等改修工事

練馬区立練馬第三小学校トイレ改修機械設備工事

練馬区立練馬第三小学校トイレ改修電気設備工事

[練馬区貫井一丁目 36 番 15 号]

(5) 監査対象部課

総務部施設管理課
教育委員会事務局教育振興部施設給食課

- 2 監査の結果
適正に行われていた。

平成 27 年度定期監査(5)監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 27 年度定期監査(5)を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査の結果に関する報告を提出する。

なお、矢崎一郎前監査委員が本監査の執行に関与し、峯岸芳幸監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 27 年 8 月 20 日から同年 9 月 4 日までの間において実日数 10 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 27 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 26 年度の事務事業について、法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているかを検証した。

施設を管理する所管課においては、施設管理マニュアル等に基づき適切な施設管理が行われているか、利用者の安全確保が図られているか、消防関連の文書管理や訓練は適正に実施されているか等を検証した。

公金および準公金を管理する所管課においては、現金・預金が適正に管理されているか、会計事務の自己点検が適切に実施されているか等を検証した。

補助金交付、業務委託、指定管理者による管理を行っている所管課においては、補助金交付等が所定の要件に適合しているか、履行確認が適切に行われているか等を検証した。

(3) 監査の視点

現金（収納金、資金前渡金等）、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか、予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか、契約事務が規則等に従い適正に行われているか、業務委託等が仕様書等に基づき行われ、その履行確認も十分に行われているか、補助金等の履行確認が実績報告書等により適切に行われているか、非常勤職員等の勤務管理が適切に行われているか、行政財産および物品の管理が適正な事務処理のもとに行われ有効に活用されているか、歳入の確保に向けた取組が行われているか、「練馬区施設管理マニュアル（平成 22 年 11 月総務部施設管理課）」に基づいた施設管理が行われているかを主眼として監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

防火管理者に異動があった所管課においては、空白期間の解消に取り組んでいるか。また、消防計画に基づいた消防訓練が実施され、必

要な事務処理や文書管理が適正に行われているか。

指定管理者による管理を行っている所管課においては、協定書に記載された業務内容が適切に実施され、その履行確認が適切に行われているか。

準公金について、「練馬区準公金管理ガイドライン（平成 25 年 11 月 21 日付け 25 練会第 434 号）」に基づき、現金・預金が適正に管理され、自己検査が行われているか。

契約事務において、一般的な注意事項（複数社からの見積書徴取等）に加え、「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組方針（平成 22 年 1 月 27 日付け 21 練総経第 1029 号別添）」および「課長契約事務の適正な執行について（平成 24 年 6 月 26 日付け 24 練総経第 261 号）」が遵守されているか。

(4) 監査対象部課等

ア 企画部情報政策課

イ 福祉部

(ア) 管理課（以下の施設を含む。）

・厚生文化会館、併設学童クラブ

(イ) 福祉企画課

(ウ) 臨時給付金担当課

(エ) 障害者施策推進課

(オ) 障害者サービス調整担当課

(カ) 練馬総合福祉事務所

(キ) 光が丘総合福祉事務所

(ク) 大泉総合福祉事務所

ウ 高齢施策担当部

(ア) 高齢社会対策課（以下の施設を含む。）

・敬老館 3 館

大泉北、三原台、上石神井

(イ) 高齢者支援課

(ウ) 介護保険課

エ 健康部（練馬区保健所）

(ア) 健康推進課

(イ) 生活衛生課

(ウ) 保健予防課

(エ) 豊玉保健相談所

(オ) 北保健相談所

(カ) 大泉保健相談所

(キ) 関保健相談所

才 地域医療担当部

(ア) 地域医療課

(イ) 医療環境整備課

2 監査の結果

適正に行われていた。

平成 27 年度定期監査(6)監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 27 年度定期監査(6)を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査の結果に関する報告を提出する。

なお、本監査に当たっては、矢崎一郎前監査委員は平成 27 年 10 月 18 日まで関与し、峯岸芳幸監査委員は同月 19 日以降関与した。また、笠原こうぞう監査委員および斉藤静夫監査委員は、地方自治法第 199 条の 2 の規定に基づき、政務活動費の監査および監査結果決定の合議に加わらなかった。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 27 年 10 月 14 日から同年 11 月 6 日までの間において実日数 14 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 27 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 26 年度の事務事業について、法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているかを検証した。

施設を管理する所管課においては、施設管理マニュアル等に基づき適切な施設管理が行われているか、利用者の安全確保が図られているか、消防関連の文書管理や訓練は適正に実施されているか等を検証した。

公金および準公金を管理する所管課においては、現金・預金が適正に管理されているか、会計事務の自己点検が適切に実施されているか等を検証した。

補助金交付、業務委託、指定管理者による管理を行っている所管課においては、補助金交付等が所定の要件に適合しているか、履行確認が適切に行われているか等を検証した。

(3) 監査の視点

現金（収納金、資金前渡金等）、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか、予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか、契約事務が規則等に従い適正に行われているか、業務委託等が仕様書等に基づき行われ、その履行確認も十分に行われているか、補助金等の履行確認が実績報告書等により適切に行われているか、非常勤職員等の勤務管理が適切に行われているか、行政財産および物品の管理が適正な事務処理のもとに行われ有効に活用されているか、歳入の確保に向けた取組が行われているか、「練馬区施設管理マニュアル（平成 22 年 11 月総務部施設管理課）」に基づいた施設管理が行われているかを主眼として監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

防火管理者に異動があった所管課においては、空白期間の解消に取り組んでいるか。また、消防計画に基づいた消防訓練が実施され、必要な事務処理や文書管理が適正に行われているか。

指定管理者による管理を行っている所管課においては、協定書に記載された業務内容が適切に実施され、その履行確認が適切に行われているか。

準公金について、「練馬区準公金管理ガイドライン（平成 25 年 11 月 21 日付け 25 練会第 434 号）」に基づき、現金・預金が適正に管理され、自己検査が行われているか。

契約事務において、一般的な注意事項（複数社からの見積書徴取等）に加え、「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組方針（平成 22 年 1 月 27 日付け 21 練総経第 1029 号別添）」および「課長契約事務の適正な執行について（平成 24 年 6 月 26 日付け 24 練総経第 261 号）」が遵守されているか。

(4) 監査対象部課等

ア 区民部

(ア) 戸籍住民課（以下の施設を含む。）

・区民事務所 6 か所

練馬、早宮、光が丘、石神井、大泉、関

・出張所 3 か所

桜台、上石神井、大泉西

(イ) 税務課

(ウ) 収納課

(エ) 国保年金課

イ 産業経済部

(ア) 経済課

(イ) 都市農業課

(ウ) 商工観光課

ウ 地域文化部

(ア) 地域振興課（以下の施設を含む。）

・地区区民館 6 館

豊玉北、高松、早宮、下石神井、富士見台、旭町南

・地域集会所 8 か所

桜台、小竹、旭丘、向山、上石神井区民、東大泉中央、南大泉、

早宮

・学童クラブ 3 か所

豊玉北地区区民館、高松地区区民館、下石神井地区区民館

(イ) 文化・生涯学習課（以下の施設を含む。）

- ・生涯学習センター
- (ウ) スポーツ振興課 (以下の施設を含む。)
 - ・総合体育館
- (I) シティマラソン担当課
- エ 農業委員会事務局
- オ 石神井庁舎内各課 (区民部を除く。)
 - (ア) 総務部総務課
 - (イ) 福祉部石神井総合福祉事務所
- カ 選挙管理委員会事務局
- キ 議会事務局

2 監査の結果
適正に行われていた。

平成 27 年度定期監査(7)監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 27 年度定期監査(7)を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査の結果に関する報告を提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 27 年 11 月 11 日から同月 24 日までの間において実日数 7 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 27 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 26 年度の事務事業等が法令等に基づき適正に行われているかを主眼に、経済性、効率性および有効性の観点からも適切に執行されているかを検証した。

また、準公金（学校給食費等の学校徴収金）について、「学校徴収金取扱の手引き」に基づき適切に管理されているかに十分留意して監査を行った。

(3) 監査の視点

勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給は適正か、現金・郵券等の金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計画的かつ効率的か、「学校施設管理の手引き」に基づいた施設管理が行われ、消防設備点検における指摘事項について対応が行われているか、環境配慮への取組は積極的か、遊休物品・死蔵物品等はないか、「就学援助事務の手引き」に基づいた学用品・学校給食費等の援助が適正に行われているか、「練馬区立学校情報セキュリティ対策ハンドブック」に基づいた情報管理が徹底されているかを主眼として監査を実施した。また、小学校内学童クラブにおいては、施設管理が適正に行われているかについて監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

ア 「練馬区立学校事案決定規程（平成 17 年 3 月練馬区教育委員会訓令第 1 号）」、「練馬区立学校財務事務取扱要綱（昭和 53 年 9 月 21 日練教庶発第 368 号）」および「学校事務の手引 財務編」に基づき、契約事務が適正に行われているか。

イ 「学校版環境マネジメントシステムマニュアル」に基づいた薬品管理が徹底されているか。

ウ 「学校徴収金取扱の手引き」に基づき、現金・預貯金が適切に管理され、現金出納簿が作成されているか。

(4) 監査対象部課等

ア 教育委員会

- ・ 小学校16校 旭丘、早宮、仲町、北町、練馬、豊溪、石神井東、
上石神井、上石神井北、下石神井、大泉第二、
大泉東、大泉北、大泉学園、橋戸、南が丘
 - ・ 中学校 7校 中村、開進第三、田柄、豊溪、石神井西、谷原、
大泉第二
 - ・ 小中一貫教育校 1校 大泉桜学園
 - ・ 幼稚園 1園 北大泉
- イ 教育委員会事務局こども家庭部
- ・ 小学校内学童クラブ 8か所
早宮小、仲町小、北町小、練馬小、石神井東小、大泉
東小、大泉東小第二、南が丘小

2 監査の結果

適正に行われていた。

なお、一部の事務について不適切な事例がみられたので、指導した。

平成 27 年度定期監査(8)(土木工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 27 年度定期監査(8)を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査の結果に関する報告を提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 27 年 11 月 26 日から平成 28 年 1 月 14 日までの間において実日数 4 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 27 年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課の所管する平成 27 年度の土木工事が、地方自治法第 2 条第 14 項および第 15 項の趣旨に則って、適正かつ効率的に行われているか等について実施した。

(3) 監査の視点

監査対象工事について、工事計画や起工手続、設計、積算における算定、支払事務等が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。

さらに、以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 事業目的に基づき設計が適切かつ合理的に行われているか。

イ 法令手続は、遵守されているか。

ウ 学校児童・周辺区民への安全安心のため、現場等の安全管理は適切に行われているか。

エ 設計図書の作成および当該図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。

オ 工事関係書類の確認および監督・管理(監理)は適切に行われているか。

(4) 監査対象工事

ア 四季の香公園バラ園拡張整備工事 [練馬区光が丘五丁目 2 番 6 号]

イ 練馬区立大泉さくら運動公園多目的運動場人工芝化工事

[練馬区大泉学園町九丁目地内]

ウ 仮称練馬区立西大泉五丁目緑地整備工事

[練馬区西大泉五丁目 25 番、27 番]

エ 練馬区立谷原小学校校庭整備工事

[練馬区谷原二丁目地内]

(5) 監査対象部課

地域文化部スポーツ振興課

環境部みどり推進課

教育委員会事務局教育振興部施設給食課

土木部道路公園課
土木部維持保全担当課
土木部計画課

- 2 監査の結果
適正に行われていた。

平成 27 年度定期監査(9)(建築工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 27 年度定期監査(9)を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査の結果に関する報告を提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 27 年 12 月 8 日から平成 28 年 2 月 2 日までの間において実日数 4 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 27 年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課の所管する平成 27 年度の建築工事が、地方自治法第 2 条第 14 項および第 15 項の趣旨に則って、適正かつ効率的に行われているか等について実施した。

(3) 監査の視点

監査対象工事について、工事計画や起工手続、設計、積算における算定、支払事務等が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。

さらに、以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 事業目的に基づき設計が適切かつ合理的に行われているか。

イ 法令手続は、遵守されているか。

ウ 学校生徒・周辺区民への安全安心のため、現場等の安全管理は適切に行われているか。

エ 設計図書の作成および当該図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。

オ 工事関係書類の確認および監督・管理(監理)は適切に行われているか。

(4) 監査対象工事

ア 練馬区立開進第四中学校校舎等改築工事

練馬区立開進第四中学校校舎等改築機械設備工事

練馬区立開進第四中学校校舎等改築昇降機設備工事

練馬区立開進第四中学校校舎等改築電気設備工事

練馬区立開進第四中学校校舎等改築工事監理等業務委託

[練馬区羽沢三丁目 24 番 1 号]

イ 練馬区立平和台図書館耐震補強および大規模改修工事

練馬区立平和台図書館耐震補強および大規模改修機械設備工事

練馬区立平和台図書館耐震補強および大規模改修昇降機設備工事

練馬区立平和台図書館耐震補強および大規模改修電気設備工事

練馬区立平和台図書館耐震補強および大規模改修工事監理等業務委託

[練馬区平和台一丁目 36 番 17 号]

(5) 監査対象部課

総務部施設管理課

教育委員会事務局教育振興部施設給食課

教育委員会事務局教育振興部光が丘図書館

2 監査の結果

適正に行われていた。

平成 27 年度定期監査(10)監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 27 年度定期監査(10)を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査の結果に関する報告を提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 27 年 12 月 14 日から平成 28 年 1 月 12 日までの間において実日数 11 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 27 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 26 年度の事務事業について、法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているかを検証した。

施設を管理する所管課においては、施設管理マニュアル等に基づき適切な施設管理が行われているか、利用者の安全確保が図られているか、消防関連の文書管理や訓練は適正に実施されているか等を検証した。

公金および準公金を管理する所管課においては、現金・預金が適正に管理されているか、会計事務の自己点検が適切に実施されているか等を検証した。

補助金交付、業務委託、指定管理者による管理を行っている所管課においては、補助金交付等が所定の要件に適合しているか、履行確認が適切に行われているか等を検証した。

(3) 監査の視点

現金（収納金、資金前渡金等）、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか、予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか、契約事務が規則等に従い適正に行われているか、業務委託等が仕様書等に基づき行われ、その履行確認も十分に行われているか、補助金等の履行確認が実績報告書等により適切に行われているか、非常勤職員等の勤務管理が適切に行われているか、行政財産および物品の管理が適正な事務処理のもとに行われ有効に活用されているか、歳入の確保に向けた取組が行われているか、「練馬区施設管理マニュアル（平成 22 年 11 月総務部施設管理課）」に基づいた施設管理が行われているかを主眼として監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

防火管理者に異動があった所管課においては、空白期間の解消に取り組んでいるか。また、消防計画に基づいた消防訓練が実施され、必要な事務処理や文書管理が適正に行われているか。

指定管理者による管理を行っている所管課においては、協定書に記載された業務内容が適切に実施され、その履行確認が適切に行われているか。

準公金について、「練馬区準公金管理ガイドライン（平成 25 年 11 月 21 日付け 25 練会第 434 号）」に基づき、現金・預金が適正に管理され、自己検査が行われているか。

契約事務において、一般的な注意事項（複数社からの見積書徴取等）に加え、「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組方針（平成 22 年 1 月 27 日付け 21 練総経第 1029 号別添）」および「課長契約事務の適正な執行について（平成 24 年 6 月 26 日付け 24 練総経第 261 号）」が遵守されているか。

(4) 監査対象部課等

ア 環境部

- (ア) 環境課
- (イ) みどり推進課
- (ウ) 清掃リサイクル課（以下の施設を含む。）
 - ・資源循環センター
- (エ) 練馬清掃事務所（以下の施設を含む。）
 - ・練馬清掃事務所桜台分室
- (オ) 石神井清掃事務所

イ 都市整備部

- (ア) 都市計画課
- (イ) 交通企画課
- (ウ) まちづくり推進課
- (エ) 東部地域まちづくり課
- (オ) 西部地域まちづくり課
- (カ) 大江戸線延伸推進課
- (キ) 住宅課
- (ク) 開発調整課
- (ケ) 建築課
- (コ) 建築審査課

ウ 土木部

- (ア) 管理課
- (イ) 道路公園課
- (ウ) 維持保全担当課（以下の施設を含む。）
 - ・西部土木出張所、谷原材料置場
 - ・東部公園出張所、秋の陽公園
- (エ) 計画課

- (オ) 特定道路課
- (カ) 土支田中央区画整理課
- (キ) 交通安全課

2 監査の結果
適正に行われていた。

財政援助団体等監査の監査結果

平成27年度財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成27年度財政援助団体等監査を下記のとおり実施したので、同条第9項の規定に基づきこれを提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成28年1月18日から同年2月5日までの間において実日数12日間

(2) 監査の方針と視点

平成27年度練馬区監査基本計画に基づき、以下の方針により実施した。

ア 財政援助団体（補助団体）、出資団体については、団体の事業が適正かつ効率的に執行され、財政援助または出資の目的に適合しているかを検証した。また、所管課の履行確認が実績報告書等により適切に行われているか等を検証した。

イ 指定管理者については、運営管理が協定内容どおりに行われているか、利用者の安全確保が図られているか、消防関連の文書管理や訓練は適正に実施されているか等を検証した。また、所管課における事業報告書の点検、実地調査による点検が適切に行われているか等を検証した。

なお、この監査の実施に当たっては、これまでの定期監査結果を踏まえるとともに、つぎの諸事項に留意した。

(ア) 財政援助団体（補助団体）

【団体関係】

ア) 事業計画書、予算書および決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。

イ) 補助金等交付申請書の提出および補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

ウ) 事業は、計画および交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

エ) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

オ) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。

カ) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。

キ) 金庫管理、公印の管理等、内部統制組織は機能しているか。

ク) 補助金により取得した備品等の管理に問題はないか。

【所管課関係】

- ア) 補助金交付要綱は整備・確認されているか。
- イ) 補助金等の交付目的および補助等対象事業の内容は明確か。
- ウ) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- エ) 補助金等の履行確認は、実績報告書等によりなされているか。
- オ) 補助金等の効果は確認されているか。
- カ) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- キ) 実績報告書等の点検は適切になされているか。
- ク) 補助金等交付団体が配置する職員について資格要件の定めがある場合、資格確認を行っているか。

(イ) 出資団体

【団体関係】

- ア) 定款および経理規程等諸規程は整備されているか。
- イ) 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- ウ) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- エ) 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ) 会計経理および財産管理は適切か。
- カ) 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。
- キ) 金庫管理、公印の管理等、内部統制組織は機能しているか。

【所管課関係】

- ア) 出資目的および出資金額等は妥当か（変更があった場合）。
- イ) 出資金等の支出手続は適正か（変更があった場合）。
- ウ) 出資団体の経営成績および財政状態を十分に把握し、適切な指導監督を行っているか。

(ウ) 指定管理者

【団体関係】

- ア) 所管課との協議、通知、報告は協定等どおりなされているか。特に協議、承認なく処理しているものはないか。
- イ) 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
- ウ) 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりなされているか。
- エ) 事業報告書は適正に作成されているか。
(管理業務の実施状況および利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等)
- オ) 事業報告書の提出は期限内になされているか。
- カ) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。

- キ) 利用促進のための努力はなされているか。
- ク) 施設の維持管理は利用者の安全に配慮して適切に行われているか。
- ケ) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また他の事業との会計区分は明確になっているか。
- コ) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正になされているか。
- サ) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。
- シ) モニタリング制度による報告は適切になされているか。

【所管課関係】

- ア) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- イ) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ウ) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- エ) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- オ) 指定管理者が提供するサービスや施設の管理・運営体制について、モニタリング制度により定期的な報告を求めるほか、実地調査を行い、改善が必要な場合は指導を行っているか。
- カ) 自主事業の内容、位置づけを明確にしているか。
- キ) 指定管理者が配置する職員について資格要件の定めがある場合、資格確認を行っているか。

(3) 監査対象団体

ア 財政援助団体（補助団体）

〔施設名〕団体等名	〔施設名〕団体等名
〔すのうべる〕 社会福祉法人江古田明和会 【運営費補助金(障害者日中活動系サービス推進事業)】	〔ひまわりキッズルーム大泉〕 サンフラワー・A株式会社 【運営費補助金(認証保育所経費)】
〔ピジョンランド練馬高野台〕 ピジョンハーツ株式会社 【運営費補助金(認証保育所経費)】	〔ビーフェアこども愛々保育園南大泉〕 ビーフェア株式会社 【運営費補助金(認証保育所経費)】
〔ソラスト武蔵関〕 株式会社ソラスト 【運営費補助金(認証保育所経費)】	〔ハッピーマム平和台〕 株式会社ジャンボコーポレーション 【運営費補助金(認証保育所経費)】
〔銀杏〕 特定非営利活動法人共生ネットワーク 【運営費補助金(障害者日中活動系サービス推進事業)】	〔マミーナ中村橋〕 アートチャイルドケア株式会社 【運営費補助金(認証保育所経費)】
〔ベビーステーション北町〕 有限会社ベビーステーション 【運営費補助金(認証保育所経費)】	社会福祉法人練馬区社会福祉協議会 【社会福祉協議会補助金・権利擁護センター運営費補助金】
〔やすらぎ夢工房〕 社会福祉法人章佑会 【運営費補助金(障害者日中活動系サービス推進事業)】	〔チェリーチャイルド保育園〕 株式会社 S a i 【運営費補助金(認証保育所経費)】
〔c r a d l e (くれいでる)〕 A 【運営費補助金(認証保育所経費)】	〔ピノキオ幼児舎練馬高野台園〕 株式会社ピノコーポレーション 【運営費補助金(認証保育所経費)】
〔アンミッコ保育園〕 株式会社アンミッコ 【運営費補助金(認証保育所経費)】	公益財団法人練馬区障害者就労促進協会 【人件費補助金・運営費補助金】
一般財団法人練馬みどりの機構 【人件費補助金・運営費補助金】	〔共同保育所ごたごた荘〕 特定非営利活動法人ごたごた荘 【運営費補助金(認証保育所経費)】
〔ねりまさくらさくほいくえん〕 株式会社ブロッサム 【運営費補助金(認証保育所経費)】	

イ 出資団体

団 体 名	団 体 名
練馬区土地開発公社 【出捐金】	公益財団法人練馬区障害者就労促進協会 【出捐金】
一般財団法人練馬みどりの機構 【出捐金】	

ウ 指定管理者

〔施設名〕団 体 名	〔施設名〕団 体 名
〔土支田デイサービスセンター〕 社会福祉法人練馬区社会福祉事業団	〔高野台デイサービスセンター〕 社会福祉法人安心会
〔男女共同参画センターえーる〕 特定非営利活動法人練馬区障害者福祉推進機構	〔石神井町福祉園〕 社会福祉法人東京都知的障害者育成会
〔中村南スポーツ交流センター〕 東京ドームグループ	〔石神井公園駅北口駐車場〕 株式会社五十嵐商会
〔石神井障害者地域生活支援センターういんぐ〕 社会福祉法人練馬区社会福祉協議会	〔大泉交通公園〕 アゴラ造園株式会社
〔石神井公園区民交流センター〕 練馬建物総合管理協同組合	〔貫井図書館〕 株式会社図書館流通センター
〔白百合福祉作業所〕 社会福祉法人練馬区社会福祉協議会	〔光が丘児童館〕 社会福祉法人雲柱社
〔光が丘子ども家庭支援センター〕 社会福祉法人雲柱社	

- 2 監査の結果
適正に行われていた。

例月現金出納検査結果

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、例月現金出納検査をつぎのとおり実施した。

1 検査年月日

- (1) 平成27年 5 月25日 (平成27年 4 月分)
- (2) 平成27年 6 月24日 (平成27年 5 月分)
- (3) 平成27年 7 月24日 (平成27年 6 月分)
- (4) 平成27年 8 月25日 (平成27年 7 月分)
- (5) 平成27年 9 月24日 (平成27年 8 月分)
- (6) 平成27年10月26日 (平成27年 9 月分)
- (7) 平成27年11月25日 (平成27年10月分)
- (8) 平成27年12月24日 (平成27年11月分)
- (9) 平成28年 1 月25日 (平成27年12月分)
- (10) 平成28年 2 月22日 (平成28年 1 月分)
- (11) 平成28年 3 月24日 (平成28年 2 月分)
- (12) 平成28年 4 月25日 (平成28年 3 月分)

2 検査対象

- (1) 練馬区一般会計
- (2) 練馬区特別会計
- (3) 練馬区基金
- (4) 歳入歳出外現金

3 検査内容

現金、預金、一時借入金等の出納保管状況

4 検査結果

本検査においては、会計管理者より提出された歳入歳出計算書を基礎として、収支状況について出納関係諸帳簿、指定金融機関提出の収支計算書、預金通帳等と照合した結果、例月出納検査調書のとおり、誤りのないことを確認した。

決算等審査結果および
財政健全化判断比率審査結果

平成26年度決算等審査結果報告および
財政健全化判断比率審査結果報告(概要)

1 練馬区各会計歳入歳出決算および練馬区基金運用状況の審査結果について

(1) 審査結果

- ア 各会計歳入歳出決算書等は、いずれも関係法令に準拠して調製されていると認められた。
- イ 各会計歳入歳出決算書等の計数は、関係諸帳簿および証拠書類と照合した結果、いずれも誤りのないものと認められた。
- ウ 財産の管理状況は、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、誤りのないものと認められた。
- エ 基金の運用状況については、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、誤りのないものと認められた。

(2) 総括意見

【効率的な予算執行と区民福祉の向上】

平成26年度予算は、将来にわたって持続可能な財政運営を維持しつつ、多様な行政課題に的確に対応していくため、職員一人ひとりが施策の到達目標を十分認識したうえで、一層の創意工夫に努めて臨むことを基本方針として、つぎの点に留意し編成された。

長期計画の最終年度であることを踏まえ、財源の確保に努めつつ、所要経費、スケジュールおよび実施体制等を精査し、計画に掲げた目標の達成をめざすこと。

事務事業総点検の趣旨に基づき、事業の必要性などの検証を徹底して行い、事業の廃止・休止・縮小を含めた抜本的な見直しを行うこと。

平成26年度予算に基づき執行された主な事業はつぎのとおりである。「子ども分野」では、保育所待機児解消事業、こどもほっとステーションの開設、学校の安全対策などに取り組んだ。「健康と福祉分野」では、介護保険施設等の充実、田柄福祉園の誘致、在宅療養ネットワークの構築などに取り組んだ。「区民生活と産業分野」では、石神井松の風文化公園の開設、区民・産業プラザの開設、練馬こぶしハーフマラソンの開催、美術の森緑地の整備、農業振興事業などに取り組んだ。「環境とまちづくり分野」では、大泉学園駅北口市街地再開発事業、大江戸線延伸の実現に向けた活動の強化、こどもの森緑地の整備などに取り組んだ。それぞれの事業の執行により、区民サービスの一層の充実が図られたものと評価できる。

行政需要は今後も増大し、かつ多様化していくことが見込まれる。事務事業の効果、必要性および手法について一層の精査を行い、限られた財源を有

効活用するとともに、職員の意識啓発を進め、区民サービスの質の向上に取り組まれない。

【財政の状況】

平成26年度の練馬区普通会計決算は、歳入2,499億8,864万円、歳出2,455億2,680万円であり、形式収支44億6,184万円から繰越財源を除いた実質収支は44億1,347万円の黒字となり、単年度収支では1億302万円の黒字となった。

歳入のうち一般財源は、主要財源である特別区税が3年続けての増となったこと、特別区財政調整交付金が調整税である法人住民税の増収を受け5年続けての増となったこと、地方消費税交付金が消費税率の改定に伴って増となったことなどから前年度を上回った。特定財源は、国庫支出金で臨時給付金給付事業費の増、繰入金で日本大学保証金返還に伴う財政調整基金の繰入の増などがあったことなどから前年度を上回った。法人住民税の一部国税化、法人実効税率の引下げなど、区財政を取り巻く環境は決して楽観できるものではなく、主要財源である特別区民税や特別区財政調整交付金の動向を引き続き注視していく必要がある。

歳出においては、公債費が減となったものの、私立保育所運営経費、臨時給付金経費の増などによる扶助費の増により、義務的経費は前年度より増加した。なお、平成26年度の扶助費においては、臨時的経費が多かったという一面があるものの、増加傾向は続き、その伸び率は前年度を上回った。また、再開発事業推進経費、訴訟等関係経費の増などにより、投資的経費、その他の経費も増加した。景気は緩やかな回復基調にあるといわれるものの、超高齢化社会が進展する中、引き続き、扶助費の動向等を注視しつつ、さらなる財政の健全化に努められたい。

財政指標の面から区の財政状況を見ると、財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」は前年度を0.1ポイント下回って86.1%となったものの、依然として適正水準（70～80%）を超えている。同じく弾力性を示す「公債費負担比率」は、前年度を2.3ポイント下回り3.9%となった。財政運営の状況を判断する重要な指標である「実質収支比率」は前年度と同じ2.9%となり、望ましいとされる水準（3～5%）を2年続けてわずかに下回った。

以上のことから、「公債費負担比率」は低い割合を示し、「実質収支比率」は望ましいとされる水準をわずかに下回るにとどまっているものの、「経常収支比率」は適正水準を超えているため、依然として財政の硬直化、一般財源の用途の自由度に対する制約がうかがえる。

財政の健全性を維持、向上していくため、今まで以上にきめ細かく財源確保に努めるとともに、区政改革を進める中で、将来を見据え、なお一層効果的・効率的な財政運営に取り組まれない。

【持続可能な財政運営を行っていくために】

区は、平成23年12月に策定した「練馬区行政改革推進プラン（平成23年度～平成26年度）」の中で、財政基盤の一層の強化を基本的考え方の一つとして掲げ、これに取り組んできた。しかしながら、地方公共団体における財政力を判断する指標である「財政力指数」は0.44で、前年度と同じ水準にとどまっている。

歳入の面では、法人住民税の一部国税化、法人実効税率の引下げの影響で特別区財政調整交付金の減額が見込まれる中、それと並び主要財源である特別区民税の確保が重要である。平成26年度決算では、景気の緩やかな回復基調により、前年度と比較し約14億円の増収となり、3年続けて前年度を上回ったほか、収入率（対調定）も93.6%と前年度を0.9ポイント上回った。また、滞納繰越分の収入率（対調定）は30.4%と前年度を4.1ポイント上回り、3年続けて前年度を上回った。区はこれまでも、コンビニ収納や嘱託収納員、「モバイルレジ」を使った納付方法を導入し、収入率の維持・向上を図ってきた。今後は、公平性の確保の観点からも、より多様な納付方法を検討するなど、さらに納めやすい環境を構築し、滞納整理の強化を含め、一層の税収確保に努められたい。

歳出の面では、義務的経費のうち増加を続ける扶助費など経常的経費の適正化に努められたい。また、平成25年2月発行の「練馬区施設白書」によると、今後、経常的経費充当分を除いた一般財源全てを充てても、必要な改修費が不足することも予想され、何らかの対策を講じなければ、新たな区民ニーズに対応した施策や事業を展開する余力が減少していくとされており、歳出全般の一層の見直しが急がれる。

平成27年3月に策定した「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～」で、区は、最少の経費で効率的な区政運営を進めながら、質の高い区民サービスを提供するために全庁一丸となって区政改革を推進することをうたっている。こうした区政の転換期に当たって、歳入歳出構造の改革が図られ、新しい成熟都市における持続可能な財政運営が実現することを期待する。

(3) 個別意見

【不用額への取組について】

平成26年度の一般会計不用額は61億7,370万円、特別会計不用額は20億6,055万円、合計で82億3,425万円となった。前年度と比較し19億2,610万円、19.0%の減となり、予算現額に対して占める割合も2.1%と、前年度を0.7ポイント下回った。

一般会計の不用額を前年度と比較すると、9億8,609万円、13.8%の減となっている。構成比を平成26年度までの事業本部等別でみると、区民生活事業本部が19.6%、健康福祉事業本部が30.7%、環境まちづくり事業本部が14.3%、教育委員会が26.9%、事業本部に属しない部等が8.5%であった。特別会計の不用額を前年度と比較すると、9億4,001万円、31.3%の減となっている。これは国民健康保険事業会計の一般被保険者療養給付費の不用額が5億2,081万円減少したことによるところが大きい。

多額な不用額は、財源の配分に影響を与え、予算の柔軟な編成や区民サービスの向上を妨げる要因となる可能性がある。事業本部が平成27年3月をもって廃止されたことに伴い、今後は各部において、不用額が発生した事業についてその原因を分析し、今後の予算見積りに十分生かすとともに、計画的な予算執行と進行管理に努められたい。

【予算の流用について】

予算の流用は、練馬区予算事務規則（昭和59年4月練馬区規則第19号）第27条において、「歳出予算の経費の金額は、各目の間または各節の間において相互にこれを流用してはならない。ただし、歳出予算の執行上真にやむを得ない場合に限り、これらの流用を行うことができる」と規定されている。

一般会計における予算流用のうち、増分は2億61万円、予算現額に対する割合は0.08%で、前年度と比較して2,956万円、0.02ポイント下回った。今後とも、流用が生じる要因を分析し、適切な予算の見積りと執行に努められたい。

【特別会計について】

国民健康保険事業会計においては、保険料の収納率は5年続けて上昇した。現年分は前年度より0.7ポイント増の87.9%、滞納繰越分は前年度と同じ36.8%、合計収納率は0.9ポイント増の79.0%となった。引き続き、適切な債権管理とさらなる収納率の向上に努められたい。なお、予算の積算に当たっては、過大な見積りとならないよう引き続き精査されたい。

介護保険会計においては、保険料の収納率は、現年分が前年度と同じで97.6%、滞納繰越分が0.2ポイント減の14.9%、合計収納率が94.2%と前年度を0.3ポイント下回った。合計収納率は2年続けて前年度を下回っているため、適切な債権管理と収納率の向上に努められたい。

後期高齢者医療会計においては、保険料の収納率は、現年分が0.1ポイント減の98.9%、滞納繰越分が3.8ポイント増の53.6%、合計収納率は0.1ポイント増の98.3%であった。引き続き、適切な債権管理に努められたい。

公共駐車場会計については引き続き適正な執行に努められたい。

【財産の管理と運用について】

行政財産および物品の管理については、平成26年度の定期監査において、特段不適切な事例は確認されなかった。引き続き良好な状態で管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用されるよう留意されたい。

【基金の運用状況について】

平成26年度には、用地取得基金および美術作品取得基金において、基金に属していた用地の一部および美術作品の全てについて、いずれも一般会計による受入れが行われた。用地取得基金には、取得後20年以上経過しても保有されたままの用地が依然としてあることから、財源の確保にも配慮しつつ、引き続き適正な運用に向けて、一般会計による受入れを図るとともに、両基金の有効な運用に努められたい。

2 財政健全化判断比率の審査結果について

(1) 審査結果

健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも誤りのないものと認められた。

なお、健全化判断比率の数値は、次表のとおりである。

練馬区における健全化判断比率 (単位 %)

	平成26年度	平成25年度	早期健全化基準
実質赤字比率			11.25
連結実質赤字比率			16.25
実質公債費比率	2.0	1.0	25.0
将来負担比率			350.0

(注) 1 「 - 」の記載は、実質赤字比率または連結実績赤字比率がない場合および将来負担比率が算定されない場合を表す。

2 早期健全化基準は練馬区における数値を表す。

(2) 審査意見

ア 実質赤字比率

平成26年度の実質赤字比率は、実質収支が黒字のため「 - 」表示となっている。ちなみに、平成26年度の数値は 2.85%で、前年度の 2.87%より0.02ポイント増加したが、早期健全化基準の11.25%を大きく下回り、良好である。

イ 連結実質赤字比率

平成26年度の実質赤字比率は、連結実質収支が黒字のため「 - 」表

示となっている。

ちなみに、平成26年度の数值は 3.37%で、前年度の 3.41%より0.04ポイント増加したが、早期健全化基準の16.25%を大きく下回り、良好である。

ウ 実質公債比率

平成26年度の実質公債費比率は 2.0%で、前年度の 1.0%より1.0ポイント改善し、早期健全化基準の25.0%を大きく下回り、良好である。

エ 将来負担比率

平成26年度の将来負担比率は、将来負担額に対して充当可能額が超過していることから「 - 」表示となっている。

ちなみに、平成26年度の数值は 78.9%であり、特別区債の借入額が償還額を上回ったことで、前年度の 86.0%より7.1ポイント増加したが、早期健全化基準の350.0%を大きく下回り、良好である。

以上のとおり、平成26年度の練馬区における健全化判断比率は、4つの指標の数值いずれもが早期健全化基準を下回り、財政運営は適正に行われていると判断する。

しかしながら、決算審査において述べたとおり、財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」は6年続けて適正水準を超え、依然として財政の硬直化が見られる。さらに、法人住民税の一部国税化や法人実効税率の引下げの影響による特別区財政調整交付金の減に加え、これから多くの区立施設が老朽化し、大規模な改修が集中する時期を迎えること、また高齢化がますます進むことで社会保障費の増大も見込まれ、今後一層の財源の確保と歳出全般の見直しが必要となる。このような状況を踏まえ、将来的な財政負担については十分留意し、健全で持続可能な財政運営に努められたい。

行政監查結果

平成 2 7 年 度
(2 0 1 5 年 度)

行 政 監 査 結 果 報 告

「携帯電話の利用等について」

平 成 2 8 年 3 月
練 馬 区 監 査 委 員

目次

第1	監査の概要	1
1	行政監査とは	1
2	監査テーマ	1
3	選定趣旨	1
4	監査対象部	1
5	監査実施期間	1
6	監査の視点	1
7	監査方法	1
	(1) 課題等ヒアリング	2
	(2) アンケート調査	2
第2	調査結果	3
1	携帯電話を契約・利用している組織	3
2	携帯電話の種類	5
3	携帯電話の用途または目的	6
4	携帯電話の契約状況	7
	(1) 契約事業者	7
	(2) 携帯電話事業者を選択した理由	7
	(3) 携帯電話の契約期間	8
	(4) 基本使用料	8
	(5) 基本使用料(割引後)	9
	(6) 支出金額	9
	(7) 通話料・通信料	10
	(8) 通話・通信に要した費用(実際に使ったもの)	10
	(9) 無料通話・通信分	11
	(10) 付与しているオプションサービス	12
	(11) 継続利用の割引サービス	12
	(12) 料金プランの変更	13
	(13) 利用状況の点検	13
	(14) 携帯電話に付与されたポイント	14
	(15) 購入・リースの別	17
	(16) 備品登録の有無	17
	(17) 備品登録を行っていない理由	18
5	携帯電話の利用状況	19
	(1) 主な利用者	19
	(2) 利用の主な相手方	20

(3)	主な利用内容	20
(4)	通話とメール以外に利用する機能	21
(5)	1回の通話時間	21
(6)	携帯する頻度	22
(7)	利用する頻度	22
(8)	専用・共用の別	23
(9)	携帯電話の保管	24
(10)	携帯電話への情報の記録	27
(11)	履歴情報の取扱い	29
(12)	廃棄・返却の際の情報の初期化	29
(13)	情報の記録や履歴の削除に係るルールの有無	30
(14)	ねりま情報メールの登録の有無	30
(15)	緊急速報メールの受信設定の有無	31
(16)	事故発生時の体制	32
(17)	紛失等の対策	33
(18)	紛失防止策のルールの有無	33
(19)	使途・目的以外の利用の有無	34
第3	監査委員意見	35
1	適切な携帯電話の保有および利用に向けて	36
(1)	利用頻度が低い携帯電話の見直し	36
(2)	定期的な利用状況の点検の徹底	36
(3)	ポイント利用に係るルールの明確化	36
2	適切な携帯電話の契約に向けて	37
(1)	最適な料金プランの検討	37
3	携帯電話の本体および情報のより適切な管理に向けて	37
(1)	備品登録制度の周知	37
(2)	管理に関するルールの整理	37
(3)	ねりま情報メールおよび緊急速報メールの活用	38
4	おわりに	39
資料		
1	携帯電話の主な使途、目的等および料金プランの状況	40
2	携帯電話の支出金額（税込）の一覧表	46
3	携帯電話の通話料・通信料（税別）の一覧表	56
4	通話・通信に要した費用およびポイント数の一覧表	66

第1 監査の概要

1 行政監査とは

行政監査とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項に基づき、一般行政事務そのもの、すなわち組織、人員、事務処理方法その他の行政運営全般について監査するものである。その目的は、区民の多様な要望に応え、効率的で質の高い行政の実現に寄与することと、誤謬と不正の発生を未然に防止し、区民の信頼に応えることである。また、その特質は、特定の事業または事務を取り上げ、全般的な観点から当該事業または事務が合理的かつ効率的に実施されているか、その事業目的を有効に達成しているかなどの点について、体系的かつ総合的に検証することである。

2 監査テーマ

「携帯電話の利用等について」

3 選定趣旨

携帯電話の普及に伴い、本区においても緊急時の連絡、災害時対応など様々な業務・目的で携帯電話が使用されているが、その契約・管理等については各所属ごとの判断に委ねられており、区全体としての利用状況は把握されていない。また、携帯電話の料金プラン、オプションサービス等は多様化している。そこで、区が使用する携帯電話の利用実態を調査し、その契約内容や本体・情報の管理状況などについて検証する。

4 監査対象部

全ての部（室・局）（行政委員会等の事務局を含む。）

5 監査実施期間

平成27年7月1日（水）から平成28年3月28日（月）まで

6 監査の視点

- (1) 携帯電話の保有目的および利用状況は適切か。
- (2) 携帯電話の契約内容は適切か。
- (3) 携帯電話の本体および情報の管理は適切か。

7 監査方法

監査は、つぎの(1)および(2)の方法により実施した。

(1) 課題等ヒアリング

監査委員は、平成 27 年 7 月 27 日（月）に、関係所管課長から以下の課題について説明を受け、質疑を行った。

災害時優先携帯電話の利用等についての現状と課題

（危機管理室危機管理課長、防災計画課長）

総合福祉事務所が保有する携帯電話の利用等についての現状と課題

（練馬総合福祉事務所長）

個人情報保護等の観点による携帯電話の利用等についての現状と課題（総務部情報公開課長）

(2) アンケート調査

監査対象部に対してアンケート調査を行い、その集計と分析により現状把握と課題の抽出を行った。その他、監査対象部へ資料の提出を求め、提出された資料の分析を行うとともに、関係職員から補足説明を受けた。

ア 調査概要

区が使用する携帯電話の契約および利用状況を把握するため、平成 27 年 10 月 26 日（月）から同年 11 月 30 日（月）まで調査を実施した。

調査対象とする携帯電話は、つぎのとおりとした。

平成 27 年 9 月 1 日現在、区が契約または利用している携帯電話を対象とした。

調査する携帯電話には、スマートフォン、PHS 等も対象とした。

小中学校・幼稚園、指定管理者が契約または利用しているものは対象外とした。

イ 資料提出

アンケート調査と併せて、つぎの資料の提出を求めた。

平成 27 年 9 月 1 日現在、携帯電話を契約している場合、当該契約内容が把握できる文書の写し

平成 26 年 4 月分から 27 年 9 月分（1 年 6 か月分）の携帯電話の支出に要した費用に係る文書の写し

携帯電話の管理、利用等に係るルールを文書で定めている場合、当該文書の写し

第2 調査結果

アンケート調査により、平成27年9月1日現在、区が契約または利用している携帯電話として、合計288台の回答があった。調査項目は、契約している携帯電話の契約状況、その携帯電話の利用状況等とし、当該調査の結果は、以下のとおりである。

なお、以下のグラフ中の比率は、小数点第2位以下を四捨五入したので、合計が合わない場合がある。

1 携帯電話を契約・利用している組織

【表1】

(単位：台)

所管部等	所管課等	契約数	小計	利用数	小計
区長室	広聴広報課	0	0	7	7
企画部	企画課	0	0	1	1
危機管理室	危機管理課	45	45	16	16
総務部	総務課	6	6	6	8
	経理用地課	0		2	
区民部	戸籍住民課	0	17	1	18
	収納課	17		17	
産業経済部	経済課	0	0	1	1
地域文化部	地域振興課	0	0	1	1
福祉部	管理課	0	51	1	56
	氷川台福祉園	3		3	
	大泉学園町福祉園	3		3	
	心身障害者福祉センター	1		1	
	練馬総合福祉事務所	44		12	
	光が丘総合福祉事務所	0		12	
	石神井総合福祉事務所	0		12	
	大泉総合福祉事務所	0		12	
高齢施策担当部	高齢社会対策課	0	36	1	33
	高齢者支援課	4		0	
	介護保険課	32		32	
健康部	健康推進課	0	17	1	19
	生活衛生課	2		3	
	保健予防課	2		2	
	豊玉保健相談所	2		2	
	北保健相談所	2		2	
	光が丘保健相談所	2		2	
	石神井保健相談所	3		3	
	大泉保健相談所	2		2	
	関保健相談所	2		2	
地域医療担当部	地域医療課	7	7	7	7
環境部	環境課	0	22	1	23
	練馬清掃事務所	11		11	
	石神井清掃事務所	10		10	
	谷原清掃事業所	1		1	
都市整備部	都市計画課	0	0	1	1

所管部等	所管課等	契約数	小計	利用数	小計
土木部	管理課	0	23	1	26
	道路公園課	23		8	
	維持保全担当課	0		1	
	東部土木出張所	0		4	
	西部土木出張所	0		4	
	東部公園出張所	0		4	
	西部公園出張所	0		4	
会計管理室		0	0	1	1
教育員会事務局 教育振興部	教育総務課	0	7	2	9
	学校教育支援センター	5		5	
	光が丘図書館	2		2	
教育委員会事務局 こども家庭部	子育て支援課	0	57	1	58
	保育課	42		42	
	青少年課	1		1	
	練馬子ども家庭支援センター	14		14	
選挙管理委員会事務局		0	0	1	1
監査事務局		0	0	1	1
議会事務局		0	0	1	1
		288		288	

288 台の携帯電話を契約または利用している組織およびその内訳は、【表 1】のとおりである。携帯電話を他組織に貸与している場合があるため、契約数と利用数が一致しない組織がある。

危機管理課の契約数 45 台のうち、43 台は、災害時でも発信規制を受けずに通話ができる災害時優先電話（ ）（以下「災害時優先携帯電話」という。）として、三役や部長などの区長が指定した職にある者に貸与されて利用されている。

【表 1】では、貸与されている災害時優先携帯電話のうち、区長および副区長が利用するものは広聴広報課に、教育長が利用するものは教育総務課に、各部長の職にある者が利用するものは庶務担当課（各所管部等の先頭の行に記載した所管課等。保健所長にあっては生活衛生課）に、それぞれの利用数として含めた。

（ ）災害時優先電話

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、電気通信事業法等に基づき、防災関係等各種機関等に対し、固定電話および携帯電話の各電気通信事業者が提供しているサービス。通常、優先電話は、優先電話からの発信が優先される。災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限（大規模災害時は約 90%以上の制限が行われることがある。）により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、優先電話はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。また、優先電話からの発信は優先扱いされるが、技術的な点から優先電話への着信については通常電話と同じ扱いとなる。（参

考：総務省のホームページ)

練馬総合福祉事務所の契約数 44 台は、同総合福祉事務所ほか 3 総合福祉事務所で各 11 台ずつ利用されている。

高齢者支援課の契約数 4 台は、練馬総合福祉事務所ほか 3 総合福祉事務所で 1 台ずつ利用している。

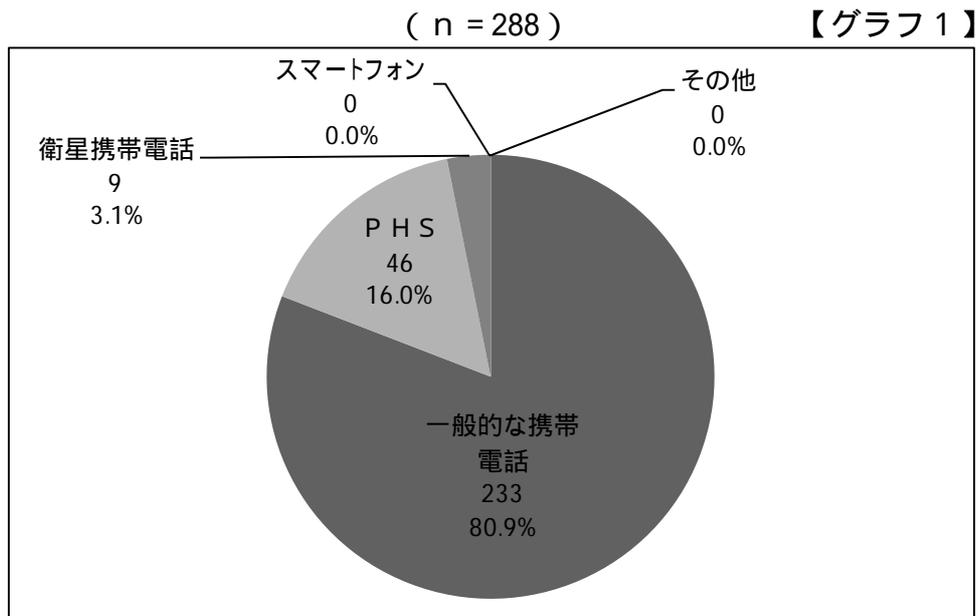
地域医療課の契約数 7 台のうち、5 台は区内の災害時医療機関の一部に貸与されているが、利用数に含めた。

道路公園課の契約数 23 台の利用数の内訳は、道路公園課 7 台、各土木出張所および公園出張所 4 台ずつである。

青少年課の契約数 1 台は、区立秩父青少年キャンプ場を管理するものに貸与されているが、利用数に含めた。

2 携帯電話の種類

本項目は、携帯電話を契約している所管課等へアンケート調査を行った結果である。



携帯電話 288 台の種類は、【グラフ 1】のとおり、一般的な携帯電話が約 8 割で最も多く、次いで PHS が約 2 割であり、スマートフォンは無かった。

PHS () は、練馬総合福祉事務所で 44 台、光が丘図書館で 2 台であった。

衛星携帯電話 () は、危機管理課で 2 台、地域医療課で 7 台であった。

() PHS

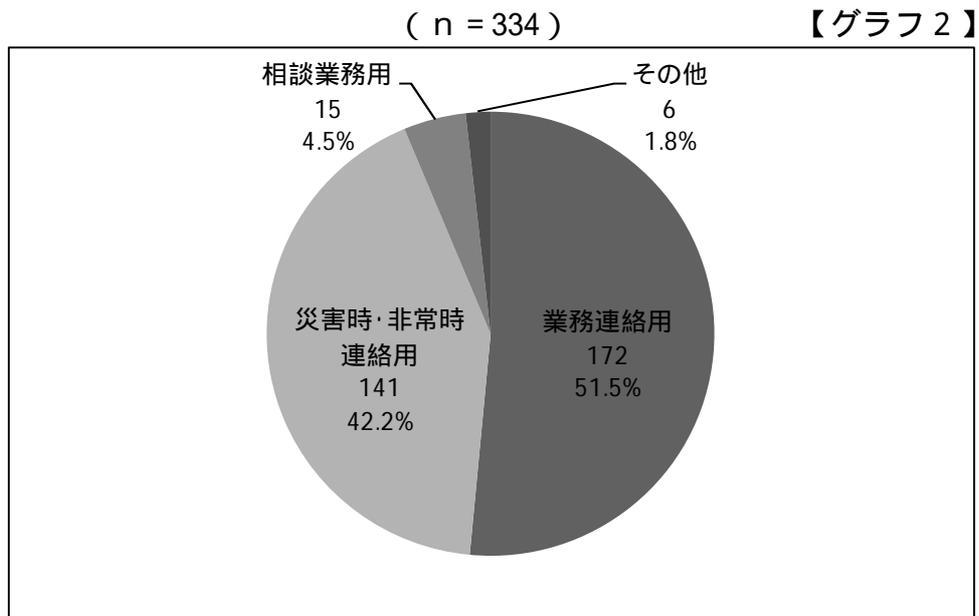
携帯電話の一種。微弱な電波を用い、屋内ではコードレス電話機、屋外では携帯電話として利用できる。(「広辞苑(第 6 版)」より)

() 衛星携帯電話

陸上、海上および空での利用が可能な人工衛星を利用した携帯電話。陸上の基地局を利用した通常の携帯電話に比べ、通信インフラの整備されていない場所での利用が可能であり、また、非常災害時にも有効に活用できるといった利点がある。(参考：総務省のホームページ)

3 携帯電話の用途または目的

本項目は、携帯電話を契約している所管課等へアンケート調査を行った結果である。



携帯電話の用途または目的は、【グラフ 2】のとおり、「業務連絡用」が約 5 割、「災害時・非常時連絡用」が約 4 割であった。「その他」は、区民対象事業の当日受付専用電話として利用されているものであった。

(重複回答があったため、母数は 334)

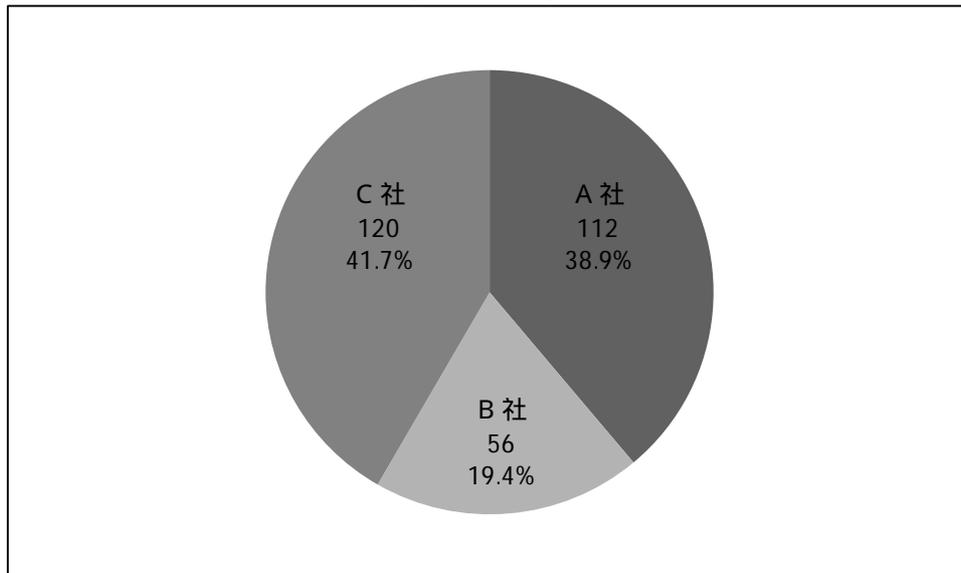
4 携帯電話の契約状況

本項目は、携帯電話を契約している所管課等へアンケート調査を行った結果である。

(1) 契約事業者

(n = 288)

【グラフ 3】

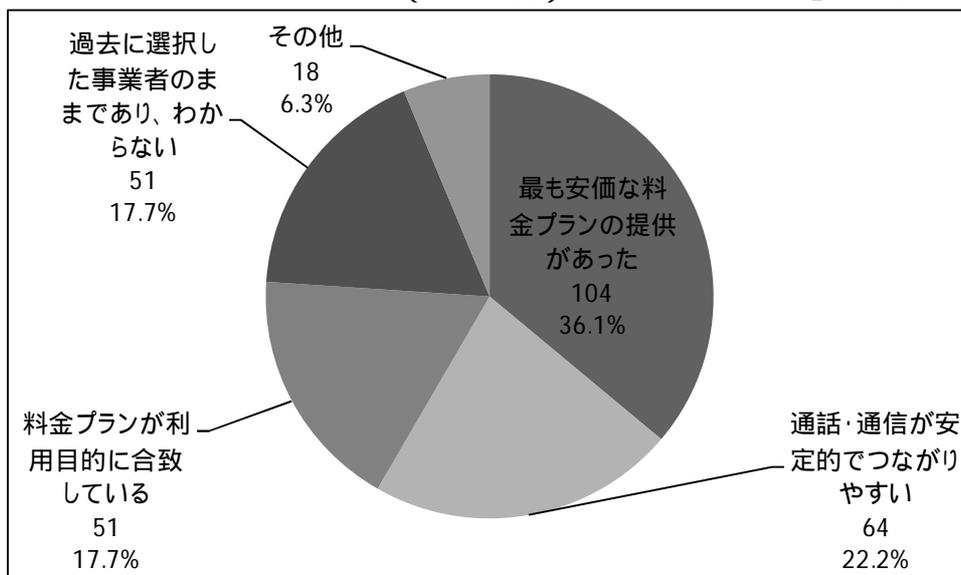


携帯電話の契約事業者は、【グラフ 3】のとおり、3社であった。

(2) 携帯電話事業者を選択した理由

(n = 288)

【グラフ 4】



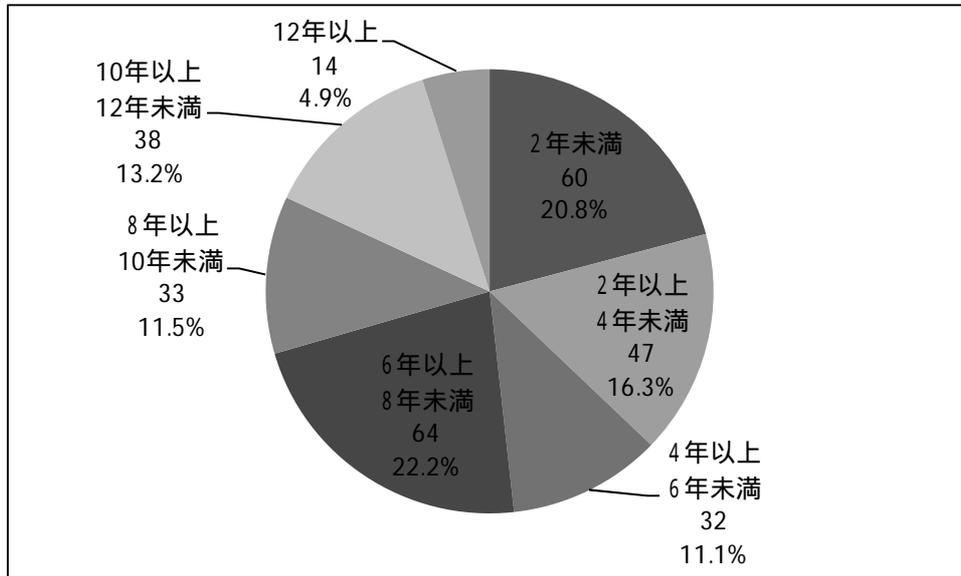
(1)の携帯電話事業者（合併等があった場合はその合併等前の事業者）を選択した理由は、【グラフ 4】のとおり「最も安価な料金プランの提供があった」が約4割で最も多かったが、「過去に選択した事業者のままであり、

わからない」が約2割あった。「その他」は、希望する機種が当該事業者しかなかった、練馬庁舎への通話が無料であった、などであった。

(3) 携帯電話の契約期間

(n = 288)

【グラフ5】

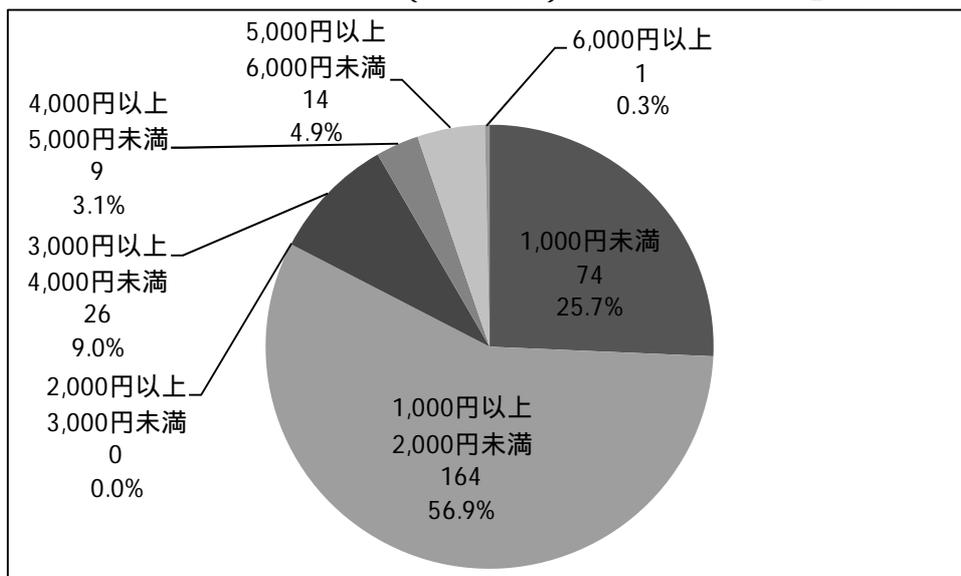


平成27年9月現在における携帯電話の契約期間は、携帯電話の料金明細表等によると【グラフ5】のとおり「6年以上8年未満」が約2割で最も多く、次いで「2年未満」、「2年以上4年未満」の順であった。最も契約期間の長い携帯電話は、18年間（2台）のものであった。

(4) 基本使用料

(n = 288)

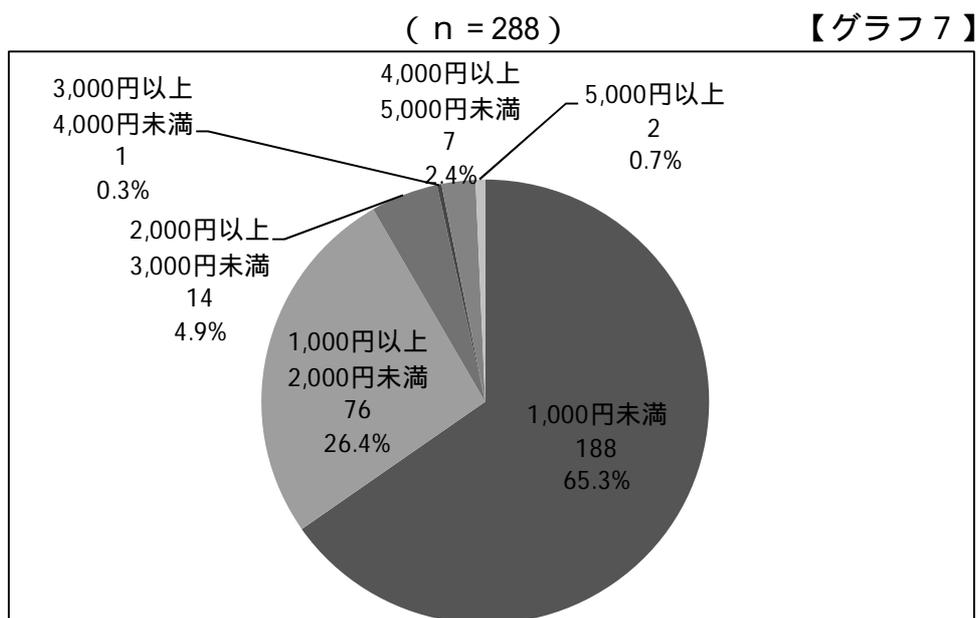
【グラフ6】



携帯電話の利用に係る費用は、主に、基本使用料、通話料・通信料、才

プション使用料に大別される。このうち、平成 27 年 9 月現在における 288 台の携帯電話の 1 台ごとの月額基本使用料は、【グラフ 6】のとおり「1,000 円以上 2,000 円未満」が約 6 割で最も多く、次いで「1,000 円未満」が約 3 割であった。「4,000 円以上 5,000 円未満」の 9 台中 7 台および「5,000 円以上 6,000 円未満」の 14 台中 2 台は、いずれも衛星携帯電話である。基本使用料の詳細は、「資料 1 携帯電話の主な用途、目的等および料金プランの状況」(40～45 ページ)のとおりである。

(5) 基本使用料 (割引後)



携帯電話の料金プランでは、契約期間により基本使用料を割り引くものがある。基本使用料から割引金額を引いて算出した、割引後の基本使用料は、【グラフ 7】のとおり「1,000 円未満」が約 7 割で最も多く、次いで「1,000 円以上 2,000 円未満」が約 3 割であった。「4,000 円以上」の計 9 台については、いずれも衛星携帯電話である。割引金額の詳細は、「資料 1 携帯電話の主な用途、目的等および料金プランの状況」(40～45 ページ)のとおりである。

(6) 支出金額

【表 2】

平成26年 4 月～27年 9 月の支出金額	7,310,696円
1 か月の平均金額	406,150円
平成26年度の支出金額	4,807,823円

288 台の携帯電話について、平成 26 年 4 月分から 27 年 9 月分までの携帯電話の料金明細表等によると、当該期間の支出金額（税込）の合計・平均は【表 2】のとおりであった。また、1 台ごとの内訳は、「資料 2 携帯電話の支出金額（税込）の一覧表」（46～55 ページ）のとおりである。

(7) 通話料・通信料

【表 3】

平成26年 4 月～27年 9 月の通話料・通信料	164,843円
1 か月の平均金額	9,158円
平成26年度分	115,673円

(6)の支出金額のうち、携帯電話 1 台ごとに毎月通話や通信に要した費用として支出した金額（税別）の合計・平均は【表 3】のとおりであった。1 か月の平均金額を 288 台で除すると、携帯電話 1 台当たりの通話や通信に要した費用の平均月額は、約 30 円となる。

また、1 台ごとの内訳は、「資料 3 携帯電話の通話料・通信料（税別）の一覧表」（56～65 ページ）のとおりである。このうち、平成 26 年 4 月から 27 年 9 月までの合計額が 0 円の携帯電話が 189 台（288 台中 65.6%）であった。

(8) 通話・通信に要した費用（実際に使ったもの）

【表 4】

平成26年 4 月～27年 9 月の通話・通信に要した費用	3,149,164円
1 か月の平均金額	174,954円
平成26年度分	2,294,778円

携帯電話の料金プランによっては、毎月一定額までの通話料・通信料が無料となるサービスや、同一携帯電話事業者間の通話料・通信料が無料となるサービスなどがある。携帯電話の料金明細表等には(7)の金額と併せ、実際に使ったものとして、無料や割引となる前の通話・通信に要した費用が記載されている。この費用を平成 26 年 4 月分から 27 年 9 月分までの期間について算出したところ、当該期間の合計・平均は【表 4】のとおりであった。1 か月の平均金額を 288 台で除すると、携帯電話 1 台当たりの平均月額は約 600 円となる。

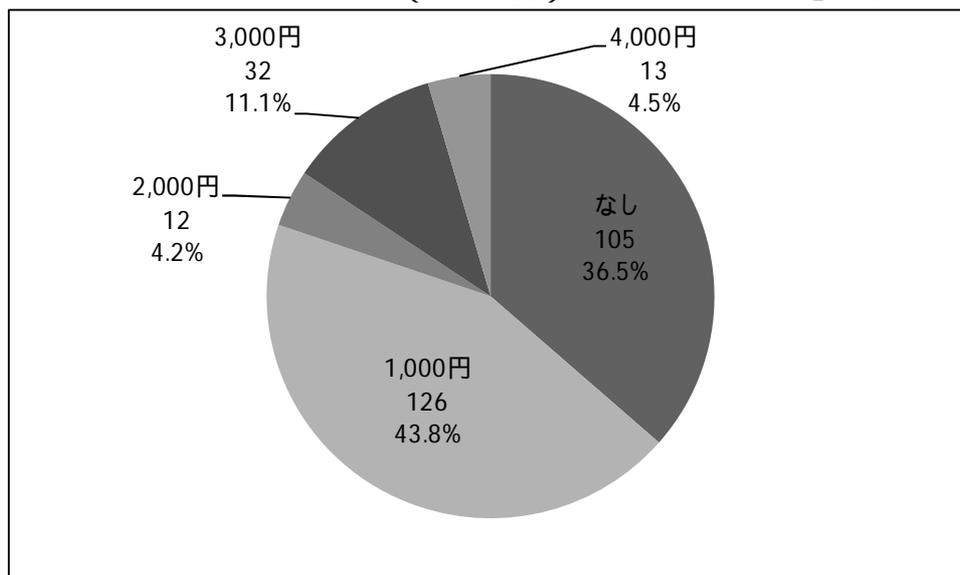
また、1 台ごとの内訳は、「資料 4 通話・通信に要した費用およびポイ

ント数の一覧表」(66～75 ページ)のとおりである。このうち、月平均額が10 円以下の携帯電話が 30 台 (288 台中 10.4%) で、このうち 0 円が 13 台あった。

(9) 無料通話・通信分

(n = 288)

【グラフ 8】

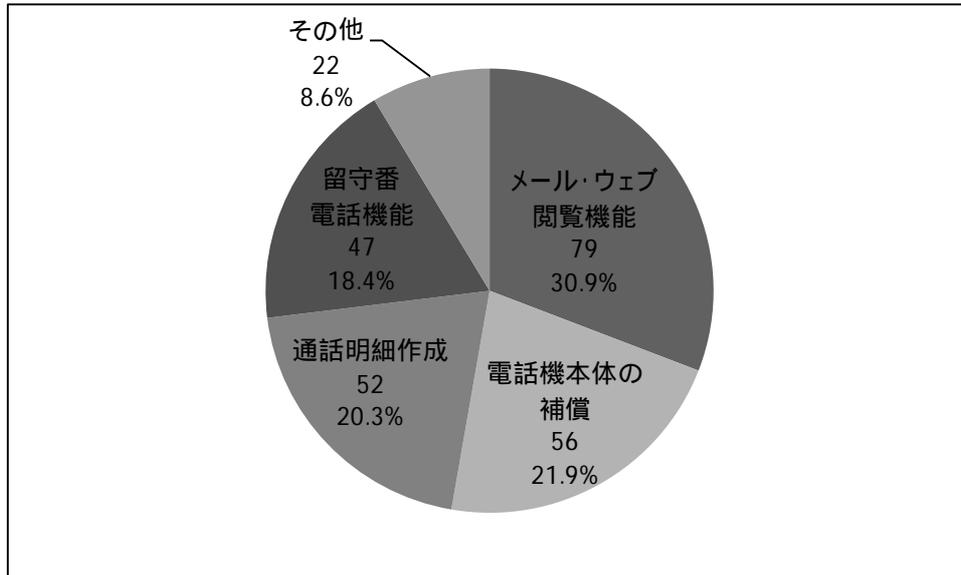


(8)に記載したとおり、携帯電話の料金プランによっては、毎月一定額までの通話料・通信料が無料となるものがある。例えば、無料通話・通信分が「1,000 円」の場合だと、1,000 円までの通話料・通信料は無料となり、1,000 円以上の通話・通信を行うと 1,000 円を超えた部分を支払うことになる。この無料通話・通信分の金額は、【グラフ 8】のとおり「1,000 円」が最も多かった。詳細は、「資料 1 携帯電話の主な用途、目的等および料金プランの状況」(40～45 ページ)のとおりである。

(10) 付与しているオプションサービス

(n = 256)

【グラフ 9】



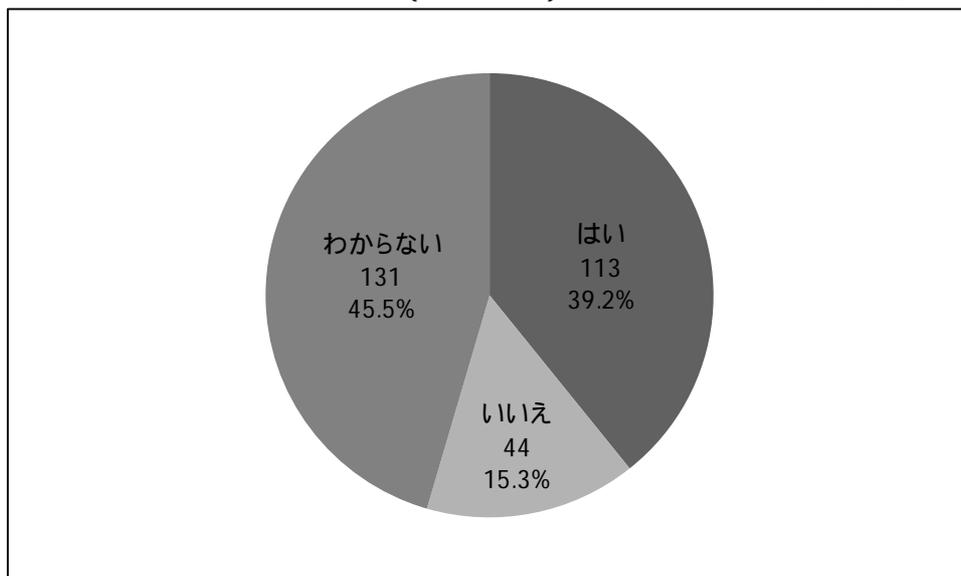
288 台の携帯電話のうち、オプションサービスを付与しているものは 232 台あった。オプションサービスの内訳は、【グラフ 9】のとおり「メール・ウェブ閲覧機能」が約 3 割で最も多く、次いで「電話機本体の補償」が約 2 割であった。「その他」は、利用料金の案内の送付を省略することで毎月の料金について 1 台当たり 20 円の割引を受けるものであった。

(重複回答があったため、母数は 256)

(11) 継続利用の割引サービス

(n = 288)

【グラフ 10】



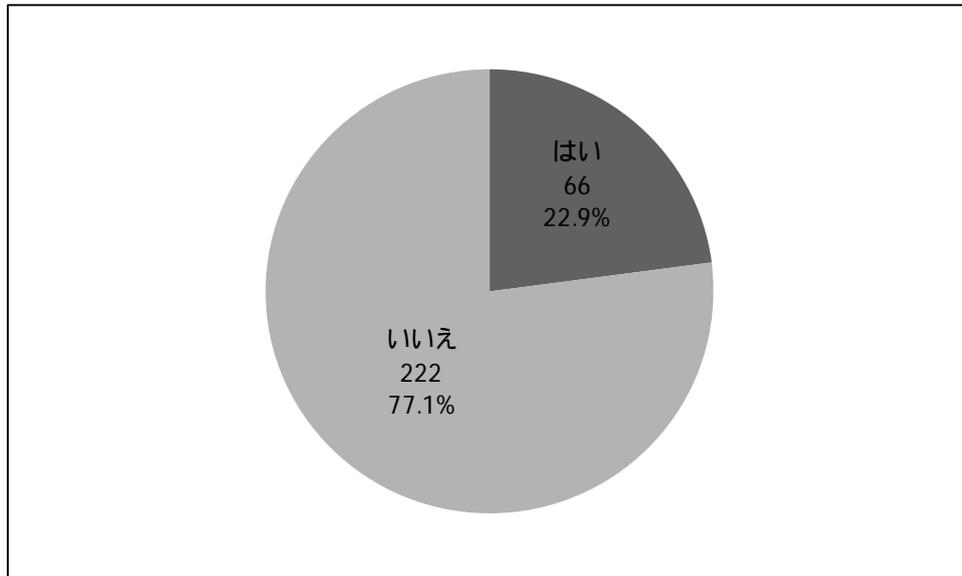
携帯電話事業者では、継続利用することで基本使用料等の割引を受けられるサービスがある。この割引サービスを受けているかどうかについては、

【グラフ 10】のとおり「はい」が約 4 割であった。また、「わからない」が約 5 割であった。

(12) 料金プランの変更

(n = 288)

【グラフ 11】

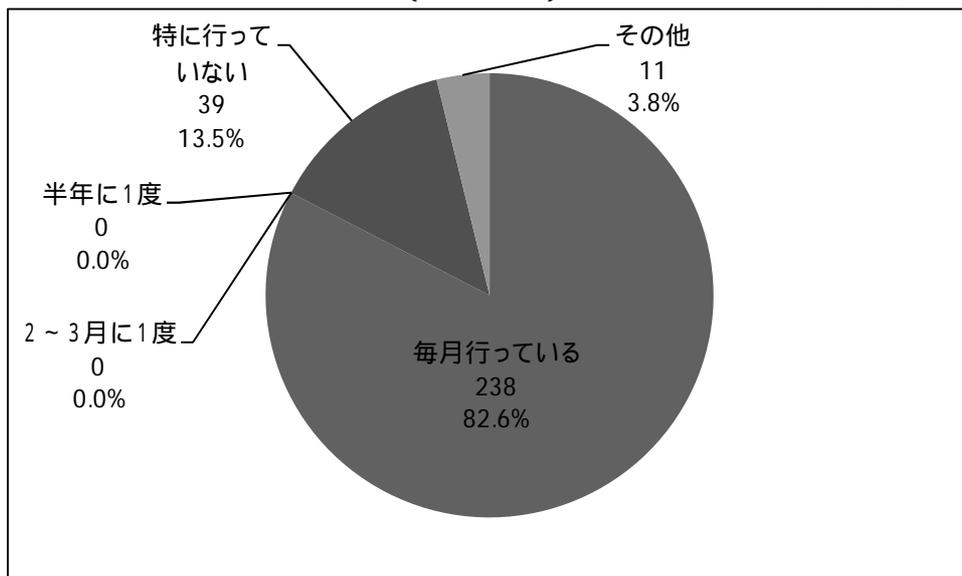


平成 26 年 4 月から 27 年 9 月までの間に、携帯電話の料金プランを変更したかどうかについては、【グラフ 11】のとおり全体の約 2 割が見直しており、その内容は基本使用料を低額なものに変更したものであった。

(13) 利用状況の点検

(n = 288)

【グラフ 12】



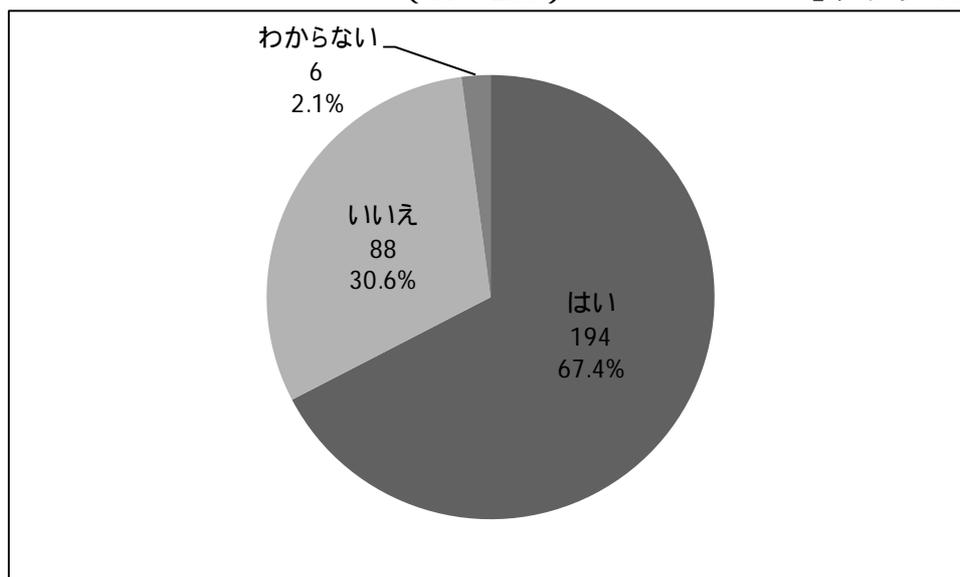
料金請求書の通話料・通信料等の明細や、無料通話・通信分、オプションの利用状況について、点検を行っているかどうかについては、【グラフ 12】

のとおり「毎月行っている」が約8割であり、「特に行っていない」が約1割であった。「その他」は、通話料・通信料の金額等が変動した時に確認する、であった。

(14) 携帯電話に付与されたポイント
ア ポイント付与の有無

(n = 288)

【グラフ 13】



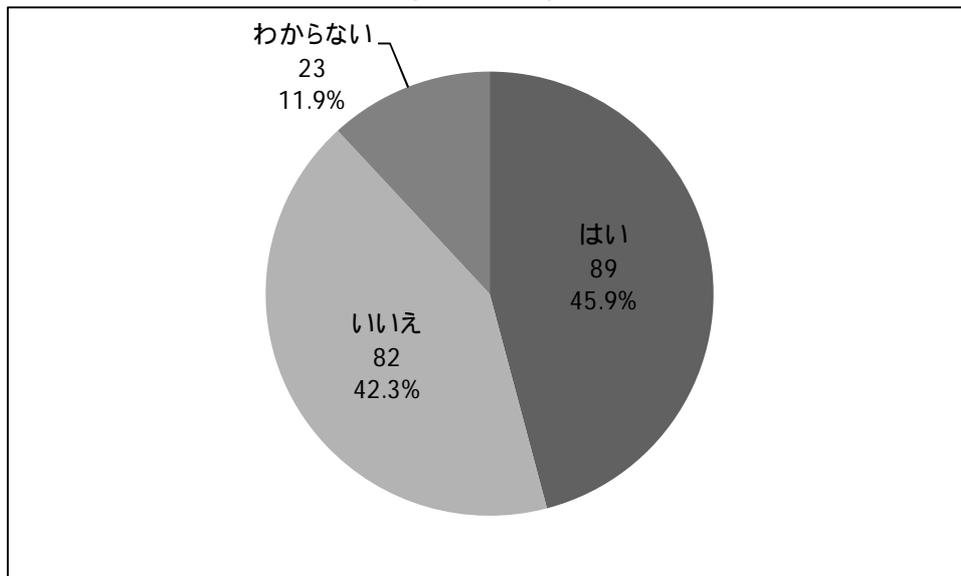
携帯電話には、携帯電話事業者の請求金額に応じてポイントが付与されるものがある。この付与の有無については、【グラフ 13】のとおり付与が「ある」が約7割であった。

平成27年9月分の携帯電話の料金明細表等に記載された携帯電話のポイント数は、「資料4 通話・通信に要した費用およびポイント数の一覧表」(66～75ページ)のとおりであり、その合計は、348,287ポイントであった。

イ ポイント利用の有無

(n = 194)

【グラフ 14】

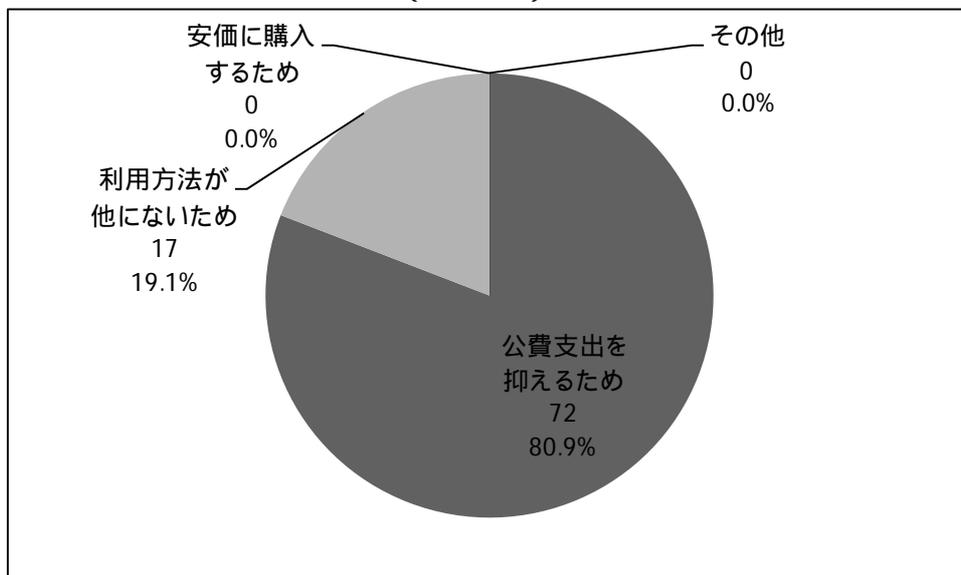


アで「はい」の場合において、付与されたポイントを利用したことがあるかどうかについては、【グラフ 14】のとおり「はい」が約5割であった。利用したポイントの内容は、本体購入、付属品購入および本体修理であった。

ウ ポイントを利用した理由

(n = 89)

【グラフ 15】

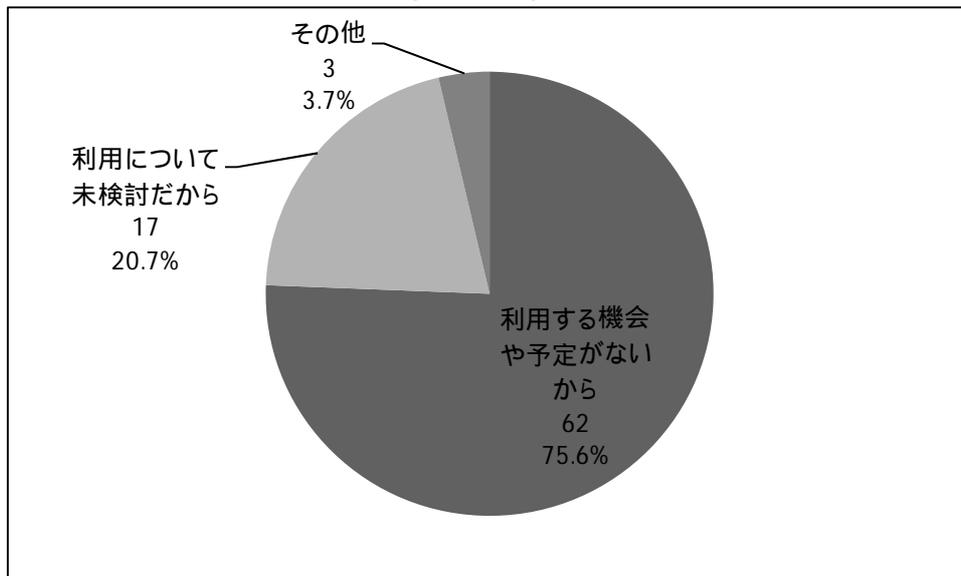


イで「はい」の場合において、ポイントを利用した理由は、【グラフ 15】のとおり「公費支出を抑えるため」が約8割であった。

エ ポイントを利用したことがない理由

(n = 82)

【グラフ 16】

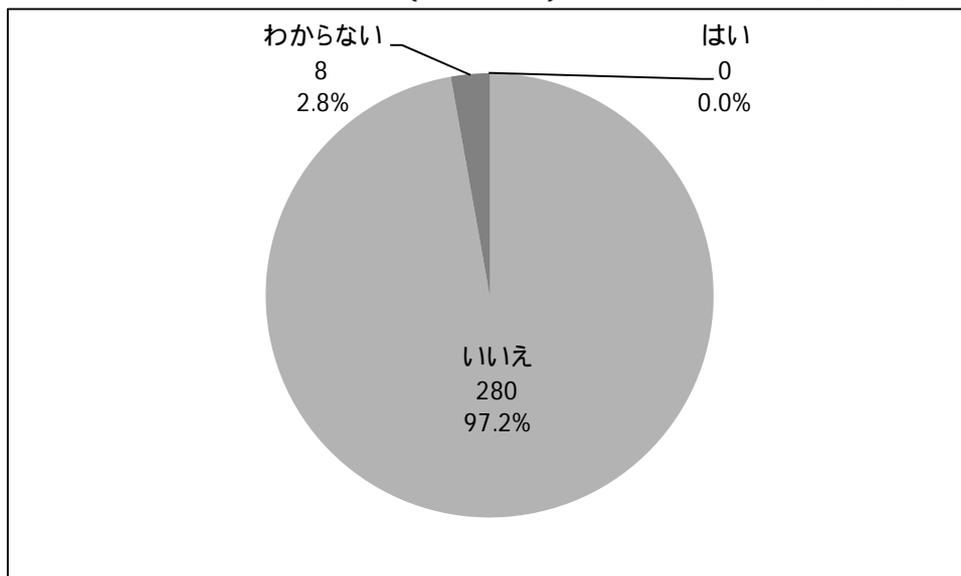


イで「いいえ」の場合において、ポイントを利用したことがない理由は、【グラフ 16】のとおり「利用する機会や予定がないから」が約 8 割であった。「その他」は、ポイントを利用するには、区の事務用パソコンを使って事業者のウェブサイトから登録することが必要だが、事務用パソコンのセキュリティ上アクセス制限がかかり登録できない、というものであった。

オ ポイント利用のルールの有無

(n = 288)

【グラフ 17】



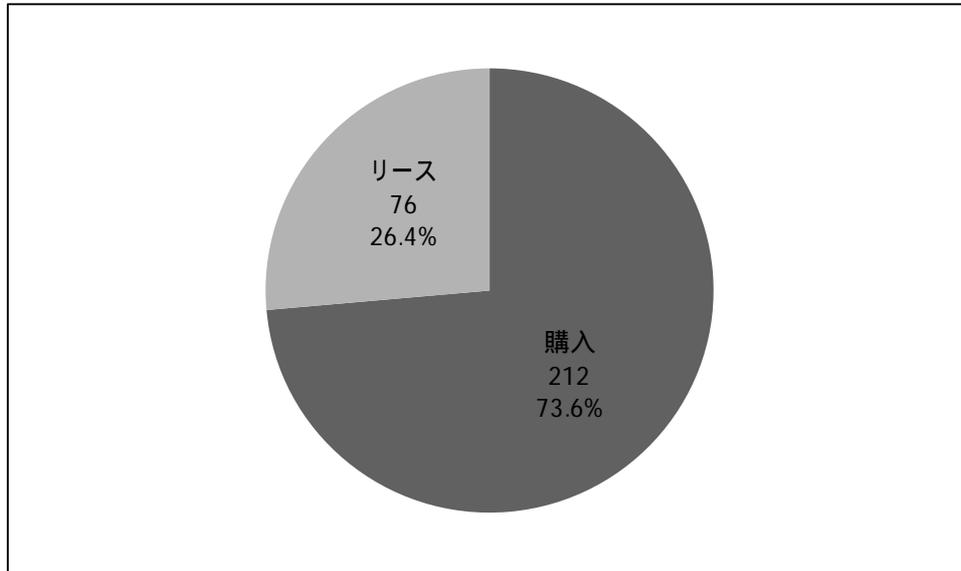
携帯電話のポイントの利用について何かルールを定めているか、については、【グラフ 17】のとおりほとんどが「いいえ」であり、「はい」と

回答したものはなかった。

(15) 購入・リースの別

(n = 288)

【グラフ 18】

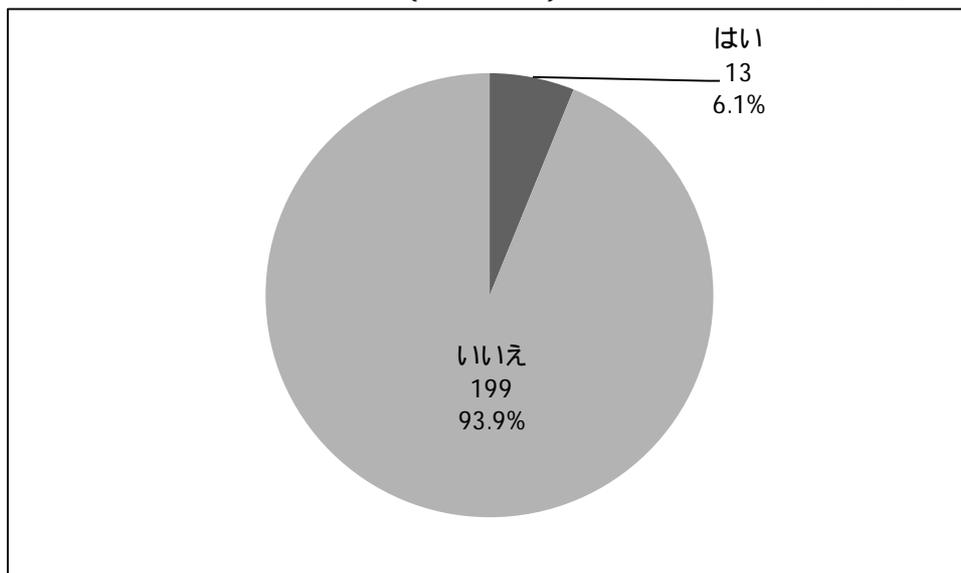


携帯電話を購入したものか、リースしたものか、については、【グラフ 18】のとおり「購入」が約7割であった。購入を選択した理由は、安価に取得できるため、購入代金が無料であるため、などであった。リースを選択した理由は、リース料が無料であるため、であった。

(16) 備品登録の有無

(n = 212)

【グラフ 19】



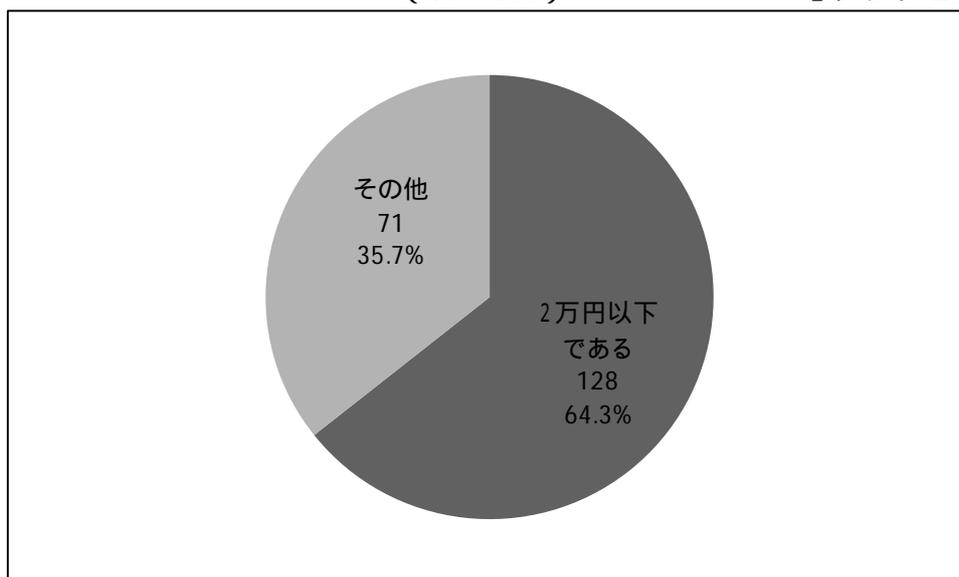
区では、備品購入費での購入決定価格や工事請負費での取付価格が2万円以上の物品については、その管理を適正に処理するために、原則として

区の財務会計システムに「備品」として入力し、登録しなければならないこととされている。(15)で「購入」とした携帯電話 212 台について、この備品登録を行っているかどうかについては、【グラフ 19】のとおり「いいえ」が約 9 割であった。

(17) 備品登録を行っていない理由

(n = 199)

【グラフ 20】



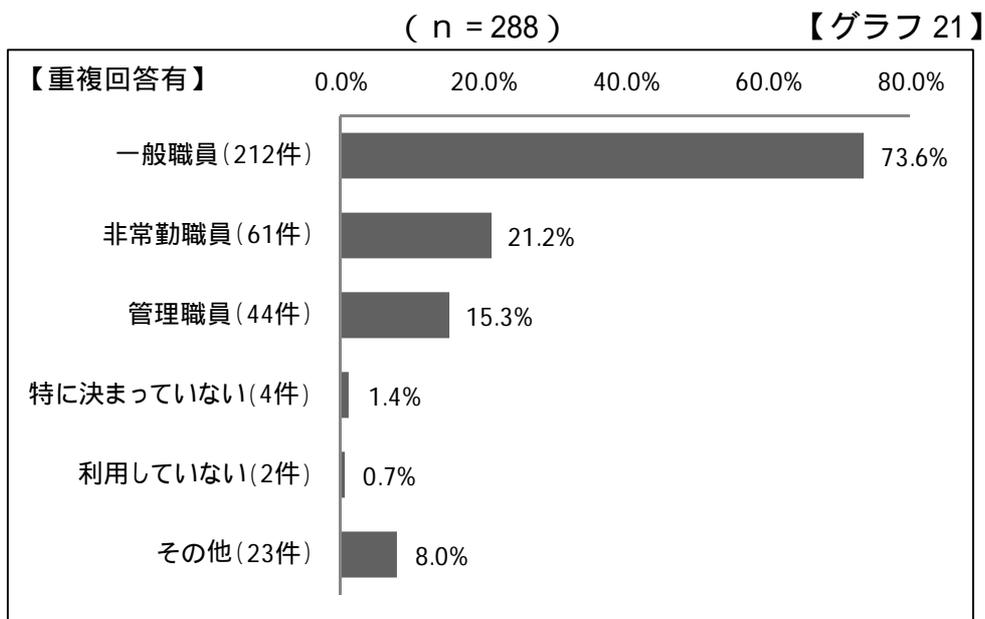
(16)で備品登録を行っていないとした携帯電話 199 台について、登録を行っていない理由は、【グラフ 20】のとおり「2万円以下である」が約 6 割であった。「その他」は、無償提供のため、購入費用が 0 円のため、毎月の使用料金の中で分割しているため、などであった。

なお、備品登録を行っていないとした携帯電話において、毎月の使用料金の中で分割して支払うことにより支出総額が 2 万円を超えることとなるものや、経費を工事請負費で支出したが取付価格が 2 万円を超えていたものがあつた。

5 携帯電話の利用状況

本項目は、「(16) 事故発生時の体制」(32 ページ)を除き、携帯電話を利用している所管課等へアンケート調査を行った結果である。(16)は、携帯電話を契約している所管課等へアンケート調査を行った結果である。

(1) 主な利用者

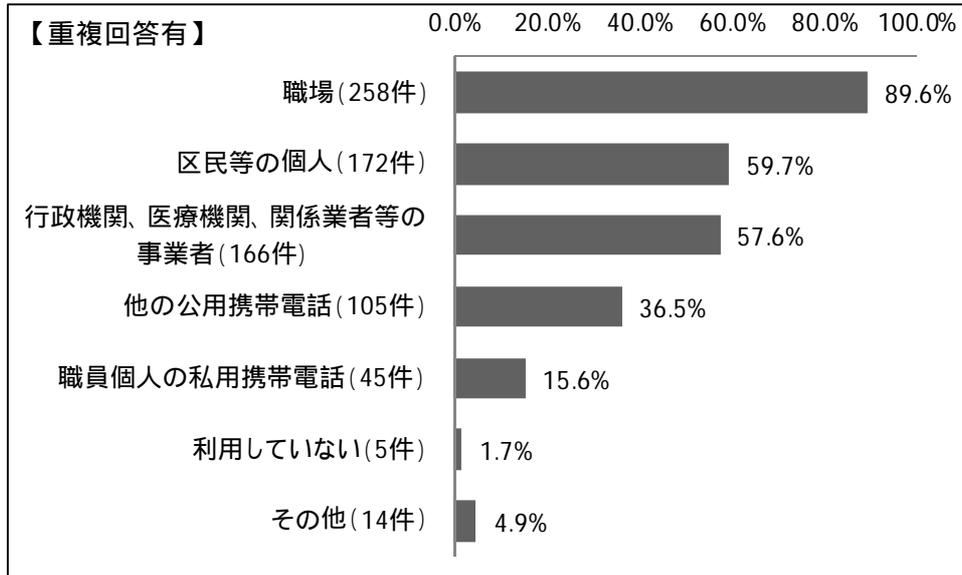


携帯電話 288 台の主な利用者については、【グラフ 21】のとおり「一般職員」が約 7 割、「非常勤職員」が約 2 割の順であった。「その他」は、区長・副区長、区内の災害時医療機関の職員、委託事業者などであった。「利用していない」理由は、非常時・災害時の連絡用であり平時の利用がないため、であった。

(2) 利用の主な相手方

(n = 288)

【グラフ 22】

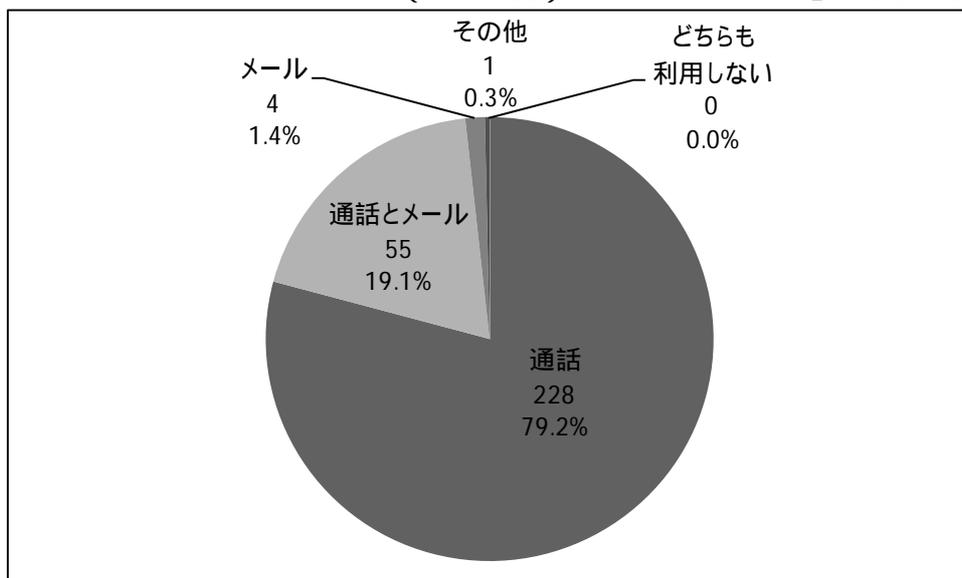


携帯電話 288 台の利用に際し、その主な相手方については、【グラフ 22】のとおり「職場」が約 9 割、「区民等の個人」が約 6 割の順であった。「その他」は、区内の災害時医療機関などであった。「利用していない」理由は、非常時・災害時の連絡用であり平時の利用がないため、緊急連絡用であり訓練時のみしか利用していないため、などであった。

(3) 主な利用内容

(n = 288)

【グラフ 23】

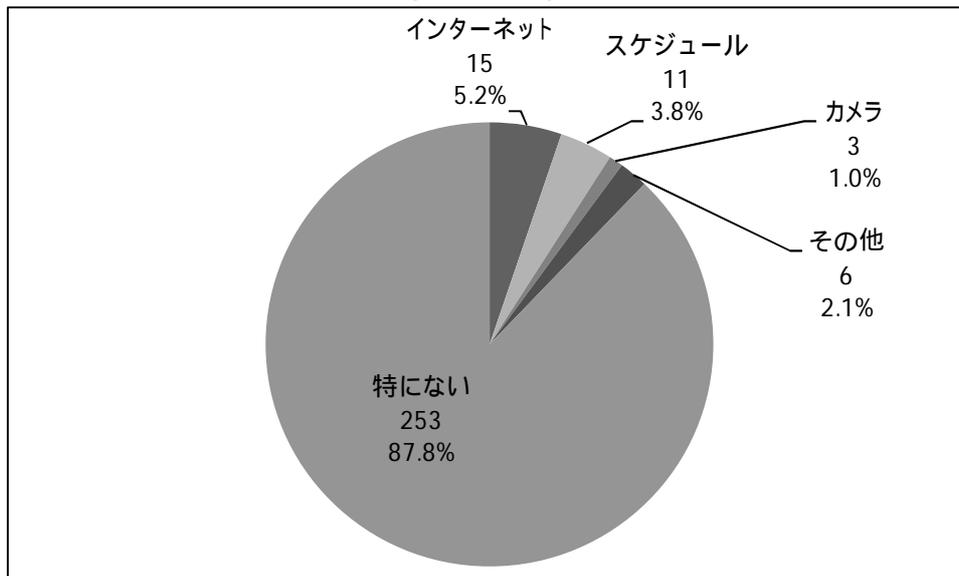


携帯電話の主な利用内容は、【グラフ 23】のとおり「通話」が約 8 割であり、「通話とメール」が約 2 割であった。「その他」は、非常時・災害時の連絡用のためほとんど利用したことがない、であった。

(4) 通話とメール以外に利用する機能

(n = 288)

【グラフ 24】

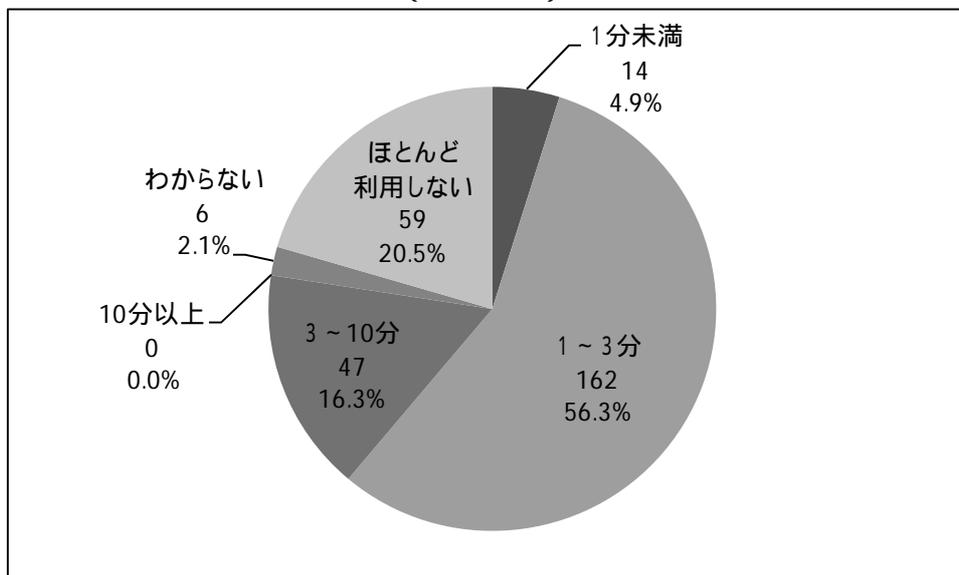


携帯電話に備わっている機能のうち、通話とメール以外に利用するものについては、【グラフ 24】のとおり約 1 割の携帯電話が、インターネット、スケジュール機能などを利用しているとの回答であった。「その他」は、全てアドレス帳であった。

(5) 1 回の通話時間

(n = 288)

【グラフ 25】



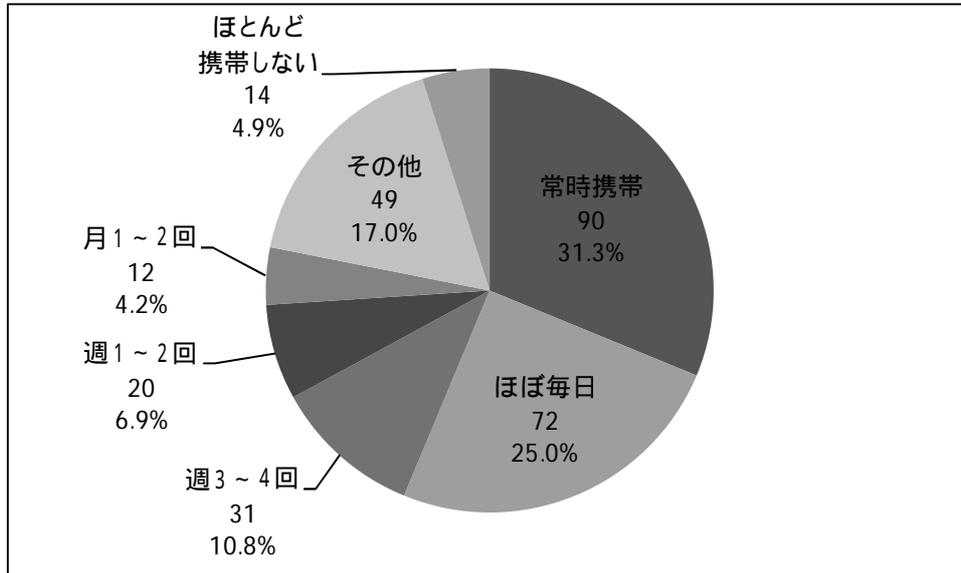
携帯電話で通話する場合、1 回の通話が通常どのくらいの時間で済んでいるかについては、【グラフ 25】のとおり「1 ~ 3分」が約 6 割で最も多く、次いで「3 ~ 10分」が約 2 割であった。また、「ほとんど利用しない」が約 2 割あったが、その理由は、非常時・災害時の連絡用のため、緊急を要す

るとき以外は使用していないため、などであった。

(6) 携帯する頻度

(n = 288)

【グラフ 26】

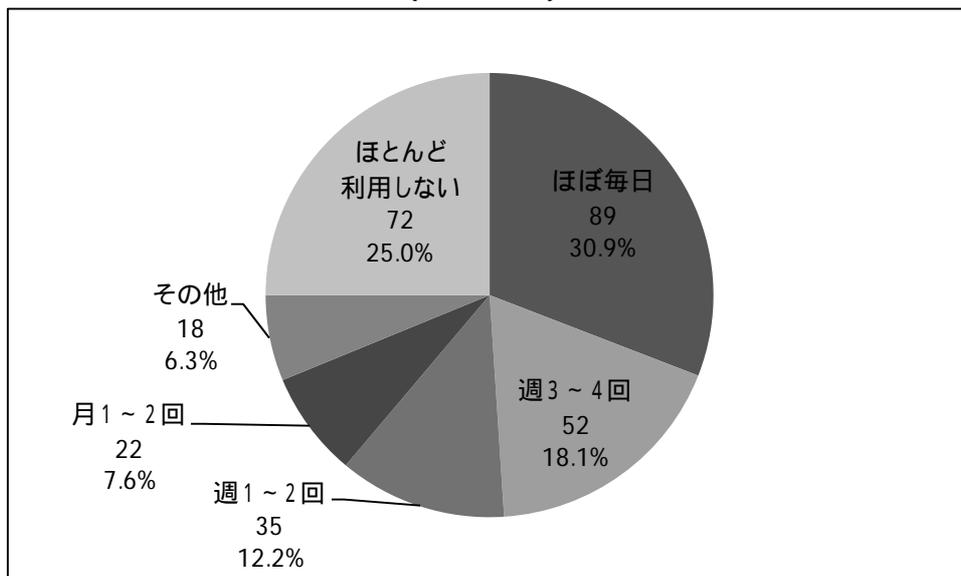


携帯電話を携帯する頻度がどのくらいについては、【グラフ 26】のとおり「常時携帯」が約3割で最も多く、次いで「ほぼ毎日」、「週3~4回」の順であった。「その他」は、5月から10月まで（河川の水位が上がる時期）輪番制で常時携帯、非常時のみ携帯、などであった。また、「ほとんど携帯しない」が約5%あったが、その理由は、非常時・災害時のみ利用するため、などであった。

(7) 利用する頻度

(n = 288)

【グラフ 27】

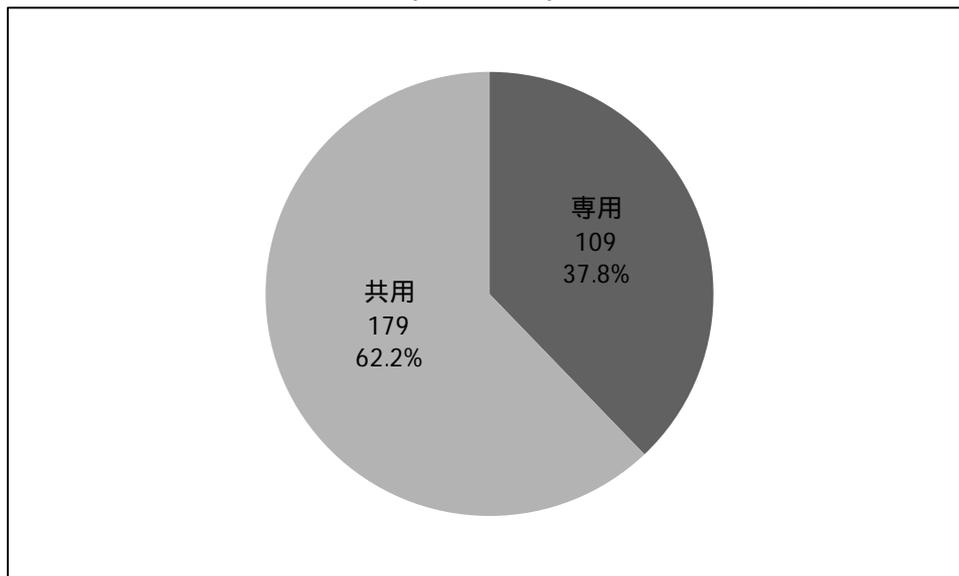


通話やメールなど携帯電話をどの位の頻度で利用しているか、については、【グラフ 27】のとおり「ほぼ毎日」が約 3 割で最も多く、次いで「週 3 ~ 4 回」が約 2 割であった。「その他」は、災害等発生時、その時々により変わる、などであった。また、「ほとんど利用しない」が約 3 割あったが、その理由は、非常時・災害時のみ利用するため、などであった。

(8) 専用・共用の別

(n = 288)

【グラフ 28】



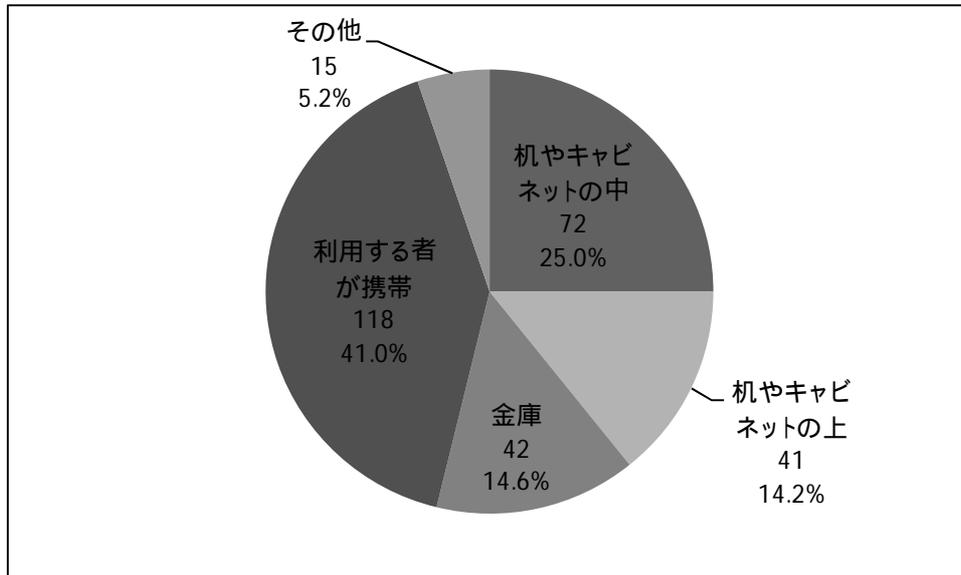
携帯電話は特定の職員の専用か、職場の共用か、については、【グラフ 28】のとおり「共用」が約 6 割であった。

(9) 携帯電話の保管

ア 執務時間内の保管場所

(n = 288)

【グラフ 29】

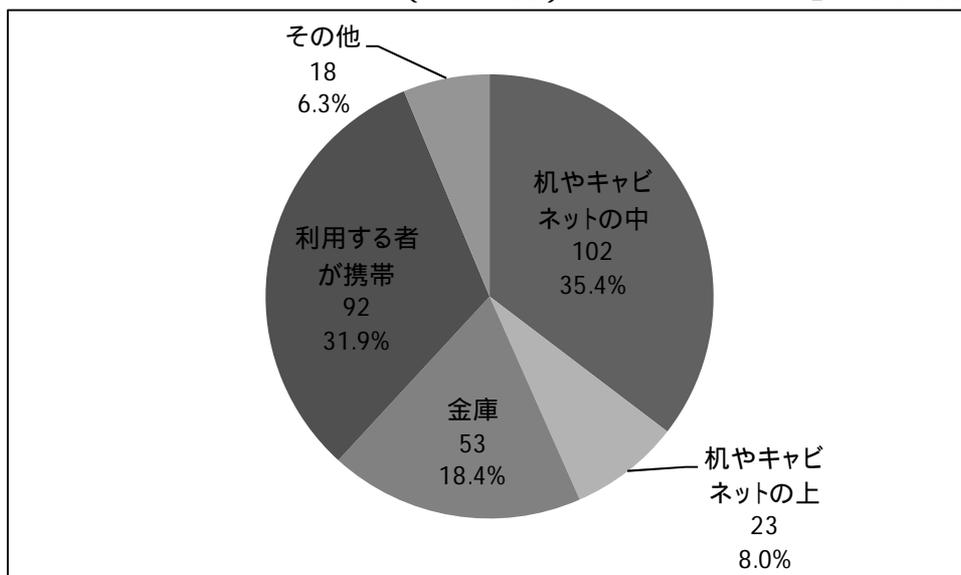


執務時間内の保管場所については、【グラフ 29】のとおり「利用者 が携帯」が約 4 割で最も多く、次いで「机やキャビネットの中」が約 3 割であった。「その他」は、金属製のシールボックス（印箱）などであった。

イ 執務時間外の保管場所

(n = 288)

【グラフ 30】



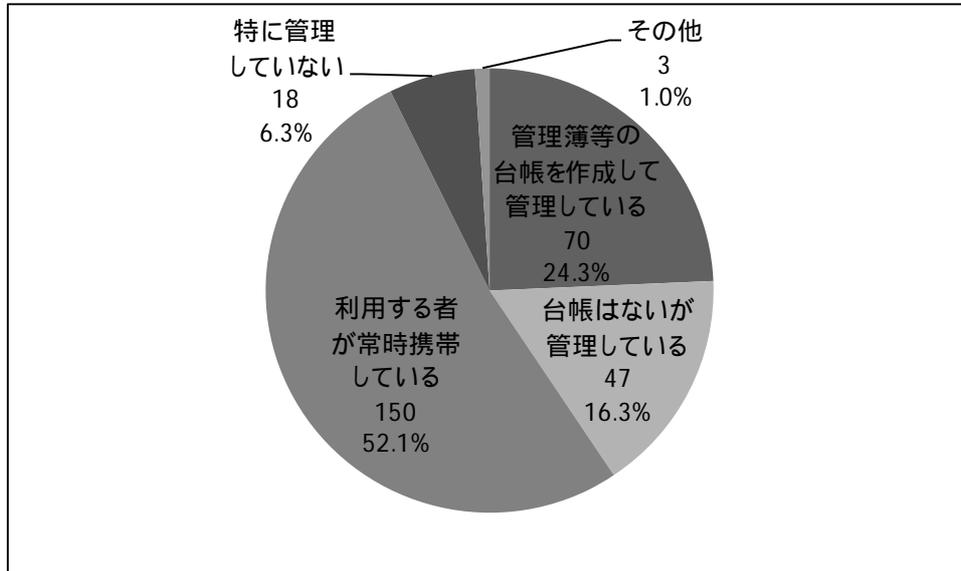
執務時間外の保管場所については、【グラフ 30】のとおり「机やキャビネットの中」が約 4 割で最も多く、次いで「利用者 が携帯」が約 3 割であった。「その他」は、非常勤職員の自宅に配備した公用キャビネット

トなどであった。

ウ 持ち出す場合の管理方法

(n = 288)

【グラフ 31】

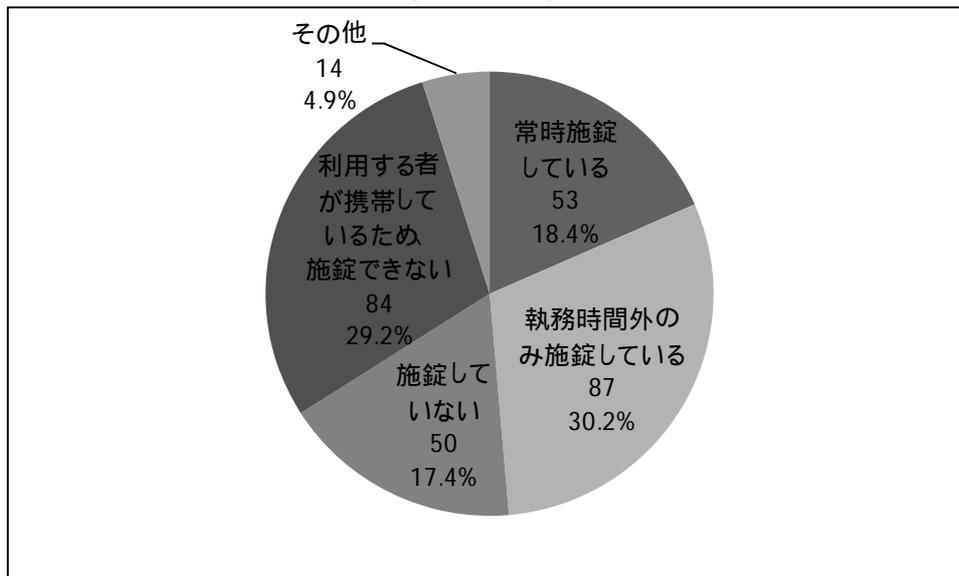


携帯電話を持ち出す場合、何らかの方法で管理しているかについては、【グラフ 31】のとおり「利用する者が常時携帯している」が約5割で最も多く、次いで「管理簿等の台帳を作成して管理している」が約2割などであったが、「特に管理していない」が約1割あった。「その他」は、非常時・災害時の連絡用であり平常時には基本的に持ち出すことがない、などであった。「台帳はないが管理している」場合の管理方法は、ホワイトボードに記入、行動予定表に記載などであった。

エ 保管場所の施錠の状況

(n = 288)

【グラフ 32】

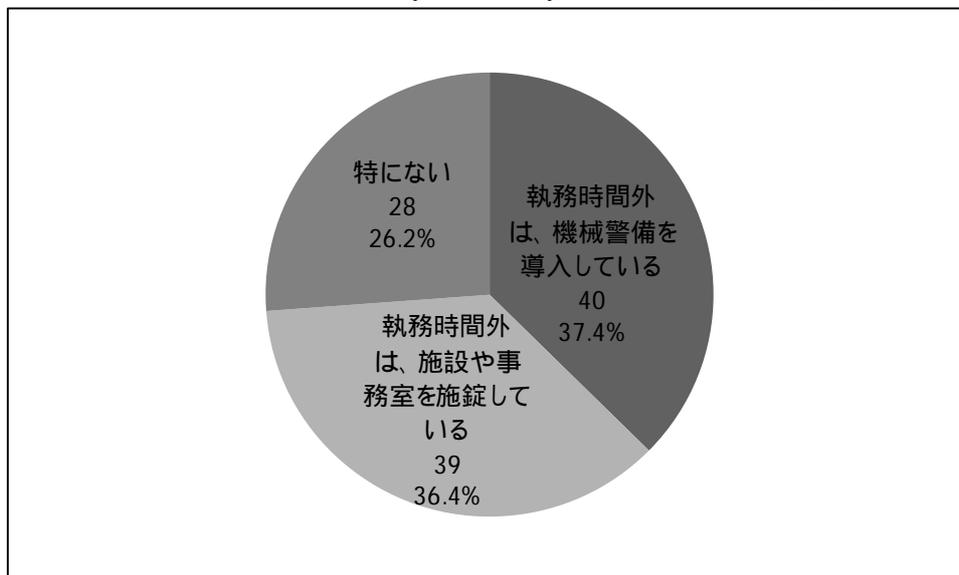


保管場所を施錠しているについては、【グラフ 32】のとおり「常時」または「執務時間外のみ」施錠しているものが合計で約5割であり、「施錠していない」が約2割であった。

オ 保管場所を施錠していない場合の対策

(n = 107)

【グラフ 33】



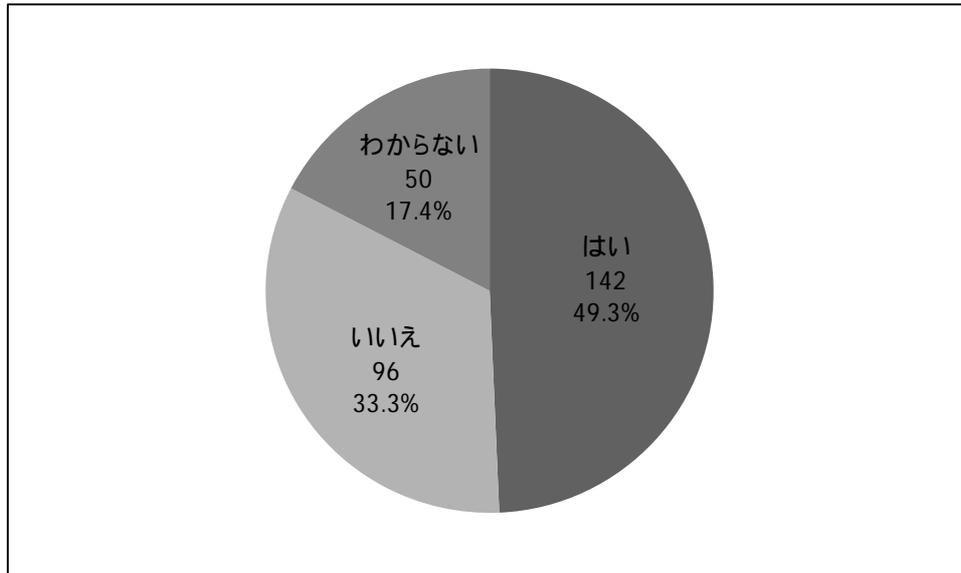
エで保管場所を施錠していない場合において、携帯電話の盗難等防止のため何か対策を行っているについては、【グラフ 33】のとおり「特にない」が約2割であった。

(重複回答があったため、母数は107)

カ 保管方法や持ち出しのルールの有無

(n = 288)

【グラフ 34】



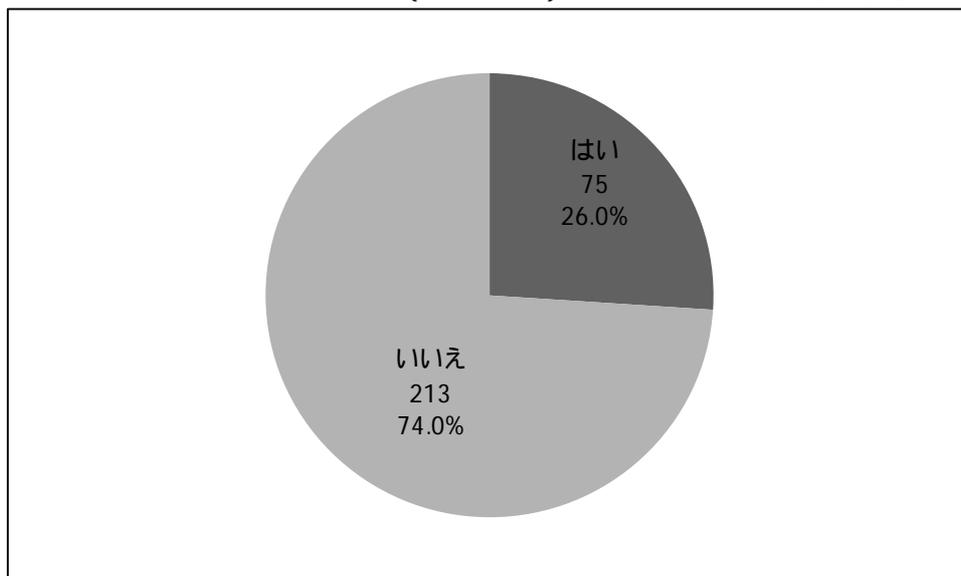
携帯電話の保管方法や保管場所からの持ち出しについて、何かルールを定めて(または定められて)いるかについては、【グラフ 34】のとおり、「はい」が約5割であり、「いいえ」が約3割であった。「はい」の内容は、携帯電話の運用基準等の文書化や、台帳や持出簿への記入の申し合わせなどであった。

(10) 携帯電話への情報の記録

ア 情報の記録の有無

(n = 288)

【グラフ 35】



通話やメールの履歴情報は除き、携帯電話に情報を記録することがあるかどうかについては、【グラフ 35】のとおり「はい」が約3割であった。

イ 記録することがある情報の内容

【表 5】

区民の電話番号	12件	4.5%	区民のメールアドレス	0件	0.0%	写真	3件	1.1%
事業者の電話番号	14件	5.3%	事業者のメールアドレス	1件	0.4%	スケジュール	11件	4.2%
職員の電話番号	36件	13.6%	職員のメールアドレス	17件	6.4%	仕事に関する情報	1件	0.4%
他の公用携帯の電話番号	71件	26.9%	他の公用携帯のメールアドレス	32件	12.1%	その他	3件	1.1%
職場の電話番号	48件	18.2%	職場のメールアドレス	15件	5.7%	合計	264件	100

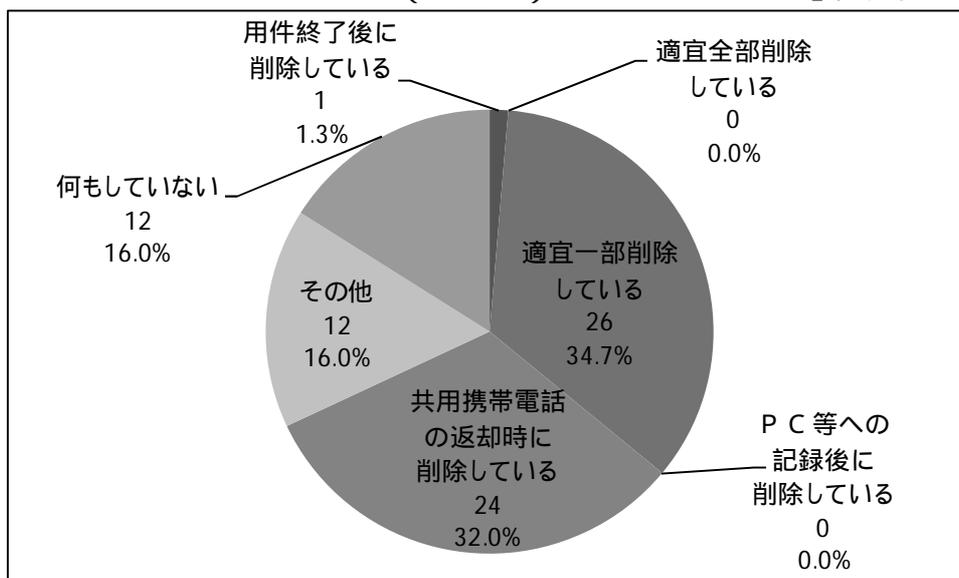
アで「はい」の場合において、記録することがある情報の内容については、【表 5】のとおりであった。「その他」は、維持補修工事・委託作業請負業者の電話番号であった。

(重複回答があったため、母数は 264)

ウ 記録した情報の取扱い

(n = 75)

【グラフ 36】



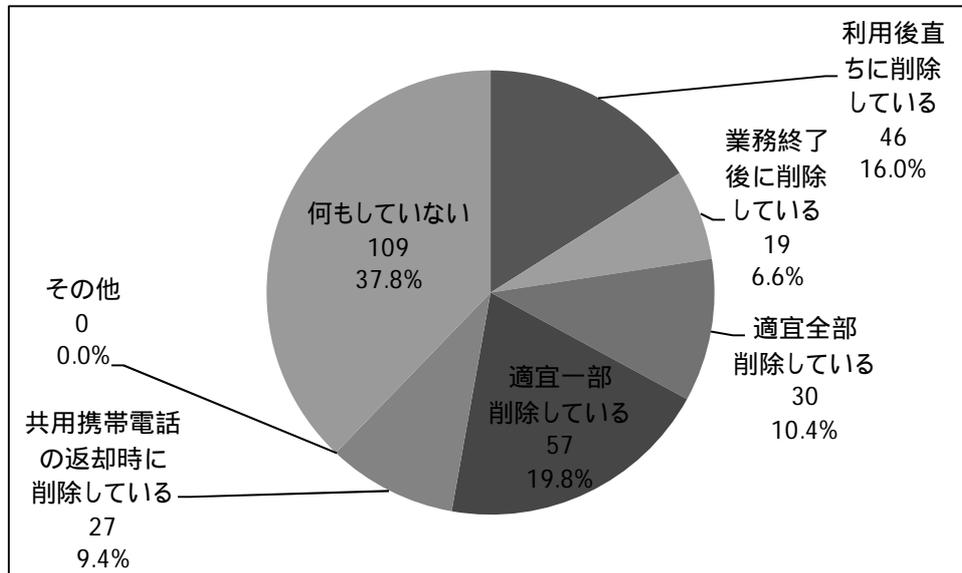
アで「はい」の場合において、携帯電話に記録した情報はどのようにしているかについては、【グラフ 36】のとおり「適宜一部削除している」「共用携帯電話の返却時に削除している」がともに約 3 割であった。「何もしていない」が約 2 割あったが、その理由は、情報が他の公用携帯電話番号である、個人情報保存していない、などであった。「その他」は、個人情報は用件終了後に削除しているが他の公用携帯番号等は業務で使用するため削除していない、であった。なお、イで「区民の電話番号」を記録するとしたものは、全て、用件終了後または共用携帯電話の返却時に

削除する、であった。

(11) 履歴情報の取扱い

(n = 288)

【グラフ 37】

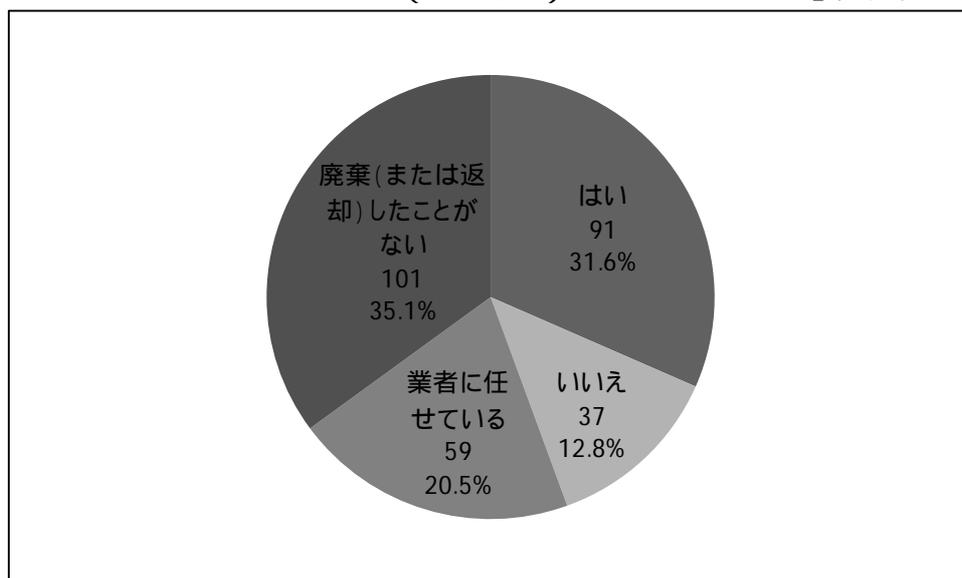


携帯電話の通話やメールの履歴情報をどうしているかについては、【グラフ 37】のとおり「何もしていない」が約4割で最も多かった。その理由は、通知先が他の公用携帯電話であるため、秘匿を必要とする情報がないため、職場との連絡が主であるため、あまり使用する機会がないため、などであった。また、「何もしていない」のうち、「(2) 利用の主な相手方」(20ページ)で「区民等の個人」をあげたものは81件(288件中28.1%)であった。

(12) 廃棄・返却の際の情報の初期化

(n = 288)

【グラフ 38】

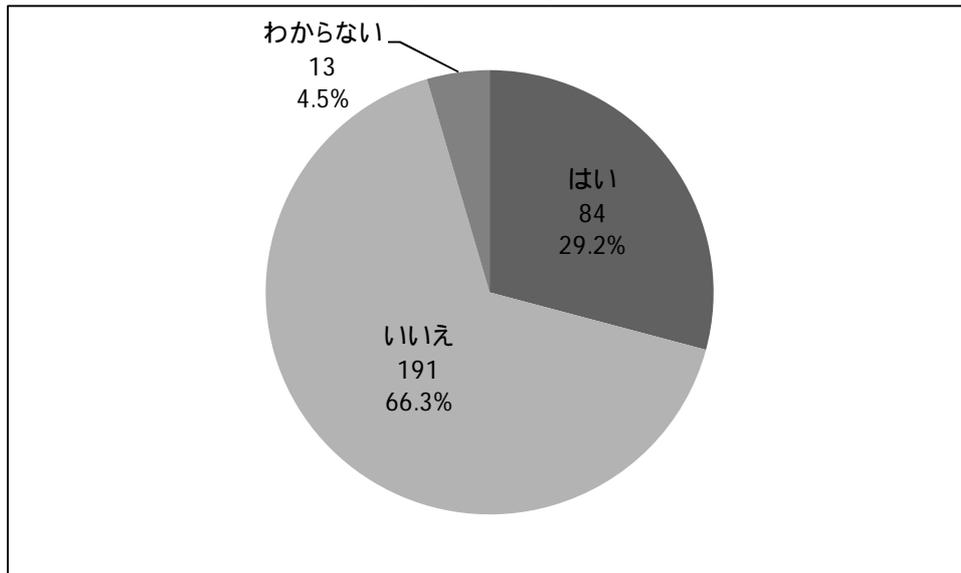


携帯電話を廃棄・返却（貸与されている携帯電話利用の場合は所管に返却）する際、情報を初期化しているかについては、【グラフ 38】のとおり「はい」が約3割であり、「いいえ」が約1割であった。

(13) 情報の記録や履歴の削除に係るルールの有無

(n = 288)

【グラフ 39】

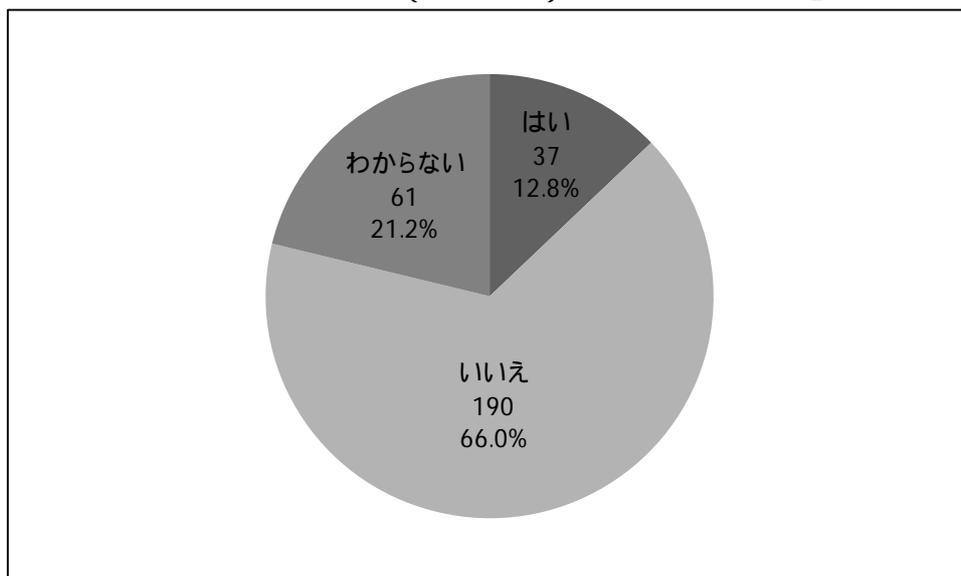


携帯電話の情報の記録や履歴の削除について、何かルールを定めて（または定められて）いるかについては、【グラフ 39】のとおり「はい」が約3割であり、「いいえ」が約7割であった。

(14) ねりま情報メールの登録の有無

(n = 288)

【グラフ 40】



区では、防災気象情報、安全・安心情報、区政情報（イベントや新規事

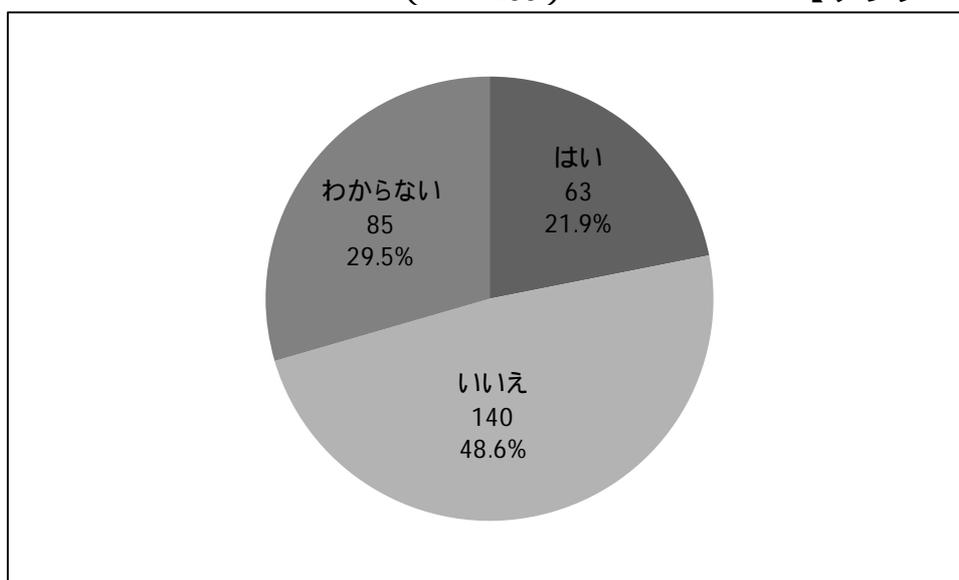
業など)を、登録した方のパソコンや携帯電話、スマートフォンなどに電子メールで配信するサービス(ねりま情報メール)を行っている。このねりま情報メールを登録しているかについては、【グラフ 40】のとおり「はい」が約1割であり、「いいえ」が約7割であった。

なお、災害時優先携帯電話43台については、全て貸与元の危機管理課においてあらかじめねりま情報メールの登録を行っている。当該携帯電話を利用している者の回答を抽出したところ、「いいえ」および「わからない」の合計が約3割であった。

(15) 緊急速報メールの受信設定の有無

(n = 288)

【グラフ 41】



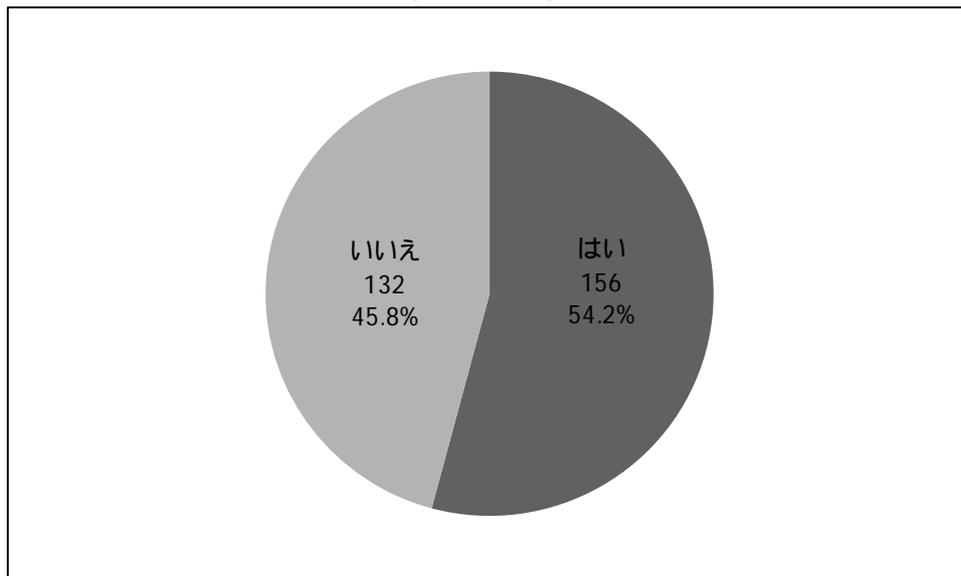
緊急速報メールとは、気象庁が配信する「緊急地震速報」や「津波警報」、国や地方公共団体が配信する「災害・避難情報」などを受信することができる携帯電話向けのサービスである。このメールが受信できるよう設定を行っているかについては、【グラフ 41】のとおり「はい」が約2割であり、「いいえ」が約5割であった。

なお、災害時優先携帯電話43台については、全て貸与元の危機管理課においてあらかじめ緊急速報メールの受信設定を行っている。当該携帯電話を利用している者の回答を抽出したところ、「いいえ」および「わからない」の合計が約3割であった。

(16) 事故発生時の体制

(n = 288)

【グラフ 42】



携帯電話を紛失、破損するなどの事故が発生した場合、所管課の対応手順を整備するなど、体制を整えているか、については、【グラフ 42】のとおり「はい」が約 55%であり、「いいえ」が約 45%であった。体制の内容については、職場内の運用基準等に記載している、契約事業者に連絡し対応を依頼することとしている、直ちに所属長等に報告することとしている、などであった。

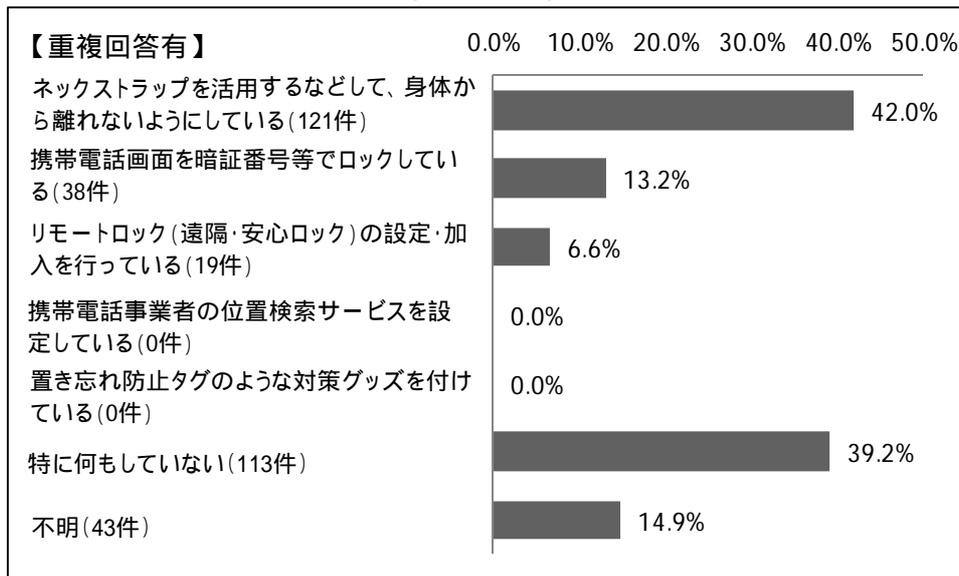
また、平成 26 年 4 月から 27 年 9 月までの間に、携帯電話を紛失、破損するなどの事故が発生したことがあるか、については、「はい」が 1 件あった。

本件事故は、携帯電話 1 台を事務室内で紛失したものであり、所管から、事故の概要、原因、事故対応の経過とその結果などが、「情報セキュリティ事故報告書」として、区の情報セキュリティを所管する情報政策課長に提出されていた。

(17) 紛失等の対策

(n = 288)

【グラフ 43】

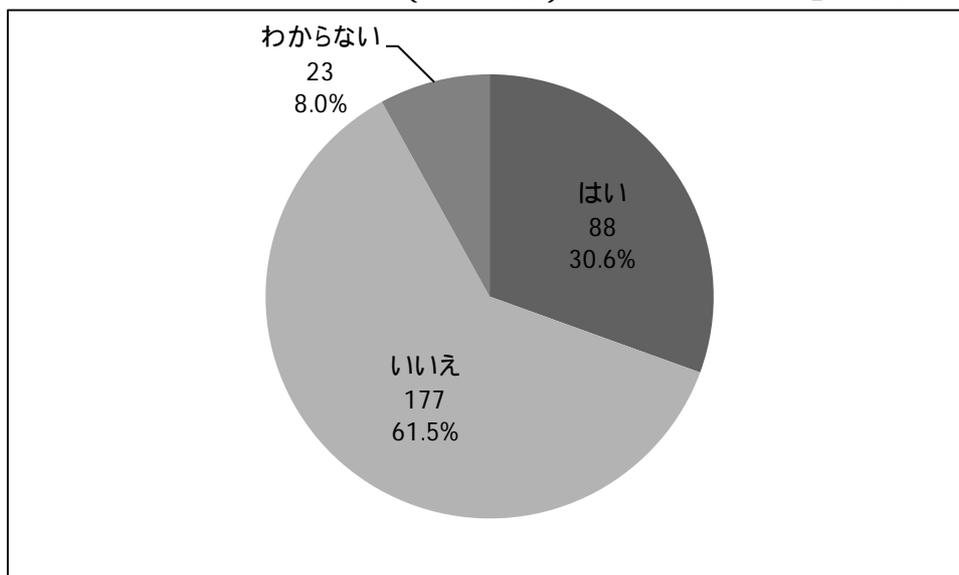


携帯電話の紛失等の対策として当てはまるものは何かについては、【グラフ 43】のとおり「ネックストラップを活用するなどして、身体から離れないようにしている」が約4割で最も多く、次いで「携帯電話画面を暗証番号等でロックしている」が約1割であった。また、「特に何もしていない」が約4割であった。

(18) 紛失防止策のルールの有無

(n = 288)

【グラフ 44】



携帯電話の紛失防止策について、何かルールを定めて(または定められて)いるか、については、【グラフ 44】のとおり「はい」が約3割であり、「いいえ」が約6割であった。

(19) 使途・目的以外の利用の有無

携帯電話を使途または目的以外に利用したことがあるかについては、全ての回答が「いいえ」であった。

第3 監査委員意見

平成27年度の行政監査は、「携帯電話の利用等について」をテーマとして、区が使用する携帯電話288台について、保有目的および利用状況は適切か、契約内容は適切か、また、その管理は適切かについて検証した。

今回調査した携帯電話の用途または目的は、概ね業務連絡用と災害時・非常時連絡用であった(6ページ【グラフ2】)。具体的な内容は、「資料1」(40～45ページ)の「携帯電話の主な用途、目的等」のとおり、各所管の業務内容に応じて様々であり、保有目的に問題のある携帯電話は認められなかった。

携帯電話の利用については、通話が中心であり、保有目的によってはオプション料金300円を支払ってメールやインターネット閲覧機能を付加しているものがあつた。また、携帯電話事業者が提供する料金プランの中には、基本使用料の中にメールやインターネット閲覧機能が含まれているものがあるが、メール等を利用しないように申し合わせている部署があつた。さらに、幹部職員等に貸与する災害時優先携帯電話には、あらかじめねりま情報メールの登録や緊急速報メールの受信設定を行うなど、保有目的に応じて携帯電話の利用の工夫がなされていた。

携帯電話の契約については、割引後の月額基本使用料は、全体の9割以上が2,000円未満であつた(9ページ【グラフ7】)。通話料・通信料は、監査対象期間中、約3分の2が0円であつた(10ページ(7)より)。これは、通話料・通信料については、料金プランによっては、毎月一定額までの通話料・通信料が無料となり、実際には通話・通信を使用しているにもかかわらず、月額基本使用料の範囲内で賄われているものが多かったことを示している。また、監査対象期間中に約2割が料金プランをより低額なものに見直していた(13ページ【グラフ11】)。これらのことから、利用に当たっては、概ね低額の契約に努めていることが認められた。

携帯電話の管理については、携帯電話に特化した全庁的な統一的基準は見当たらなかったものの、個人情報である区民の電話番号を記録するとしたものは、全て用件終了後等に情報を削除するとしていた。また、各所管課等では、携帯電話の利用に係るルールの作成や、携帯電話を持ち出す際の台帳記入などの方法により、携帯電話を管理している事例が認められた。

今回の行政監査において調査・分析を行う中で浮かび上がった課題等につ

いて、以下のとおり意見を述べるので、区は、より適切な携帯電話の利用等を目指し、一層の改善に取り組みたい。

1 適切な携帯電話の保有および利用に向けて

(1) 利用頻度が低い携帯電話の見直し

携帯電話の料金明細表等に記載されていた実際に使ったものとされる通話・通信に要した費用について、月平均額が10円以下の携帯電話が全体の約1割を占める(10ページ(8)より)など、利用頻度が低いと思われる携帯電話が認められた。これらの中には、非常時等に備えて保有するもの、他の携帯電話からの受信に備えるものなど、利用頻度が低くならざるを得ないものも存在するが、携帯電話の保有には、毎月一定額の費用が発生する。

例えば、ある事業者のホームページによれば、個人の携帯電話にビジネス用の電話番号を付与することで、法人としては固定料を負担せずに業務で使った通話料のみを負担するサービスを提供しており、官公庁等でも導入事例があるとされていた。情報漏えいのリスクに対するセキュリティ対策なども念頭に置きつつ、経費節減策の一つとして研究してはどうだろうか。

費用対効果の観点から、携帯電話の契約の更新時期には、保有目的と利用実態を検討し、利用頻度が低い携帯電話があれば、その見直しを検討されたい。

(2) 定期的な利用状況の点検の徹底

携帯電話の利用状況については、一般に毎月利用明細書等が送付され、通話料・通信料の明細や、割引となった金額、オプションの利用状況等が記載されている。所管課等によっては、オプション料金を支払って、通話先の電話番号や通話時間、通話料金の明細を取り寄せている部署や、利用明細書の発行を省略して、ホームページ上の明細により確認を行っているものがあった。一方、アンケート調査では、利用状況の点検を「特に行っていない」としたものが約1割あった(13ページ【グラフ12】)。携帯電話の適正な利用実態の把握や、不経済な使用の抑止効果の観点から、携帯電話の利用状況については、定期的に点検を行うことを徹底されたい。

(3) ポイント利用に係るルールの明確化

平成27年9月現在の携帯電話に付されたポイント残高の合計は、約35万ポイント(約35万円相当)であった。所管課等によっては、付与されたポイントを利用して携帯電話本体の購入等を行ったところがあった。ポイントサービスは、ポイントに固執し過ぎると特定の事業者との契約が長期

化する可能性があるものの、現に付されているポイントには、失効期限が付されているものもあり、有効な活用が望まれる。一方、アンケート調査では、携帯電話のポイントの利用に係るルールを定めているものは、特に見られなかった（16 ページ【グラフ 17】）。民間事業者では様々なポイントサービスが行われており、区もポイントサービスと関係する場面は携帯電話の契約に限られない。ついては、区はポイント利用についての考え方を整理するとともに、利用に際してのルールの明確化を図られたい。

2 適切な携帯電話の契約に向けて

(1) 最適な料金プランの検討

現在契約している携帯電話事業者を選択した理由について尋ねたところ、「過去に選択した事業者のままであり、わからない」とするものが約 2 割あった（7 ページ【グラフ 4】）。携帯電話には、いわゆる「2 年縛り」契約などで一定期間の解約には違約金等が生じることがあることや、長期間にわたる継続した契約による料金割引があることから、一旦携帯電話事業者と契約を行うと、長期化する傾向にある。一方、今回の調査期間内に、携帯電話の料金プランをより低額なものに変更したとするものが約 2 割あった（13 ページ【グラフ 11】）。携帯電話事業者では、様々な料金プランを提供しており、契約に当たっては、その比較検討を行うことが必要である。ついては、新たな契約時のみならず、業務に最適なサービスを適正な料金で提供する事業者を選択しているかについて、契約更新時においても検討することを徹底されたい。

3 携帯電話の本体および情報のより適切な管理に向けて

(1) 備品登録制度の周知

物品の管理に当たり、物品の購入費用が 2 万円以上とそれ未満で備品や消耗品として区分して取り扱うことや、備品を区の財務会計システムに登録する制度については、区会計管理室が発行する「会計事務の手引」に記載されている。しかしながら、備品登録を行っていない携帯電話には、分割払いで購入することにより支払総額が 2 万円以上となるもの、経費を工事請負費で支出したが取付価格が 2 万円以上であり、備品として取り扱うべきものが認められた。いずれも手引に基づいた適正な管理を行われたい。

また、携帯電話に限らず、他の物品にも同様の可能性があり得ることから、今回の監査を機会に、定期的に手引の内容を周知されたい。

(2) 管理に関するルールの整理

携帯電話の管理体制については、複数の視点からアンケート調査を行っ

た。その結果、全体の3分の1が、携帯電話の保管方法や保管場所からの持出しのルールを定めて(または定められて)いないとした(27ページ【グラフ34】)。また、約3割が、通話等の相手方に区民等の個人が含まれるにもかかわらず携帯電話の履歴情報の取扱いについて何もしていないとし(29ページ(11)より)約7割が、情報の記録や履歴の削除に関するルールについて定めて(または定められて)いないとした(30ページ【グラフ39】)。さらに、約半数が、携帯電話の紛失など事故発生時の対応手段の整備などの体制を整えていないとし(32ページ【グラフ42】)、携帯電話の紛失等の対策として行っていることについても、約4割が、特に何もしていないとする(33ページ【グラフ43】)など、部署や個人によって管理体制に差異があることが認められた。

また、今回の監査では、購入された携帯電話のうち、9割以上のものについて備品登録が行われていなかったが、その理由の大半が、購入費用が割引または無償などで備品登録の基準である2万円を下回っており、(1)で述べた備品としての管理は必要がないものと判断されていたことによるものであった(18ページ【グラフ20】)。携帯電話は、本来高額な物品である。また、紛失リスクや情報漏えいのリスクもある。携帯電話についても、何らかの登録・管理制度が必要と考える。

については、各所管課等においては、今一度、携帯電話の管理体制の見直しやその周知に努めるとともに、区全体としても、携帯電話の管理に関するルールを整理されたい。

(3) ねりま情報メールおよび緊急速報メールの活用

区は、防災気象情報や安全・安心情報などの情報をねりま情報メールとして無料で配信しており、これは携帯電話等からの登録により受信することができる。また、緊急地震速報や災害・避難情報が配信される緊急速報メールも、携帯電話側の設定により受信することができる。これらメールの登録や受信設定をしているとの回答は、全体の1割から2割程度であった(30・31ページ【グラフ40・41】)。区民や職員等の生命保護の観点から、メールを利用できる携帯電話にあっては、保有目的に応じて、これらのメールサービスを活用されたい。

また、災害時優先携帯電話ではあらかじめ全ての携帯電話に、これらメールの登録や受信設定を行い、携帯電話の有効利用を図っていた。しかしながら、アンケート調査ではこのことを承知していない回答も認められたので、あらためて、利用者への周知を行われたい。

4 おわりに

今回の行政監査におけるアンケート調査の結果によると、契約している携帯電話の種類として、スマートフォンをあげた回答は無かった。一方、平成28年度から、区民が自身のスマートフォンなどを使って道路や公園遊具の破損などを撮影し区の専用システムへ投稿できる「ねりまちレポーター」事業が開始されるなど、将来的には区でもスマートフォンなどのより高機能な携帯端末を用いて事業を展開することが予想される。このような時期に行政監査を通じて、携帯電話の利用等に係る課題が抽出できたことは、現在利用している携帯電話よりも高機能な携帯端末の活用を今後円滑に拡大し、区政をさらに推進することに結びつくものと考えらる。

区はこうした課題へ十分に対応を図りつつ、今後とも万全のセキュリティ体制を堅持しながら、さらなる携帯電話の有効利用を図られたい。

資料1 携帯電話の主な使途、目的等および料金プランの状況

所管部・課等	携帯電話の主な使途、目的等	契約事業者	契約数計	契約数
危機管理室				
危機管理課	災害時の幹部職員間および災害対策本部職員間の連絡用。三役、各部長等に貸与	A社	43台	42台
	災害時の幹部職員間および災害対策本部職員間の連絡用	A社	2台	1台
総務部				
総務課	災害時等の緊急時に庁舎管理係職員が利用	A社	6台	2台
	議長車での連絡用。経理用地課に貸与			1台
	庁舎外でイベントや会議を行う際の連絡用として他部署へ貸出			3台
区民部				
収納課	嘱託収納員から収納課への事務連絡用	B社	17台	3台
	嘱託収納員からの業務連絡の受電用。検索時における業務連絡用	B社		8台
				2台
				1台
				3台
福祉部				
氷川台福祉園	外出時の緊急連絡用	A社	3台	3台
大泉学園町福祉園	利用者との近隣の外出、園外活動、宿泊訓練の際の連絡用。通園バスの遅延情報の利用者家族への連絡用	A社	3台	3台
心身障害者福祉センター	成人通所事業において、利用者を伴う外出をする際の緊急連絡用	A社	1台	1台
練馬総合福祉事務所	ケースワーカー等の訪問先での緊急事態対応および福祉事務所との連絡用。各総合福祉事務所で11台ずつ利用	C社	44台	44台
高齢施策担当部				
高齢者支援課	日中においては、利用者宅や施設等の訪問の際の職場への報告や相談に使用。休日・夜間においては、介護施設等からの緊急連絡の受信用。各総合福祉事務所高齢者支援係で1台ずつ利用	A社	4台	4台
介護保険課	認定調査時における勤務場所等への連絡等	C社	32台	32台

基本 使用料 (月額)	割引サービス (月額)	オプションサービス(月額)		無料通話 ・通信分 (月額)
		メール・ウェブ 閲覧	その他	
1,868円	まるごとビジネス基本料 割引 1,028円	300円	-	1,000円
1,868円	まるごとビジネス基本料 割引 1,028円	300円	安心ケータイサポ ートプラス380円	1,000円
5,000円	-	-	-	1,000円
1,486円	誰でも割 743円	300円	通話明細料作成100円	-
1,486円	誰でも割 743円	-	通話明細料作成100円	-
3,100円	誰でも割 1,550円	300円	通話明細料作成100円	2,000円
1,864円	ビジネス割 930円	-	-	1,000円
5,000円	ビジネス割 2,500円	-	-	4,000円
1,483円	ビジネス割 740円	-	-	-
1,864円	ビジネス割 930円	-	-	1,000円
5,000円	ビジネス割 2,500円	-	-	4,000円
1,868円	誰でも割 934円	-	安心ケータイサポ ート300円	1,000円
1,868円	誰でも割 + 法人割 934円	-	安心ケータイサポ ート300円	1,000円
1,486円	誰でも割 743円 毎月割 1,080円	300円	安心ケータイサポ ートプラス380円。端末 分割支払金1,440円	-
1,381円	法人かけ放題プログラム 1,381円。端末貸出精 割引 1,512円	-	だれとでも定額934 円。端末貸出料1,512 円	-
3,100円	誰でも割 1,550円	300円	安心ケータイサポ ート300円	2,000円
934円	オプションS 2,500円。S! ベーシックパック 300円。端末出精割引 705円	-	Wホワイト934円。オブ ションS 1,632円。S! ベーシックパック300 円。レンタル保守パッ ク108円。端末貸出料 705円	3,000円

所管部・課等	携帯電話の主な用途、目的等	契約事業者	契約数計	契約数
健康部				
生活衛生課	土日・祝日に食中毒疑いなどが発生した場合の連絡用	B社	2台	2台
保健予防課	保健師が区民宅を訪問する際の区民との連絡用。執務時間外の区民との連絡用	B社	2台	1台
	休日・夜間の医療機関より保健予防課長への感染症発生時の連絡受電用。また、その際の担当保健師との連絡用			1台
豊玉保健相談所	保健師が、訪問時等に使用	A社	2台	2台
北保健相談所	保健師が地域活動において外出、区民訪問を行う場合の職場との緊急連絡用	A社	2台	2台
光が丘保健相談所	区民訪問時に不在だった場合の訪問先への連絡用。出張している職員への緊急連絡用	A社	2台	2台
石神井保健相談所	訪問等外出時の連絡用	A社	3台	1台
				2台
大泉保健相談所	地区担当保健師の訪問活動において、保健相談所や関係機関等との連絡調整用。災害時等の緊急業務用（人工呼吸器使用世帯の安否確認など）	A社	2台	2台
関保健相談所	家庭訪問など外出時における緊急連絡用。外出時のケースとの連絡用	A社	2台	2台
地域医療担当部				
地域医療課	災害時の東京都や練馬区災害時医療機関等との連絡用	B社	7台	7台
環境部				
練馬清掃事務所	清掃事務所事務室と現場、現場と現場間での業務連絡用。動物死体収集や臨時ごみ収集などで不明点があった場合の当該区民との連絡用等	B社	11台	3台
				4台
				3台
				1台
石神井清掃事務所	夜間指導、集積所の相談等依頼者への連絡用。未収対応・動物死体処理依頼等現場からの連絡用。災害時や非常時に出勤する際の連絡用	B社	10台	1台
				3台
				1台
				1台
				2台
				1台
				1台
谷原清掃事業所	車両事故・未収等の緊急対応時や年末年始の安全パトロール等で利用。災害時や非常時に事業所より出庫している清掃車や職員との連絡手段として利用	B社	1台	1台

基本 使用料 (月額)	割引サービス (月額)	オプションサービス(月額)		無料通話 ・通信分 (月額)
		メール・ウェブ 閲覧	その他	
3,600円	オフィス割 1,800円	-	-	1,000円
3,600円	オフィス割 1,800円	-	-	1,000円
1,864円	オフィス割 930円	-	-	1,000円
1,868円	誰でも割 934円	-	安心ケータイサポ ートプラス380円	1,000円
1,868円	年割+グループディスカ ウント 793円	-	-	1,000円
1,868円	年割+法人割 897円	-	-	1,000円
1,868円	誰でも割 934円	-	安心ケータイサポ ート300円	1,000円
1,868円	誰でも割 934円	-	安心ケータイサポ ートプラス380円	1,000円
1,868円	年割+グループディスカ ウント 793円	-	安心ケータイサポ ート300円	1,000円
1,868円	年割+グループディスカ ウント 793円	-	-	1,000円
4,900円	-	-	-	1,000円
1,483円	ビジネス割 740円	-	eビリング割引 20円	-
1,864円	ビジネス割 930円	-	eビリング割引 20円	1,000円
1,864円	ビジネス割 930円。月々 サポート適用額 621円	-	eビリング割引 20 円。ケータイ補償 サービス380円。端末 分割支払金1,296円	1,000円
5,000円	ビジネス割 2,500円	-	eビリング割引 20円	4,000円
1,483円	ビジネス割 740円	-	eビリング割引 20円	-
1,864円	ビジネス割 930円	-	eビリング割引 20円	1,000円
1,864円	ビジネス割 930円	300円	eビリング割引 20 円。ケータイ補償お 届けサービス300円	1,000円
3,000円	ビジネス割 1,500円	-	eビリング割引 20円	2,000円
3,000円	ビジネス割 1,500円	300円	eビリング割引 20円	2,000円
3,083円	ビジネス割 1,540円	-	eビリング割引 20円	-
4,600円	ビジネス割 2,300円	-	eビリング割引 20円	2,000円
1,864円	オフィス割 930円	300円	eビリング割引 20 円。ケータイ補償お 届けサービス300円	1,000円

所管部・課等	携帯電話の主な用途、目的等	契約事業者	契約数計	契約数
土木部				
道路公園課	土・日・休日、夜間の緊急連絡用。水防時等の緊急対応、雪害対策用	A社	17台	1台
				3台
				1台
				1台
				1台
	他の官公署への連絡用。維持保全担当課工事・委託作業契約会社への連絡用。土・日・休日、夜間の緊急対応時の連絡用。水災害雪害時の対応連絡用。各土木出張所で4台ずつ利用	6台		
現場調査等の際の連絡・報告用。区休日夜間窓口経由にて入る陳情等の連絡受付用。風水害警備の際の連絡・報告用。各公園出張所で1台ずつ利用	2台			
現場調査等の際の連絡・報告用。区休日夜間窓口経由にて入る陳情等の連絡受付用。風水害警備の際の連絡・報告用。各公園出張所で3台ずつ利用	B社	6台	1台	
			2台	
			1台	
			2台	
			1台	
			2台	
教育振興部				
学校教育支援センター	スクールソーシャルワーク事業で出張した際の業務報告用。適応指導教室の校外活動の引率の際の連絡用	A社	5台	5台
光が丘図書館	出張や視察に行く職員との連絡用	C社	2台	2台
こども家庭部				
保育課	緊急連絡用。各直営保育園で1台ずつ利用	C社	42台	42台
青少年課	秩父青少年キャンプ場の管理人用	A社	1台	1台
練馬子ども家庭支援センター	相談担当職員が訪問、緊急一時保護、通報による現認時に関係機関、子ども家庭支援センター連絡用	A社	14台	8台
	子どもの預かり事業を実施している施設での災害時、非常時の練馬子ども家庭支援センターおよび保護者との連絡用。乳幼児一時預かり事業当日受付分の受付用。各子ども家庭支援センター、練馬子ども家庭支援センター分室で利用			6台
合計			288台	

本表は、平成27年9月分の携帯電話の料金明細表等から作成した。
9月中に契約変更があった場合は、9月当初の契約を月額分に換算した。
割引サービスおよびオプションの名称の一部は、省略・修正した。

基本 使用料 (月額)	割引サービス (月額)	オプションサービス(月額)		無料通話 ・通信分 (月額)
		メール・ウェブ 閲覧	その他	
4,700円	誰でも割 + 法人割 2,350円	300円	-	2,000円
3,600円	誰でも割 + 法人割 1,800円	300円	-	1,000円
1,868円	誰でも割 + 法人割 934円	300円	-	1,000円
1,868円	誰でも割 934円	300円	-	1,000円
1,868円	誰でも割 934円。 毎月割 675円	300円	-	1,000円
3,600円	誰でも割 + 法人割 1,800円	300円	-	1,000円
1,868円	誰でも割 + 法人割 934円	300円	-	1,000円
1,868円	誰でも割 + 法人割 934円	300円	-	1,000円
6,600円	ビジネス割 3,300円	-	-	4,000円
3,600円	ビジネス割 1,800円	-	-	1,000円
3,000円	ビジネス割 1,500円	-	-	2,000円
1,864円	ビジネス割 930円	-	-	1,000円
1,600円	誰でも割 800円	300円	-	-
1,381円	基本使用料割引 691円	-	だれとでも定額934円	-
934円	-	-	-	-
1,868円	誰でも割 934円	300円	-	1,000円
1,868円	誰でも割 934円	-	端末分割支払金1,350円	1,000円
1,868円	誰でも割 934円	-	-	1,000円

資料2 携帯電話の支出金額（税込）の一覧表

	部等	課等	平成26年										平成27年
			4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	
1	危機管理室	危機管理課	1,629	1,404	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,233
2		危機管理課	1,629	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,233
3		危機管理課	1,629	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,233
4		危機管理課	1,629	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,233
5		危機管理課	1,629	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,233
6		危機管理課	1,629	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,233
7		危機管理課	1,629	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,233
8		危機管理課	1,629	1,507	1,653	1,451	1,433	1,345	1,236	1,234	1,234	1,234	1,346
9		危機管理課	1,629	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,233
10		危機管理課	1,629	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,233
11		危機管理課	1,629	1,305	1,744	1,323	1,234	1,234	1,273	1,234	1,234	1,234	1,233
12		危機管理課	1,629	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,233
13		危機管理課	1,629	1,407	2,792	1,506	1,234	1,234	1,504	1,234	1,234	1,234	1,603
14		危機管理課	1,629	1,234	1,234	1,244	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,233
15		危機管理課	1,629	2,527	2,939	2,709	2,869	2,326	2,088	1,652	1,627	1,596	1,596
16		危機管理課	1,820	1,644	1,644	1,644	1,644	1,644	1,644	1,644	1,644	1,644	1,643
17		危機管理課	1,629	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	3,206	1,234	1,233
18		危機管理課	1,629	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,233
19		危機管理課	2,565	2,076	2,076	2,076	2,076	2,076	2,076	2,076	2,076	2,076	2,075
20		危機管理課	1,629	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,233
21		危機管理課	1,629	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,233
22		危機管理課	2,565	2,076	2,076	2,076	2,076	2,076	2,076	2,076	2,076	2,076	2,075
23		危機管理課	1,629	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,233
24		危機管理課	2,565	2,076	2,076	2,076	2,076	2,076	2,076	2,076	2,076	2,076	2,075
25		危機管理課	2,565	2,076	2,076	2,076	2,076	2,076	2,076	2,076	2,076	2,076	2,075
26		危機管理課	2,565	2,076	2,076	2,076	2,076	2,076	2,076	2,076	2,076	2,076	2,075
27		危機管理課	1,629	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,289	1,234	1,234	1,234	1,233
28		危機管理課	1,629	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,233
29		危機管理課	1,629	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,233
30		危機管理課	1,629	1,234	1,234	1,384	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,233
31		危機管理課	1,629	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,233
32		危機管理課	1,629	1,812	1,875	1,769	1,759	1,234	3,451	1,234	1,234	1,234	1,233
33		危機管理課	1,629	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,233
34		危機管理課	1,629	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,233
35		危機管理課	1,629	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,233
36		危機管理課	1,629	1,234	1,234	1,340	1,234	1,234	1,326	1,234	1,234	1,234	1,489
37		危機管理課	1,629	1,234	1,475	1,647	1,842	6,702	1,453	1,339	3,159	2,722	2,722
38		危機管理課	1,629	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,233
39		危機管理課	1,629	1,234	1,234	1,234	1,249	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,233
40		危機管理課	1,629	1,234	1,466	1,399	1,745	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,286
41		危機管理課	1,629	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,233
42		危機管理課	1,629	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,233
43		危機管理課	1,629	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,233
44		危機管理課	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
45		危機管理課	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
46	総務部	総務課	1,098	1,129	1,237	1,129	1,129	1,129	1,129	1,237	1,129	1,129	
47		総務課	1,098	1,129	1,129	1,129	1,129	1,129	1,129	1,129	1,129	1,129	
48		総務課	783	805	913	913	913	913	913	913	913	913	
49		総務課	2,050	2,109	2,109	2,109	2,109	2,109	2,109	2,109	2,109	2,109	
50		総務課	2,050	2,109	2,109	2,109	2,109	2,109	2,109	2,109	2,109	2,109	
51	総務課	2,050	2,001	2,109	2,109	2,109	2,109	2,001	2,109	2,109	2,001		
52	区民部	収納課	405	405	405	405	405	405	405	405	405	403	
53		収納課	405	405	405	405	405	405	405	405	405	403	
54		収納課	2,114	1,694	3	3	3	3	3	405	405	403	
55		収納課	1,573	3,528	614	614	614	614	614	614	614	613	
56		収納課	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,693	
57		収納課	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,693	
58		収納課	1,778	1,156	614	614	614	614	614	614	614	613	
59		収納課	1,694	6,690	1,694	1,694	1,694	1,694	493	3	3	2	
60		収納課	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,693	
61		収納課	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,693	
62		収納課	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,693	
63		収納課	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,693	
64		収納課	1,694	2,039	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,693	
65		収納課	1,244	2,565	614	614	614	614	614	614	614	613	
66		収納課	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,693	
67	収納課	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,693		

(単位：円)

		26年度分	平成27年						合 計	月平均
2月分	3月分	小 計	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分		
1,233	1,233	15,370	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	22,768	1,265
1,233	1,233	15,200	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	22,598	1,255
1,233	1,233	15,200	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	22,598	1,255
1,233	1,233	15,200	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	22,598	1,255
1,233	1,233	15,200	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	22,598	1,255
1,233	1,233	15,200	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	22,598	1,255
1,233	1,233	15,200	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	22,598	1,255
1,233	1,233	16,534	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	23,932	1,330
1,233	1,233	15,200	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	22,598	1,255
1,233	1,233	15,200	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	22,598	1,255
1,233	1,233	15,909	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	23,307	1,295
1,233	1,233	15,200	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	22,598	1,255
1,233	1,234	17,844	1,300	1,335	1,476	1,233	1,233	1,459	25,880	1,438
1,233	1,233	15,210	1,412	1,486	1,455	1,644	1,360	1,440	24,007	1,334
1,479	1,425	24,866	1,266	1,523	1,518	1,233	1,233	1,233	32,872	1,826
1,643	1,643	19,901	1,643	1,643	1,643	1,643	1,643	1,643	29,759	1,653
1,233	1,233	17,172	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	24,570	1,365
1,233	1,233	15,200	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	22,598	1,255
2,075	2,075	25,398	2,075	2,075	2,075	2,075	2,075	1,233	37,006	2,056
1,233	1,233	15,200	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	22,598	1,255
1,233	1,233	15,200	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	22,598	1,255
2,075	2,075	25,398	2,075	2,075	2,075	2,075	2,075	1,233	37,006	2,056
1,233	1,233	15,200	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	22,598	1,255
2,075	2,075	25,398	2,075	2,075	2,075	2,075	2,075	1,233	37,006	2,056
2,075	2,075	25,398	2,075	2,075	2,075	2,075	2,075	1,233	37,006	2,056
2,075	2,075	25,398	2,075	2,075	2,075	2,075	2,075	1,233	37,006	2,056
1,233	1,233	15,255	1,379	1,400	1,233	1,254	1,233	1,233	22,987	1,277
1,233	1,233	15,200	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	22,598	1,255
1,233	1,233	15,200	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	22,598	1,255
1,233	1,233	15,350	1,233	1,233	1,233	1,233	1,306	1,298	22,886	1,271
1,233	1,233	15,200	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	22,598	1,255
1,233	1,233	19,696	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	27,094	1,505
1,233	1,233	15,200	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	22,598	1,255
1,233	1,233	15,200	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	22,598	1,255
1,233	1,233	15,200	1,233	1,233	1,233	1,235	1,233	1,233	22,600	1,256
1,233	1,233	15,654	1,233	1,273	1,233	1,233	1,557	1,233	23,416	1,301
3,346	2,424	28,972	2,797	1,523	2,073	1,287	1,406	1,450	39,508	2,195
1,233	1,233	15,200	1,233	1,233	1,365	1,233	1,233	1,233	22,730	1,263
1,233	1,233	15,215	1,233	1,233	1,233	1,233	1,276	1,375	22,798	1,267
1,233	1,346	16,274	1,233	1,233	1,233	1,438	1,410	1,359	24,180	1,343
1,233	1,233	15,200	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	22,598	1,255
1,233	1,233	15,200	1,584	1,797	2,234	2,331	1,932	2,054	27,132	1,507
1,233	1,233	15,200	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233	22,598	1,255
5,000	5,000	60,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	90,000	5,000
5,000	5,000	60,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	90,000	5,000
1,128	1,128	13,731	1,128	1,128	1,128	1,128	1,128	1,236	20,607	1,145
1,128	1,128	13,515	1,128	1,128	1,128	1,128	1,128	1,238	20,393	1,133
912	912	10,716	912	912	912	912	912	912	16,188	899
2,108	2,108	25,247	2,108	2,000	2,108	2,108	2,108	2,108	37,787	2,099
2,108	2,108	25,247	2,108	2,000	2,108	2,108	2,108	2,108	37,787	2,099
2,108	2,108	24,923	2,000	2,000	2,108	2,000	2,108	2,108	37,247	2,069
403	403	4,854	403	403	403	403	804	907	8,177	454
403	403	4,854	403	403	403	403	804	907	8,177	454
2	2	5,040	2	2	2	2	1,010	1,010	7,068	393
613	613	11,238	613	2	2	2	1,010	1,010	13,877	771
1,693	1,693	20,325	1,693	2	2	2	2,702	1,856	26,582	1,477
1,693	1,693	20,325	1,693	2	2	2	1,010	1,010	24,044	1,336
613	613	9,071	613	2	2	2	1,010	1,010	11,710	651
2	2	15,665	2	2	2	2	2,702	1,856	20,231	1,124
1,693	1,693	20,325	1,693	2	2	2	2,702	1,856	26,582	1,477
1,693	1,693	20,325	1,693	2	2	2	1,010	1,010	24,044	1,336
1,693	1,693	20,325	1,693	2	2	2	1,010	1,010	24,044	1,336
1,693	1,693	20,325	1,693	2	2	2	1,010	1,010	24,044	1,336
1,693	1,693	20,670	1,693	2	2	2	1,010	1,010	24,389	1,355
613	613	9,946	613	2	2	2	1,010	1,010	12,585	699
1,693	1,693	20,325	1,693	2	2	2	2,702	1,856	26,582	1,477
1,693	1,693	20,325	1,693	2	2	2	2,702	1,856	26,582	1,477

	部等	課等	平成26年									平成27年
			4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分
68		収納課	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,693
69	福祉部	氷川台福祉園	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,334
70		氷川台福祉園	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,562	1,335	1,335	1,334
71		氷川台福祉園	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,334
72		大泉学園町福祉園	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,334
73		大泉学園町福祉園	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,334
74		大泉学園町福祉園	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,334
75		心身障害者福祉センター	4,309	2,008	2,094	1,900	1,900	1,900	1,921	1,986	1,900	1,899
76		練馬総合福祉事務所	1,727	1,727	1,727	1,727	1,727	1,727	1,727	1,727	1,727	1,726
77		練馬総合福祉事務所	1,727	3,047	3,377	1,627	1,627	1,627	1,627	1,707	1,627	1,626
78		練馬総合福祉事務所	1,627	1,747	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	2,027	1,627	1,786
79		練馬総合福祉事務所	1,627	1,747	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	2,087	1,627	1,626
80		練馬総合福祉事務所	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,626
81		練馬総合福祉事務所	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,647	1,626
82		練馬総合福祉事務所	1,747	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	2,067	1,627	1,627	1,626
83	練馬総合福祉事務所	1,887	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,697	1,626	
84	練馬総合福祉事務所	1,627	1,627	2,187	1,847	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,626	
85	練馬総合福祉事務所	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,626	
86	練馬総合福祉事務所	1,627	2,307	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,626	
87	練馬総合福祉事務所	2,087	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,626	
88	練馬総合福祉事務所	1,627	2,107	1,627	1,627	1,627	1,627	1,767	1,627	1,627	1,626	
89	練馬総合福祉事務所	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,626	
90	練馬総合福祉事務所	1,747	1,627	2,187	2,087	1,627	1,627	1,627	1,627	1,667	1,626	
91	練馬総合福祉事務所	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,726	
92	練馬総合福祉事務所	1,627	1,627	1,807	1,627	1,627	2,177	1,627	1,947	1,627	1,626	
93	練馬総合福祉事務所	3,167	1,687	2,087	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,726	
94	練馬総合福祉事務所	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,626	
95	練馬総合福祉事務所	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	2,007	2,347	1,626	
96	練馬総合福祉事務所	1,627	1,627	1,707	1,767	1,627	1,687	2,007	1,627	1,627	1,626	
97	練馬総合福祉事務所	1,627	1,627	1,647	1,627	1,627	1,627	1,727	1,627	1,627	1,626	
98	練馬総合福祉事務所	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,787	1,627	1,626	
99	練馬総合福祉事務所	1,627	1,627	1,627	1,647	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,626	
100	練馬総合福祉事務所	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,626	
101	練馬総合福祉事務所	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,626	
102	練馬総合福祉事務所	1,627	1,627	1,787	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,626	
103	練馬総合福祉事務所	3,027	3,707	5,177	1,627	1,667	1,627	1,627	1,627	1,627	1,626	
104	練馬総合福祉事務所	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,626	
105	練馬総合福祉事務所	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,626	
106	練馬総合福祉事務所	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,626	
107	練馬総合福祉事務所	1,627	1,627	1,807	1,627	1,627	1,627	1,627	1,847	1,627	1,626	
108	練馬総合福祉事務所	1,627	1,627	1,627	1,667	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,626	
109	練馬総合福祉事務所	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,626	
110	練馬総合福祉事務所	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,707	1,626	
111	練馬総合福祉事務所	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,727	1,627	1,627	1,627	1,626	
112	練馬総合福祉事務所											
113	練馬総合福祉事務所											
114	練馬総合福祉事務所											
115	練馬総合福祉事務所											
116	練馬総合福祉事務所											
117	練馬総合福祉事務所											
118	練馬総合福祉事務所											
119	練馬総合福祉事務所											
		消費税(練馬総合福祉事務所)	5,013	5,090	5,293	4,764	4,696	4,750	4,778	4,855	4,784	4,719
120	高齢施策担当部	高齢者支援課	2,325	2,325	2,325	2,325	2,325	2,325	2,325	2,325	2,325	2,324
121		高齢者支援課	2,325	2,325	2,325	2,325	2,325	2,357	2,325	2,325	2,325	2,324
122		高齢者支援課	2,325	2,325	2,325	2,325	2,325	2,325	2,325	2,325	2,325	2,324
123		高齢者支援課	2,325	2,325	2,325	2,325	2,325	2,325	2,325	2,325	2,325	2,324
124		介護保険課	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,110
125		介護保険課	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,110
126		介護保険課	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,110
127		介護保険課	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,110
128		介護保険課	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,110
129		介護保険課	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,110
130		介護保険課	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,110
131		介護保険課	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,110
132		介護保険課	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,110
133		介護保険課	1,111	1,361	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,110

(単位：円)

		26年度分	平成27年							合 計	月平均
2月分	3月分	小 計	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分			
1,693	1,693	20,325	1,693	2	2	2	2,702	1,856	26,582	1,477	
1,334	1,334	16,017	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	24,021	1,335	
1,334	1,334	16,244	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	24,248	1,347	
1,334	1,334	16,017	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	24,021	1,335	
1,334	1,334	16,017	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	24,021	1,335	
1,334	1,334	16,017	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	24,021	1,335	
1,334	1,334	16,017	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	24,021	1,335	
1,899	1,899	25,615	1,899	1,942	1,963	2,050	1,942	2,028	37,439	2,080	
1,726	1,726	20,721	1,036	1,036	1,036	1,036	1,096	1,036	26,997	1,500	
1,626	1,626	22,871	956	1,096	936	936	936	936	28,667	1,593	
1,626	1,626	20,201	936	936	936	936	936	936	25,817	1,434	
1,626	1,626	20,101	1,716	1,216	936	1,396	936	936	27,237	1,513	
1,626	1,626	19,521	936	936	936	1,016	936	936	25,217	1,401	
1,846	1,626	19,761	936	956	936	936	1,246	936	25,707	1,428	
1,786	1,626	20,241	936	936	936	936	936	1,136	26,057	1,448	
1,626	1,626	19,851	936	936	936	1,256	936	976	25,827	1,435	
1,626	1,626	20,301	936	976	936	1,016	936	936	26,037	1,447	
1,626	1,626	19,521	936	936	936	936	936	936	25,137	1,397	
1,626	1,926	20,501	996	1,156	20,936	976	996	936	46,497	2,583	
1,626	1,626	19,981	936	936	936	936	936	936	25,597	1,422	
1,686	1,626	20,201	936	936	936	936	936	936	25,817	1,434	
1,626	1,626	19,521	1,056	936	936	996	936	936	25,317	1,407	
1,626	1,766	20,841	936	936	936	936	936	936	26,457	1,470	
1,626	1,626	19,621	956	956	936	936	936	936	25,277	1,404	
1,626	1,626	20,571	936	936	936	936	936	936	26,187	1,455	
1,626	1,706	21,761	936	936	936	936	936	996	27,437	1,524	
1,626	1,626	19,721	936	936	936	936	936	936	25,337	1,408	
1,626	1,626	20,621	936	936	936	936	936	936	26,237	1,458	
1,626	1,626	20,181	936	936	936	936	936	936	25,797	1,433	
1,686	1,626	19,701	1,016	956	936	936	936	936	25,417	1,412	
1,626	1,626	19,681	936	1,076	936	936	936	936	25,437	1,413	
1,626	1,626	19,541	936	936	936	936	936	936	25,157	1,398	
1,626	1,766	19,661	1,016	936	936	936	1,056	936	25,477	1,415	
1,626	1,626	19,521	936	936	936	936	956	936	25,157	1,398	
1,626	1,626	19,681	936	936	936	936	1,096	936	25,457	1,414	
1,626	1,726	26,691	936	1,616	936	1,326	936	936	33,377	1,854	
1,626	1,626	19,521	936	996	936	936	936	936	25,197	1,400	
1,626	1,626	19,521	936	1,156	1,006	936	936	936	25,427	1,413	
1,626	1,626	19,521	936	936	936	1,086	936	936	25,287	1,405	
1,626	1,626	19,921	936	936	936	936	936	936	25,537	1,419	
1,626	1,626	19,561	936	936	936	936	936	1,016	25,257	1,403	
1,626	1,626	19,521	936	936	1,006	936	936	936	25,207	1,400	
1,626	1,626	19,601	936	936	936	936	936	936	25,217	1,401	
1,626	1,626	19,621	936	936	1,236	936	936	936	25,537	1,419	
	0	0	3,718	936	936	936	936	936	8,398	1,200	
	3,032	3,032	936	936	936	936	936	936	8,648	1,235	
	0	0	3,718	936	976	936	936	936	8,438	1,205	
	3,152	3,152	936	1,696	936	2,236	1,496	936	11,388	1,627	
	0	0	3,718	936	936	936	936	936	8,398	1,200	
	0	0	3,718	1,266	936	936	936	936	8,728	1,247	
	0	0	3,718	936	936	1,136	936	936	8,598	1,228	
	0	0	3,780	936	936	936	936	936	8,460	1,209	
4,730	5,246	58,718	4,735	3,538	3,341	3,549	3,405	3,333	80,619	4,479	
2,324	2,324	27,897	2,324	2,324	2,324	2,324	2,324	2,324	41,841	2,325	
2,324	2,324	27,929	2,324	2,324	2,324	2,324	2,324	2,324	41,873	2,326	
2,388	2,324	27,961	2,324	2,324	2,324	2,324	2,324	2,324	41,905	2,328	
2,324	2,324	27,897	2,324	2,324	2,324	2,324	2,324	2,324	41,841	2,325	
1,110	1,110	13,329	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	19,989	1,111	
1,110	1,110	13,329	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	19,989	1,111	
1,110	1,110	13,329	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	19,989	1,111	
1,110	1,110	13,329	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	19,989	1,111	
1,110	1,110	13,329	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	19,989	1,111	
1,110	1,110	13,329	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	19,989	1,111	
1,110	1,110	13,329	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	19,989	1,111	
1,110	1,110	13,329	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	19,989	1,111	
1,110	1,110	13,579	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	20,239	1,124	

	部等	課等	平成26年									平成27年
			4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分
134		介護保険課	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,110
135		介護保険課	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,110
136		介護保険課	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,110
137		介護保険課	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,110
138		介護保険課	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,110
139		介護保険課	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,110
140		介護保険課	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,110
141		介護保険課	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,110
142		介護保険課	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,110
143		介護保険課	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,110
144		介護保険課	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,110
145		介護保険課	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,110
146		介護保険課	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,261	1,110
147		介護保険課	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,110
148		介護保険課	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,110
149		介護保険課	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,110
150		介護保険課	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,110
151		介護保険課	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,110
152		介護保険課	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,110
153		介護保険課	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,110
154		介護保険課	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,110
155		介護保険課										
		消費税(介護保険課)	2,487	2,507	2,487	2,487	2,487	2,487	2,487	2,487	2,499	2,484
156	健康部	生活衛生課	1,947	1,947	1,947	1,947	1,947	1,947	1,947	1,947	1,947	1,946
157		生活衛生課	1,947	1,947	1,947	1,947	1,947	1,947	1,947	1,947	1,947	1,946
158		保健予防課	1,893	1,947	1,947	1,947	2,228	1,947	1,947	1,947	1,947	1,947
159		保健予防課	983	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011
160		豊玉保健相談所	1,422	1,422	1,422	1,422	1,422	1,422	1,422	1,422	1,422	1,421
161		豊玉保健相談所	1,422	1,422	1,422	1,422	1,422	1,422	1,422	1,422	1,422	1,421
162		北保健相談所	1,196	1,196	1,196	1,196	1,196	1,196	1,196	1,196	1,196	1,195
163		北保健相談所	1,196	1,196	1,196	1,196	1,196	1,196	1,196	1,196	1,196	1,195
164		光が丘保健相談所	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,071
165		光が丘保健相談所	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,071
166		石神井保健相談所	1,298	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335
167		石神井保健相談所	1,382	1,422	1,422	1,422	1,422	1,422	1,422	1,422	1,422	1,422
168		石神井保健相談所	1,382	1,422	1,422	1,422	1,422	1,422	1,422	1,422	1,422	1,422
169		大泉保健相談所	1,520	1,520	1,520	1,520	1,520	1,520	1,520	1,520	1,520	1,519
170	大泉保健相談所	1,520	1,520	1,520	1,520	1,520	1,520	1,520	1,520	1,520	1,519	
171	関保健相談所	1,194	1,196	1,196	1,196	1,196	1,196	1,196	1,196	1,196	1,196	
172	関保健相談所	1,194	1,196	1,196	1,196	1,196	1,196	1,196	1,196	1,196	1,196	
173	地域医療担当部	地域医療課	5,295	5,295	5,295	5,295	5,495	5,295	5,295	5,295	5,295	5,494
174		地域医療課	5,295	5,295	5,295	5,295	5,435	5,295	5,495	5,295	5,295	5,294
175		地域医療課	5,295	5,295	5,295	5,295	5,295	5,295	5,295	5,295	5,295	5,294
176		地域医療課	5,295	5,295	5,295	5,295	5,295	5,295	5,295	5,295	5,295	5,294
177		地域医療課	5,295	5,295	5,295	5,295	5,295	5,295	5,295	5,295	5,295	5,294
178		地域医療課	5,295	5,295	5,295	5,295	5,295	5,295	5,295	5,295	5,295	5,294
179		地域医療課	5,295	5,295	5,295	5,295	5,295	5,295	5,295	5,295	5,295	5,294
180	環境部	練馬清掃事務所	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2
181		練馬清掃事務所	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2
182		練馬清掃事務所	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2
183		練馬清掃事務所	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2
184		練馬清掃事務所	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	1,693
185		練馬清掃事務所	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2
186		練馬清掃事務所	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2
187		練馬清掃事務所	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2
188		練馬清掃事務所	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2
189		練馬清掃事務所	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2
190		練馬清掃事務所	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2
191	石神井清掃事務所	1,333	1,333	1,333	1,333	1,333	1,333	3	3	3		
192	石神井清掃事務所	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
193	石神井清掃事務所	1,478	1,478	1,478	1,478	1,478	1,478	1,478	1,478	1,478		
194	石神井清掃事務所	1,333	1,333	1,333	1,333	1,333	1,333	3	3	3		
195	石神井清掃事務所	1,333	1,333	1,333	1,333	1,333	1,333	3	3	3		
196	石神井清掃事務所	660	660	660	660	660	660	660	660	660	5,003	
197	石神井清掃事務所	1,478	3,135	614	614	614	614	614	614	614		
198	石神井清掃事務所	938	938	938	938	938	938	938	938	938		
199	石神井清掃事務所	651	651	651	651	651	651	651	651	651		

	部等	課等	平成26年										平成27年
			4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	
200		石神井清掃事務所	660	660	660	660	660	660	660	660	660	660	
201		谷原清掃事業所	1,638	1,638	1,638	1,638	1,638	1,638	1,638	1,638	1,638	1,638	1,637
202	土木部	道路公園課	2,208	2,271	2,271	3,202	2,271	2,271	2,271	2,271	2,271	2,271	2,271
203		道路公園課	2,208	2,276	2,276	2,719	2,922	2,661	2,310	2,789	2,271	2,271	2,555
204		道路公園課	2,208	2,276	2,277	2,987	2,271	2,746	2,290	3,003	2,271	2,271	2,705
205		道路公園課	2,208	2,271	2,271	2,351	2,397	2,271	2,282	2,271	2,271	2,271	2,271
206		道路公園課	2,208	2,271	2,271	2,271	2,271	2,271	2,271	2,271	2,271	2,271	2,271
207		道路公園課	2,208	2,276	2,276	2,833	2,464	2,596	2,289	2,816	2,273	2,273	2,872
208		道路公園課	2,208	2,271	2,271	2,271	2,271	2,271	2,271	2,271	2,271	2,271	2,271
209		道路公園課	1,298	1,335	1,335	1,335	1,335	1,986	1,335	4,011	1,335	1,335	1,335
210		道路公園課	1,298	1,335	1,341	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,985	1,335	1,335
211		道路公園課	1,298	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,344	1,940	1,335	1,335	1,335
212		道路公園課	1,298	1,335	1,341	1,354	1,335	1,335	1,343	2,478	1,335	1,335	1,335
213		道路公園課	2,208	2,271	2,271	2,271	2,271	2,271	2,271	3,517	2,271	2,271	2,271
214		道路公園課	1,555	1,566	1,819	2,181	2,226	1,607	1,734	2,852	1,492	1,914	1,914
215		道路公園課	2,208	2,271	2,271	2,271	2,271	2,271	2,271	2,271	2,271	2,271	2,271
216		道路公園課	2,785	2,865	2,865	2,865	2,865	2,865	2,865	2,865	2,865	2,865	2,865
217		道路公園課	1,298	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335
218	道路公園課			4,315	1,168	1,623	3,692	660	2,615	660	660	660	
219	道路公園課	3,467	2,558	2,558	2,558	2,558	2,558	2,558	2,558	2,558	2,558	2,558	
220	道路公園課	2,194	938	938	938	938	938	938	938	938	938	938	
221	道路公園課	2,194	938	938	938	938	938	938	938	938	938	938	
222	道路公園課	975	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
223	道路公園課	1,577	614	614	614	614	614	614	614	614	614	614	
224	道路公園課	1,023	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
225	教育振興部	学校教育支援センター	1,191	1,191	1,191	1,194	1,191	1,191	1,191	1,191	1,191	1,191	1,190
226		学校教育支援センター	1,191	1,191	1,191	1,191	1,191	1,191	1,245	1,256	1,191	1,191	1,190
227		学校教育支援センター	1,191	1,202	1,191	1,194	1,191	1,191	3,146	1,256	3,351	5,207	5,207
228		学校教育支援センター	1,191	1,624	1,191	1,266	1,245	1,191	1,256	1,191	1,191	1,191	1,352
229		学校教育支援センター	1,191	1,212	1,191	1,191	1,191	1,191	1,191	1,191	1,191	1,191	1,190
230	こども家庭部	光が丘図書館	1,757	1,757	1,757	1,757	1,757	1,908	2,102	1,757	1,757	1,756	
231		光が丘図書館	1,757	1,757	1,757	1,757	1,757	1,757	1,757	1,757	1,757	1,756	
232		保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936
233		保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936
234		保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936
235		保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936
236		保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936
237		保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936
		保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936
		保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936
238		保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936
239		保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936
240		保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936
241		保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936
242		保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936
243		保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936
244	保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936	
245	保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936	
	保育課	9,500											
246	保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936	
247	保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936	
248	保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936	
249	保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936	
250	保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936	
251	保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936	
252	保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936	
253	保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936	
254	保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936	
255	保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936	
256	保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936	
257	保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936	
258	保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936	
259	保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936	
260	保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936	
261	保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936	
262	保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936	
263	保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936	

部 等	課 等	平成26年										平成27年
		4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	
	保育課	9,500										
264	保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936
265	保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936
266	保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936
267	保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936
268	保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936
269	保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936
270	保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936
271	保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936
272	保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936
273	保育課	3	937	937	937	937	937	937	937	937	937	936
	消費税（保育課）	1,529	3,298	3,298	3,298	3,298	3,298	3,298	3,298	3,298	3,298	3,294
274	青少年課	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,334
275	練馬子ども家庭支援センター	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,440	1,010
276	練馬子ども家庭支援センター	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,010
277	練馬子ども家庭支援センター	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,900	1,010
278	練馬子ども家庭支援センター	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,783	1,010
279	練馬子ども家庭支援センター	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,609	1,010
280	練馬子ども家庭支援センター	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	2,023	1,010
281	練馬子ども家庭支援センター	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,010
282	練馬子ども家庭支援センター	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,216
283	練馬子ども家庭支援センター											
284	練馬子ども家庭支援センター											
285	練馬子ども家庭支援センター											
286	練馬子ども家庭支援センター											
287	練馬子ども家庭支援センター											
288	練馬子ども家庭支援センター											
	合 計	402,051	414,779	409,566	400,265	398,758	404,425	394,655	401,028	398,104	395,570	

本表は、平成26年4月分から27年9月分までの携帯電話の料金明細表等を集計して作成した。
作成に当たっては、1台ごとの月別の支出金額を税込で記載したが、練馬総合福祉事務所、
介護保険課および保育課については、税別で記載し、消費税額は合算して当該課等の最終行
に記載した。

(単位：円)

		26年度分	平成27年						合 計	月平均
2月分	3月分	小 計	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分		
		9,500							9,500	9,500
936	936	10,307	936	936	936	936	936	936	15,923	885
936	936	10,307	936	936	936	936	936	936	15,923	885
936	936	10,307	936	936	936	936	936	936	15,923	885
936	936	10,307	936	936	936	936	936	936	15,923	885
936	936	10,307	936	936	936	936	936	936	15,923	885
936	936	10,307	936	936	936	936	936	936	15,923	885
936	936	10,307	936	936	936	936	936	936	15,923	885
936	936	10,307	936	936	936	936	936	936	15,923	885
936	936	10,307	936	936	936	936	936	936	15,923	885
3,294	3,294	37,795	5,544	3,144	3,144	3,144	3,144	3,144	59,059	3,281
1,334	1,334	16,017	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	24,021	1,335
1,010	1,010	12,558	1,010	1,010	4,142	2,360	2,360	2,360	25,800	1,433
1,010	1,010	12,129	1,010	1,010	4,142	2,360	2,360	2,360	25,371	1,410
1,010	1,010	13,018	1,010	1,010	4,142	2,360	2,360	2,360	26,260	1,459
1,010	1,010	12,901	1,010	1,010	4,142	2,360	2,360	2,360	26,143	1,452
1,010	1,010	12,727	1,010	1,010	4,142	2,657	2,360	2,360	26,266	1,459
1,010	1,010	13,141	1,010	1,010	4,142	2,754	2,360	2,360	26,777	1,488
1,021	1,010	12,140	1,010	1,010	4,142	2,360	2,360	2,360	25,382	1,410
1,010	1,010	12,335	1,010	1,010	4,142	3,288	2,360	2,360	26,505	1,473
			1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	6,060	1,010
			1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	6,060	1,010
			1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	6,060	1,010
			1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	6,060	1,010
			1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	6,060	1,010
			1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	6,060	1,010
392,203	396,419	4,807,823	425,967	383,596	433,074	404,171	425,489	430,576	7,310,696	406,150

資料3 携帯電話の通話料・通信料(税別)の一覧表

	部等	課等	平成26年									平成27年	
			4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	
1	危機管理室	危機管理課	0	157	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2		危機管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3		危機管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4		危機管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5		危機管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6		危機管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7		危機管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8		危機管理課	0	253	388	201	184	103	2	0	0	0	105
9		危機管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10		危機管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11		危機管理課	0	66	472	82	0	0	36	0	0	0	0
12		危機管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13		危機管理課	0	160	1,443	252	0	0	250	0	0	0	343
14		危機管理課	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0
15		危機管理課	0	1,197	1,579	1,366	1,514	1,011	791	387	364	336	0
16		危機管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17		危機管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	1,826	0	0
18		危機管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19		危機管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20		危機管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21		危機管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22		危機管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23		危機管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24		危機管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25		危機管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26		危機管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27		危機管理課	0	0	0	0	0	0	0	51	0	0	0
28		危機管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29		危機管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30		危機管理課	0	0	0	139	0	0	0	0	0	0	0
31		危機管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32		危機管理課	0	535	594	495	486	0	2,053	0	0	0	0
33		危機管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34		危機管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35		危機管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36		危機管理課	0	0	0	98	0	0	85	0	0	0	237
37		危機管理課	0	0	223	382	563	5,063	203	97	1,782	1,379	0
38		危機管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39		危機管理課	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0
40		危機管理課	0	0	215	153	473	0	0	0	0	0	49
41		危機管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42		危機管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43		危機管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44		危機管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45		危機管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46	総務部	総務課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
47		総務課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
48		総務課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
49		総務課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
50		総務課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
51		総務課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
52	区民部	収納課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
53		収納課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
54		収納課	389	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
55		収納課	888	2,698	0	0	0	0	0	0	0	0	
56		収納課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
57		収納課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
58		収納課	1,078	502	0	0	0	0	0	0	0	0	
59		収納課	0	4,626	0	0	0	0	0	0	0	0	
60		収納課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
61		収納課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
62		収納課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
63		収納課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
64		収納課	0	319	0	0	0	0	0	0	0	0	
65		収納課	583	1,806	0	0	0	0	0	0	0	0	
66		収納課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
67		収納課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(単位：円)

		26年度分	平成27年						合 計	月平均
2月分	3月分	小 計	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分		
0	0	157	0	0	0	0	0	0	157	9
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	1,236	0	0	0	0	0	0	1,236	69
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	656	0	0	0	0	0	0	656	36
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	1	2,449	62	95	225	0	0	209	3,040	169
0	0	9	166	234	206	381	118	192	1,306	73
228	178	8,951	31	269	264	0	0	0	9,515	529
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	1,826	0	0	0	0	0	0	1,826	101
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	51	135	155	0	20	0	0	361	20
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	139	0	0	0	0	68	60	267	15
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	4,163	0	0	0	0	0	0	4,163	231
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0
0	0	420	0	37	0	0	0	0	457	25
1,957	1,103	12,752	1,448	269	778	50	160	201	15,658	870
0	0	0	0	0	122	0	0	0	122	7
0	0	14	0	0	0	0	40	132	186	10
0	105	995	0	0	0	190	164	117	1,466	81
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	325	522	927	1,017	647	760	4,198	233
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	389	0	0	0	0	0	0	389	22
0	0	3,586	0	0	0	0	0	0	3,586	199
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	1,580	0	0	0	0	0	0	1,580	88
0	0	4,626	0	0	0	0	0	0	4,626	257
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	319	0	0	0	0	0	0	319	18
0	0	2,389	0	0	0	0	0	0	2,389	133
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	部等	課等	平成26年									平成27年
			4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分
68		収納課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
69	福祉部	氷川台福祉園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70		氷川台福祉園	0	0	0	0	0	0	210	0	0	0
71		氷川台福祉園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
72		大泉学園町福祉園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
73		大泉学園町福祉園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
74		大泉学園町福祉園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75		心身障害者福祉センター	40	100	180	0	0	0	20	80	0	0
76		練馬総合福祉事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
77		練馬総合福祉事務所	100	1,420	1,750	0	0	0	0	80	0	0
78		練馬総合福祉事務所	0	120	0	0	0	0	0	400	0	160
79	練馬総合福祉事務所	0	120	0	0	0	0	0	460	0	0	
80	練馬総合福祉事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
81	練馬総合福祉事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	
82	練馬総合福祉事務所	120	0	0	0	0	0	440	0	0	0	
83	練馬総合福祉事務所	260	0	0	0	0	0	0	0	70	0	
84	練馬総合福祉事務所	0	0	560	220	0	0	0	0	0	0	
85	練馬総合福祉事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
86	練馬総合福祉事務所	0	680	0	0	0	0	0	0	0	0	
87	練馬総合福祉事務所	460	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
88	練馬総合福祉事務所	0	480	0	0	0	0	140	0	0	0	
89	練馬総合福祉事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
90	練馬総合福祉事務所	120	0	560	460	0	0	0	0	40	0	
91	練馬総合福祉事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	
92	練馬総合福祉事務所	0	0	180	0	0	550	0	320	0	0	
93	練馬総合福祉事務所	1,540	60	460	0	0	0	0	0	0	100	
94	練馬総合福祉事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0	
95	練馬総合福祉事務所	0	0	0	0	0	0	0	380	720	0	
96	練馬総合福祉事務所	0	0	80	140	0	60	380	0	0	0	
97	練馬総合福祉事務所	0	0	20	0	0	0	100	0	0	0	
98	練馬総合福祉事務所	0	0	0	0	0	0	0	160	0	0	
99	練馬総合福祉事務所	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	
100	練馬総合福祉事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
101	練馬総合福祉事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
102	練馬総合福祉事務所	0	0	160	0	0	0	0	0	0	0	
103	練馬総合福祉事務所	1,400	2,080	3,550	0	40	0	0	0	0	0	
104	練馬総合福祉事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
105	練馬総合福祉事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
106	練馬総合福祉事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
107	練馬総合福祉事務所	0	0	180	0	0	0	0	220	0	0	
108	練馬総合福祉事務所	0	0	0	40	0	0	0	0	0	0	
109	練馬総合福祉事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
110	練馬総合福祉事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0	
111	練馬総合福祉事務所	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	
112	練馬総合福祉事務所											
113	練馬総合福祉事務所											
114	練馬総合福祉事務所											
115	練馬総合福祉事務所											
116	練馬総合福祉事務所											
117	練馬総合福祉事務所											
118	練馬総合福祉事務所											
119	練馬総合福祉事務所											
120	高齢施策担当部	高齢者支援課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
121		高齢者支援課	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0
122		高齢者支援課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
123		高齢者支援課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
124		介護保険課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
125		介護保険課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
126		介護保険課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
127		介護保険課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
128		介護保険課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
129		介護保険課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
130		介護保険課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
131		介護保険課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
132		介護保険課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
133		介護保険課	0	250	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位:円)

2月分	3月分	26年度分	平成27年						合 計	月平均
		小 計	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	210	0	0	0	0	0	0	210	12
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	420	0	40	60	140	40	120	820	46
0	0	0	0	0	0	0	60	0	60	3
0	0	3,350	20	160	0	0	0	0	3,530	196
0	0	680	0	0	0	0	0	0	680	38
0	0	580	780	280	0	460	0	0	2,100	117
0	0	0	0	0	0	80	0	0	80	4
220	0	240	0	20	0	0	310	0	570	32
160	0	720	0	0	0	0	0	200	920	51
0	0	330	0	0	0	320	0	40	690	38
0	0	780	0	40	0	80	0	0	900	50
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	300	980	60	220	0	40	60	0	1,360	76
0	0	460	0	0	0	0	0	0	460	26
60	0	680	0	0	0	0	0	0	680	38
0	0	0	120	0	0	60	0	0	180	10
0	140	1,320	0	0	0	0	0	0	1,320	73
0	0	100	20	20	0	0	0	0	140	8
0	0	1,050	0	0	0	0	0	0	1,050	58
0	80	2,240	0	0	0	0	0	60	2,300	128
0	0	200	0	0	0	0	0	0	200	11
0	0	1,100	0	0	0	0	0	0	1,100	61
0	0	660	0	0	0	0	0	0	660	37
60	0	180	80	20	0	0	0	0	280	16
0	0	160	0	140	0	0	0	0	300	17
0	0	20	0	0	0	0	0	0	20	1
0	140	140	80	0	0	0	120	0	340	19
0	0	0	0	0	0	0	20	0	20	1
0	0	160	0	0	0	0	160	0	320	18
0	100	7,170	0	680	0	390	0	0	8,240	458
0	0	0	0	60	0	0	0	0	60	3
0	0	0	0	220	70	0	0	0	290	16
0	0	0	0	0	0	150	0	0	150	8
0	0	400	0	0	0	0	0	0	400	22
0	0	40	0	0	0	0	0	80	120	7
0	0	0	0	0	70	0	0	0	70	4
0	0	80	0	0	0	0	0	0	80	4
0	0	100	0	0	300	0	0	0	400	22
		0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	40	0	0	0	40	6
		0	0	760	0	1,300	560	0	2,620	374
		0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	330	0	0	0	0	330	47
		0	0	0	0	200	0	0	200	29
		0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	30	0	0	0	0	0	0	30	2
60	0	60	0	0	0	0	0	0	60	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	250	0	0	0	0	0	0	250	14

	部等	課等	平成26年									平成27年
			4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分
134		介護保険課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
135		介護保険課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
136		介護保険課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
137		介護保険課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
138		介護保険課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
139		介護保険課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
140		介護保険課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
141		介護保険課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
142		介護保険課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
143		介護保険課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
144		介護保険課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
145		介護保険課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
146		介護保険課	0	0	0	0	0	0	0	0	150	0
147		介護保険課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
148		介護保険課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
149		介護保険課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
150		介護保険課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
151		介護保険課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
152		介護保険課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
153		介護保険課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
154		介護保険課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
155		介護保険課										
156	健康部	生活衛生課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
157		生活衛生課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
158		保健予防課	0	0	0	0	260	0	0	0	0	0
159		保健予防課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
160		豊玉保健相談所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
161		豊玉保健相談所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
162		北保健相談所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
163		北保健相談所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
164		光が丘保健相談所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
165		光が丘保健相談所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
166		石神井保健相談所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
167		石神井保健相談所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
168		石神井保健相談所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
169		大泉保健相談所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
170	大泉保健相談所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
171	関保健相談所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
172	関保健相談所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
173	地域医療担当部	地域医療課	0	0	0	0	200	0	0	0	0	200
174		地域医療課	0	0	0	0	140	0	200	0	0	0
175		地域医療課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
176		地域医療課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
177		地域医療課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
178		地域医療課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
179		地域医療課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
180	環境部	練馬清掃事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
181		練馬清掃事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
182		練馬清掃事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
183		練馬清掃事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
184		練馬清掃事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
185		練馬清掃事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
186		練馬清掃事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
187		練馬清掃事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
188		練馬清掃事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
189		練馬清掃事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
190		練馬清掃事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
191		石神井清掃事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
192		石神井清掃事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
193		石神井清掃事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
194		石神井清掃事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
195		石神井清掃事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
196		石神井清掃事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
197		石神井清掃事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
198		石神井清掃事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
199	石神井清掃事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

	部等	課等	平成26年										平成27年
			4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	
200		石神井清掃事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
201		谷原清掃事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
202	土木部	道路公園課	0	0	0	862	0	0	0	0	0	0	0
203		道路公園課	0	5	5	415	603	361	36	480	0	263	0
204		道路公園課	0	5	6	663	0	440	18	678	0	402	0
205		道路公園課	0	0	0	74	117	0	10	0	0	0	0
206		道路公園課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
207		道路公園課	0	5	5	521	179	301	17	505	2	557	0
208		道路公園課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
209		道路公園課	0	0	0	0	0	602	0	2,477	0	0	0
210		道路公園課	0	0	5	0	0	0	0	601	0	0	0
211		道路公園課	0	0	0	0	0	0	8	560	0	0	0
212		道路公園課	0	0	5	17	0	0	7	1,058	0	0	0
213		道路公園課	0	0	0	0	0	0	0	1,154	0	0	0
214		道路公園課	244	213	448	783	825	251	369	1,404	145	536	0
215		道路公園課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
216		道路公園課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
217		道路公園課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
218		道路公園課			0	470	891	2,807	0	1,810	0	0	0
219		道路公園課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
220		道路公園課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
221		道路公園課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
222		道路公園課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
223		道路公園課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
224		道路公園課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
225		教育振興部	学校教育支援センター	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0
226	学校教育支援センター		0	0	0	0	0	0	50	60	0	0	0
227	学校教育支援センター		0	10	0	3	0	0	1,810	60	2,000	3,720	0
228	学校教育支援センター		0	401	0	70	50	0	60	0	0	150	0
229	学校教育支援センター		0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
230		光が丘図書館	0	0	0	0	0	140	320	0	0	0	0
231		光が丘図書館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
232	こども家庭部	保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
233		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
234		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
235		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
236		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
237		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
238		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
239		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
240		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
241		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
242		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
243		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
244		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
245		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
246		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
247		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
248		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
249		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
250		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
251		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
252		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
253		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
254		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
255	保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
256	保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
257	保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
258	保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
259	保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
260	保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
261	保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
262	保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
263	保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

部等	課等	平成26年										平成27年
		4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	
	保育課	0										
264	保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
265	保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
266	保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
267	保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
268	保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
269	保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
270	保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
271	保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
272	保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
273	保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
274	青少年課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
275	練馬子ども家庭支援センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	397	0
276	練馬子ども家庭支援センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
277	練馬子ども家庭支援センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	823	0
278	練馬子ども家庭支援センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	714	0
279	練馬子ども家庭支援センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	553	0
280	練馬子ども家庭支援センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	937	0
281	練馬子ども家庭支援センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
282	練馬子ども家庭支援センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	190
283	練馬子ども家庭支援センター											
284	練馬子ども家庭支援センター											
285	練馬子ども家庭支援センター											
286	練馬子ども家庭支援センター											
287	練馬子ども家庭支援センター											
288	練馬子ども家庭支援センター											
	合計	7,222	18,288	13,068	7,938	6,569	11,789	7,666	13,431	10,823	8,827	

本表は、平成26年4月分から27年9月分までの携帯電話の料金明細表等を集計して作成した。
作成に当たっては、「2 携帯電話の支出金額（税込）の一覧表」の支出金額のうち、明細表等に記載された通話・通信等に要した費用（税別）を集計した。

(単位：円)

2月分	3月分	26年度分	平成27年						合計	月平均
		小計	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分		
		0							0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	397	0	0	0	0	0	0	397	22
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	823	0	0	0	0	0	0	823	46
0	0	714	0	0	0	0	0	0	714	40
0	0	553	0	0	0	275	0	0	828	46
0	0	937	0	0	0	364	0	0	1,301	72
10	0	10	0	0	0	0	0	0	10	1
0	0	190	0	0	0	859	0	0	1,049	58
			0	0	0	0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0	0	0	0
6,167	3,885	115,673	4,444	4,719	5,727	10,213	5,426	18,641	164,843	9,158

資料4 通話・通信に要した費用およびポイント数の一覧表

	部等	課等	平成26年										平成27年
			4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	
1	危機管理室	危機管理課	903	1,351	813	841	419	559	370	297	198	549	
2		危機管理課	580	280	420	204	0	0	0	0	0	0	
3		危機管理課	0	0	149	332	364	323	402	249	269	262	
4		危機管理課	206	141	437	345	153	490	131	0	0	0	
5		危機管理課	20	266	271	331	318	293	412	224	250	234	
6		危機管理課	0	401	458	393	401	362	408	242	329	292	
7		危機管理課	316	438	447	366	382	354	416	239	320	279	
8		危機管理課	2,442	3,166	2,144	2,128	2,452	1,229	1,005	729	816	1,518	
9		危機管理課	185	396	675	406	395	358	426	237	332	175	
10		危機管理課	195	363	484	374	384	344	406	242	327	393	
11		危機管理課	617	1,148	3,129	1,184	969	734	1,080	379	288	313	
12		危機管理課	0	291	407	245	222	328	187	90	87	439	
13		危機管理課	1,363	1,356	4,288	1,840	697	725	1,896	701	351	1,764	
14		危機管理課	549	725	926	1,020	961	590	732	311	280	289	
15		危機管理課	3,014	4,340	5,790	7,296	6,345	3,288	7,079	2,362	4,430	4,670	
16		危機管理課	190	64	186	168	52	168	115	102	163	48	
17		危機管理課	201	352	470	55	404	0	0	0	5,058	168	
18		危機管理課	0	477	515	390	389	352	418	241	326	364	
19		危機管理課	0	647	536	740	216	0	0	304	0	0	
20		危機管理課	0	267	288	233	214	233	310	171	214	181	
21		危機管理課	154	209	238	180	188	181	264	163	214	178	
22		危機管理課	357	425	483	399	398	365	446	242	330	293	
23		危機管理課	318	833	401	726	447	326	404	233	291	345	
24		危機管理課	205	193	260	184	187	172	246	144	205	164	
25		危機管理課	0	219	241	26	0	0	0	0	0	0	
26		危機管理課	216	220	268	183	187	182	266	144	194	164	
27		危機管理課	0	606	855	487	397	410	1,114	898	585	702	
28		危機管理課	103	310	369	352	335	347	394	232	276	243	
29		危機管理課	292	369	456	289	308	274	365	219	238	502	
30		危機管理課	164	59	140	5,030	317	122	350	61	126	115	
31		危機管理課	351	467	468	293	316	296	366	223	254	237	
32		危機管理課	609	2,190	2,320	2,100	2,080	879	5,563	200	397	256	
33		危機管理課	205	187	222	183	188	175	247	143	204	164	
34		危機管理課	237	284	288	236	244	220	295	169	244	205	
35		危機管理課	133	395	434	369	381	343	407	243	326	284	
36		危機管理課	0	365	745	1,218	916	537	1,190	260	604	1,667	
37		危機管理課	0	506	1,757	2,690	2,392	13,373	1,772	1,216	7,002	4,066	
38		危機管理課	0	385	505	498	515	495	394	277	533	425	
39		危機管理課	160	312	512	407	1,032	344	499	234	656	422	
40		危機管理課	0	937	1,618	1,340	2,053	866	700	440	456	1,110	
41		危機管理課	0	0	280	232	0	0	0	0	0	20	
42		危機管理課	0	0	120	242	0	0	0	0	0	0	
43		危機管理課	491	222	41	23	0	0	0	0	0	40	
44		危機管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
45		危機管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
46	総務部	総務課	0	1,868	0	0	0	0	0	0	0	0	
47		総務課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
48		総務課	0	60	120	980	660	660	1,000	800	940	540	
49		総務課	112	560	144	336	3,776	192	416	883	32	1,568	
50		総務課	32	64	112	563	1,552	128	320	1,680	48	224	
51	総務課	0	80	10,560	4,768	720	0	368	336	0	1,184		
52	区民部	収納課	820	280	0	0	0	420	100	0	100	0	
53		収納課	20	0	40	20	143	0	774	81	312	126	
54		収納課	5,647	4,785	0	0	0	0	0	0	0	0	
55		収納課	3,420	5,310	2,145	1,044	1,152	864	1,782	1,080	1,314	1,497	
56		収納課	4,545	5,770	5,349	2,241	2,528	2,532	1,433	2,199	1,155	3,191	
57		収納課	3,600	4,381	4,005	1,876	1,638	1,106	1,155	997	1,096	695	
58		収納課	9,690	12,717	12,315	3,645	3,531	3,498	3,585	1,500	1,482	1,404	
59		収納課	3,822	12,001	2,772	0	0	0	0	0	0	0	
60		収納課	10,979	14,262	5,074	1,823	7,896	6,328	5,947	4,131	1,110	423	
61		収納課	4,537	10,205	3,593	2,492	4,522	3,531	4,363	1,568	1,316	994	
62		収納課	3,662	3,139	3,027	2,845	1,804	577	1,219	199	328	1,367	
63		収納課	9,159	13,935	12,922	10,139	6,958	8,008	8,018	3,190	943	1,222	
64		収納課	5,527	7,569	5,956	2,135	2,128	4,265	5,497	2,182	1,372	3,024	
65		収納課	3,555	4,338	3,081	2,706	3,348	3,888	3,678	1,953	2,268	3,345	
66		収納課	4,377	6,152	4,592	1,862	2,366	1,862	2,128	1,652	812	1,932	
67	収納課	5,780	5,653	5,908	1,736	1,246	1,036	839	544	614	2,378		

(単位：円)

		26年度分	平成27年							合計	月平均	27年9月現在 ポイント数
2月分	3月分	小計	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分				
207	344	6,851	761	558	422	372	460	312	9,736	541	77,071	
0	0	1,484	0	0	0	0	0	0	1,484	82		
285	264	2,899	280	201	417	352	260	330	4,739	263		
0	0	1,903	317	338	428	488	0	0	3,474	193		
256	246	3,121	287	372	334	322	232	295	4,963	276		
303	283	3,872	356	461	390	405	375	359	6,218	345		
301	297	4,155	25	0	0	0	0	0	4,180	232		
754	279	18,662	250	568	441	603	324	631	21,479	1,193		
0	485	4,070	667	477	408	369	435	411	6,837	380		
303	297	4,112	305	443	386	410	370	360	6,386	355		
266	557	10,664	275	746	731	586	885	483	14,370	798		
206	122	2,624	455	192	410	219	444	315	4,659	259		
546	1,003	16,530	1,138	1,213	1,700	597	935	1,506	23,619	1,312		
470	527	7,380	3,415	2,062	2,242	1,847	1,264	2,351	20,561	1,142		
1,568	1,617	51,799	1,071	1,859	2,187	950	752	743	59,361	3,298		
37	108	1,401	89	198	36	289	0	206	2,219	123		
0	0	6,708	276	470	549	639	440	482	9,564	531		
304	300	4,076	306	498	427	439	397	132	6,275	349		
0	355	2,798	304	389	535	418	355	400	5,199	289		
177	175	2,463	166	287	289	150	22	4	3,381	188		
156	250	2,375	176	267	278	269	189	234	3,788	210		
306	343	4,387	307	513	451	459	396	405	6,918	384		
283	99	4,706	389	427	378	394	321	370	6,985	388		
156	146	2,262	324	274	283	240	167	186	3,736	208		
0	0	486	0	354	248	0	0	0	1,088	60		
156	149	2,329	150	304	274	269	189	235	3,750	208		
787	455	7,296	1,460	1,345	791	1,045	530	578	13,045	725		
267	254	3,482	265	410	437	580	277	310	5,761	320		
15	386	3,713	232	406	346	319	233	295	5,544	308		
160	42	6,686	420	217	413	0	1,613	12,135	21,484	1,194		
255	238	3,764	247	388	340	324	231	299	5,593	311		
272	218	17,084	469	334	225	0	0	0	18,112	1,006		
155	146	2,219	186	253	278	465	171	188	3,760	209		
191	177	2,790	185	364	305	281	215	239	4,379	243		
305	291	3,911	300	502	821	1,006	467	363	7,370	409		
507	301	8,310	451	1,083	642	674	679	528	12,367	687		
5,351	3,452	43,577	4,218	1,839	3,091	646	1,356	2,147	56,874	3,160		
462	270	4,759	367	456	1,273	462	323	347	7,987	444		
392	407	5,377	573	405	499	760	1,089	1,295	9,998	555		
605	1,235	11,360	818	855	656	1,764	1,685	1,260	18,398	1,022		
40	0	572	570	558	426	470	626	400	3,622	201		
0	0	362	1,724	4,121	3,921	3,982	2,958	6,489	23,557	1,309		
0	0	817	296	410	366	365	345	327	2,926	163		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	0	1,868	0	0	0	0	0	0	1,868	104		
0	0	0	0	0	0	0	62	0	62	3		
480	560	6,800	280	680	460	400	380	600	9,600	533		
1,043	144	9,206	0	480	384	64	2,086	432	12,652	703		
2,739	16	7,478	0	2,176	288	448	1,136	880	12,406	689		
960	0	18,976	0	640	0	400	2,832	80	22,928	1,274		
0	0	1,720	0	0	0	14	0	0	1,734	96		
504	147	2,167	6	37	18	180	123	952	3,483	194		
0	0	10,432	315	621	936	752	515	1,108	14,679	816		
1,404	342	21,354	828	803	482	574	1,200	1,680	26,921	1,496		
2,710	2,057	35,710	0	0	0	0	0	0	35,710	1,984		
478	436	21,463	1,778	471	798	1,190	520	660	26,880	1,493		
1,440	738	55,545	1,170	474	811	1,694	1,163	940	61,797	3,433		
0	20	18,615	100	0	0	0	0	0	18,715	1,040		
752	287	59,012	1,336	943	377	415	535	1,345	63,963	3,554		
633	504	38,258	476	428	624	690	366	1,212	42,054	2,336		
1,177	166	19,510	1,154	779	821	765	843	1,312	25,184	1,399		
1,222	161	75,877	1,078	395	904	798	1,360	2,800	83,212	4,623		
2,002	994	42,651	280	637	577	406	840	2,320	47,711	2,651		
567	1,095	33,822	4,071	550	1,127	975	1,543	2,540	44,628	2,479		
1,078	798	29,611	0	0	0	0	0	0	29,611	1,645		
541	944	27,219	378	328	0	0	0	0	27,925	1,551		

77,071

31,922

40,657

	部等	課等	平成26年									平成27年
			4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分
68		収納課	5,466	5,978	4,923	1,092	4,634	2,957	2,663	1,134	1,218	1,039
69	福祉部	氷川台福祉園	80	180	140	0	40	20	160	100	180	60
70		氷川台福祉園	240	160	240	20	0	760	1,910	320	60	20
71		氷川台福祉園	180	60	320	120	80	60	120	580	360	20
72		大泉学園町福祉園	0	40	60	320	0	280	320	1,420	0	80
73		大泉学園町福祉園	360	180	40	300	80	380	380	623	0	20
74		大泉学園町福祉園	60	20	160	220	0	320	240	1,200	0	60
75		心身障害者福祉センター	41	101	180	0	0	0	20	80	0	0
76		練馬総合福祉事務所	300	380	100	1,300	80	180	600	1,300	520	340
77		練馬総合福祉事務所	1,340	4,640	8,470	940	460	600	220	580	160	180
78		練馬総合福祉事務所	540	980	2,580	420	420	300	340	2,440	2,220	660
79		練馬総合福祉事務所	0	960	620	40	0	260	900	4,600	2,820	560
80		練馬総合福祉事務所	100	140	160	340	1,380	180	580	140	1,080	880
81		練馬総合福祉事務所	360	700	520	1,420	940	20	400	1,960	2,000	440
82		練馬総合福祉事務所	1,020	160	220	0	240	40	2,000	560	180	840
83		練馬総合福祉事務所	1,100	380	1,660	620	440	120	1,680	980	750	320
84		練馬総合福祉事務所	760	700	2,120	940	1,380	300	0	320	40	1,600
85		練馬総合福祉事務所	0	160	0	0	20	0	300	0	20	300
86		練馬総合福祉事務所	260	2,720	280	540	680	600	1,320	0	0	0
87		練馬総合福祉事務所	1,700	1,240	300	900	980	600	480	320	380	640
88	練馬総合福祉事務所	0	2,220	600	140	380	580	1,380	640	480	80	
89	練馬総合福祉事務所	260	160	120	200	280	280	1,780	300	400	1,260	
90	練馬総合福祉事務所	1,180	480	4,160	2,460	940	620	900	760	520	300	
91	練馬総合福祉事務所	520	1,340	1,480	2,620	760	1,600	1,560	760	580	2,620	
92	練馬総合福祉事務所	0	580	3,020	980	60	2,310	460	720	700	580	
93	練馬総合福祉事務所	2,340	900	1,440	520	140	560	260	1,020	80	2,260	
94	練馬総合福祉事務所	0	680	600	400	140	20	120	300	740	240	
95	練馬総合福祉事務所	1,160	160	60	1,520	320	720	320	1,720	4,040	580	
96	練馬総合福祉事務所	360	60	880	1,000	760	1,120	1,380	80	680	0	
97	練馬総合福祉事務所	40	0	420	20	0	20	500	300	0	420	
98	練馬総合福祉事務所	1,160	840	0	640	420	720	300	1,180	640	120	
99	練馬総合福祉事務所	300	620	240	880	340	860	300	120	1,360	20	
100	練馬総合福祉事務所	380	140	0	60	520	920	980	160	120	1,020	
101	練馬総合福祉事務所	240	0	320	0	120	300	680	1,120	2,280	0	
102	練馬総合福祉事務所	460	100	1,160	700	80	500	200	60	0	300	
103	練馬総合福祉事務所	4,220	5,840	7,530	100	2,040	1,240	720	460	260	160	
104	練馬総合福祉事務所	220	60	140	580	40	180	260	400	280	260	
105	練馬総合福祉事務所	700	400	100	460	700	0	0	0	1,000	0	
106	練馬総合福祉事務所	0	20	0	0	340	820	60	160	0	60	
107	練馬総合福祉事務所	1,080	400	1,540	240	60	420	160	1,340	60	200	
108	練馬総合福祉事務所	40	140	120	620	60	120	0	60	680	180	
109	練馬総合福祉事務所	320	100	100	320	720	160	180	100	160	1,120	
110	練馬総合福祉事務所	120	220	200	0	0	300	60	500	780	0	
111	練馬総合福祉事務所	200	300	500	500	80	600	0	0	0	1,000	
112	練馬総合福祉事務所											
113	練馬総合福祉事務所											
114	練馬総合福祉事務所											
115	練馬総合福祉事務所											
116	練馬総合福祉事務所											
117	練馬総合福祉事務所											
118	練馬総合福祉事務所											
119	練馬総合福祉事務所											
120	高齢施策担当部	高齢者支援課	2,144	704	608	32	3,200	656	880	1,744	-	416
121		高齢者支援課	32	288	496	32	846	112	1,376	0	-	464
122		高齢者支援課	128	464	624	483	1,680	688	793	707	-	416
123		高齢者支援課	496	1,395	2,597	963	1,361	416	654	1,720	-	928
124		介護保険課	1,001	1,960	1,320	920	700	620	500	400	380	1,100
125		介護保険課	0	480	320	0	197	60	0	0	0	0
126		介護保険課	6,088	6,508	7,376	6,092	3,400	1,980	3,920	3,860	3,700	5,342
127		介護保険課	1,121	580	1,179	240	240	500	500	640	1,369	900
128		介護保険課	1,559	785	278	1,566	646	240	800	520	280	636
129		介護保険課	3,433	1,201	1,020	1,100	1,740	260	840	500	460	1,300
130		介護保険課	4,412	1,580	460	240	580	240	600	360	820	700
131		介護保険課	0	0	0	0	20	40	0	0	40	0
132		介護保険課	0	0	0	0	340	222	0	0	0	0
133		介護保険課	6,480	12,630	11,360	280	360	0	720	80	40	340

(単位：円)

		26年度分	平成27年						合計	月平均	27年9月現在 ポイント数
2月分	3月分	小計	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分			
1,540	686	33,330	1,092	635	987	308	322	1,158	37,832	2,102	
60	160	1,180	460	0	720	80	0	40	2,480	138	
40	60	3,830	80	40	720	200	0	80	4,950	275	19,988
340	160	2,400	60	60	120	80	0	300	3,020	168	
100	20	2,640	20	0	20	0	0	140	2,820	157	
220	0	2,583	20	20	20	40	20	80	2,783	155	19,938
100	20	2,400	300	0	0	0	0	160	2,860	159	
0	0	422	0	40	60	140	40	120	822	46	9
40	380	5,520	0	0	20	0	860	180	6,580	366	0
580	420	18,590	1,480	180	1,520	300	400	120	22,590	1,255	0
220	1,180	12,300	120	780	260	20	180	0	13,660	759	0
1,560	1,740	14,060	1,780	2,740	1,900	2,760	1,240	0	24,480	1,360	0
360	260	5,600	160	160	620	1,160	500	80	8,280	460	0
1,060	200	10,020	740	680	280	600	1,330	1,820	15,470	859	0
840	1,280	7,380	200	0	480	40	0	1,480	9,580	532	0
480	140	8,670	80	200	240	2,300	400	1,020	12,910	717	0
980	860	10,000	60	1,360	120	680	1,200	480	13,900	772	0
20	0	820	0	0	0	0	20	0	840	47	0
0	520	6,920	1,660	400	1,040	1,660	1,260	760	13,700	761	0
440	620	8,600	1,220	440	80	320	740	1,220	12,620	701	0
1,080	400	7,980	100	60	0	0	0	480	8,620	479	0
640	960	6,640	1,160	1,340	120	1,920	1,420	240	12,840	713	0
480	2,300	15,100	380	1,000	280	560	800	1,120	19,240	1,069	0
1,140	1,720	16,700	1,420	1,720	1,040	820	1,700	1,780	25,180	1,399	0
0	800	10,210	160	700	0	80	740	0	11,890	661	0
940	1,320	11,780	0	300	180	420	600	2,020	15,300	850	0
180	220	3,640	0	80	0	40	0	240	4,000	222	0
640	460	11,700	320	380	1,020	1,540	500	960	16,420	912	0
580	20	6,920	60	180	1,080	660	200	580	9,680	538	0
820	0	2,540	1,020	500	340	80	0	0	4,480	249	0
1,080	1,960	9,060	1,260	400	1,020	1,000	340	1,820	14,900	828	0
720	460	6,220	380	80	220	380	740	860	8,880	493	0
0	1,460	5,760	1,320	640	540	880	700	180	10,020	557	0
0	320	5,380	720	200	80	1,420	1,280	0	9,080	504	0
320	20	3,900	120	620	1,200	860	640	1,000	8,340	463	0
20	1,160	23,750	360	1,320	120	2,250	140	440	28,380	1,577	0
140	400	2,960	420	520	40	200	420	40	4,600	256	0
0	0	3,360	0	1,100	270	200	1,360	0	6,290	349	0
40	460	1,960	280	0	500	310	0	140	3,190	177	0
200	680	6,380	440	440	480	1,020	160	320	9,240	513	0
20	100	2,140	0	0	20	0	0	580	2,740	152	0
1,320	220	4,820	40	580	490	80	1,000	580	7,590	422	0
140	0	2,320	240	20	620	20	280	100	3,600	200	0
0	220	3,400	320	200	1,400	220	560	60	6,160	342	0
	0	0	380	0	280	280	40	0	980	140	0
	40	40	540	1,220	540	20	200	720	3,280	469	0
	0	0	0	20	1,500	40	0	1,000	2,560	366	0
	80	80	7,660	10,860	8,440	12,380	8,220	2,820	50,460	7,209	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	530	240	140	680	1,060	2,650	379	0
	0	0	0	0	0	980	0	0	980	140	0
	0	0	60	0	40	80	40	0	220	31	0
144	32	10,560	1,008	160	160	288	1,088	0	13,264	780	
0	0	3,646	0	1,232	0	848	816	240	6,782	399	
332	403	6,718	0	64	240	0	0	528	7,550	444	23,095
0	992	11,522	816	6	0	96	393	0	12,833	755	
1,100	320	10,321	140	0	0	340	120	620	11,541	641	50
0	280	1,337	360	200	0	300	200	140	2,537	141	50
3,820	5,308	57,394	4,740	3,911	3,960	2,960	4,400	3,540	80,905	4,495	90
460	500	8,229	660	880	300	800	400	440	11,709	651	60
580	120	8,010	678	160	280	340	140	120	9,728	540	60
320	320	12,494	740	440	620	900	920	360	16,474	915	110
260	740	10,992	320	520	660	300	160	620	13,572	754	50
0	0	100	0	0	0	0	0	0	100	6	50
0	0	562	0	0	276	0	0	40	878	49	50
100	320	32,710	340	280	280	180	40	180	34,010	1,889	60

	部等	課等	平成26年									平成27年
			4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分
134		介護保険課	9,442	6,760	9,000	6,653	7,960	4,440	6,420	5,820	8,000	5,580
135		介護保険課	1,569	1,823	1,281	3,058	2,224	3,496	260	1,694	736	0
136		介護保険課	0	0	0	0	20	220	80	40	80	40
137		介護保険課	1,123	460	1,600	1,160	2,200	740	740	1,220	360	80
138		介護保険課	6,640	8,720	8,160	3,740	640	1,420	200	420	260	360
139		介護保険課	726	300	1,080	1,780	1,040	1,360	60	360	440	260
140		介護保険課	2,280	2,180	460	760	300	500	460	420	260	280
141		介護保険課	6,998	5,180	5,060	1,420	2,620	400	500	1,140	420	460
142		介護保険課	2,914	3,140	1,327	180	1,160	380	340	220	340	320
143		介護保険課	1,000	780	380	640	180	20	120	140	60	20
144		介護保険課	1,062	1,280	1,380	940	860	800	420	400	240	240
145		介護保険課	4,420	4,300	6,120	1,221	860	1,300	860	320	800	1,160
146		介護保険課	1,900	2,300	900	981	242	200	740	320	710	480
147		介護保険課	620	660	1,060	705	700	680	500	500	280	344
148		介護保険課	240	220	380	460	60	160	100	200	160	620
149		介護保険課	2,300	1,500	2,260	2,560	1,240	1,620	1,440	900	640	1,100
150		介護保険課	3,464	5,380	3,480	2,560	1,660	1,300	60	300	320	0
151		介護保険課	7,521	6,640	9,800	2,820	920	260	1,460	640	220	340
152		介護保険課	0	0	0	0	60	720	160	0	0	0
153		介護保険課	4,483	500	1,067	841	1,180	500	2,080	520	680	360
154		介護保険課	4,100	4,120	3,340	1,640	1,420	140	240	100	100	120
155		介護保険課										
156	健康部	生活衛生課	40	80	20	120	200	0	20	0	160	480
157		生活衛生課	60	40	40	1,180	0	0	60	0	1,440	0
158		保健予防課	1,640	500	900	1,640	2,220	600	160	140	300	300
159		保健予防課	0	0	0	360	40	460	1,520	0	0	0
160		豊玉保健相談所	320	720	1,440	960	180	880	440	1,900	560	820
161		豊玉保健相談所	140	1,080	100	900	320	180	1,680	120	240	520
162		北保健相談所	120	40	300	80	40	0	1,260	40	600	1,500
163		北保健相談所	260	0	740	620	0	0	180	0	220	1,580
164		光が丘保健相談所	340	1,120	180	100	40	100	1,420	40	460	80
165		光が丘保健相談所	60	240	280	0	480	20	740	180	420	20
166		石神井保健相談所	960	760	1,540	660	260	500	1,920	2,360	1,000	800
167		石神井保健相談所	200	740	240	1,540	960	1,660	60	1,060	140	1,160
168		石神井保健相談所	840	720	380	80	220	840	100	540	300	520
169		大泉保健相談所	1,580	140	620	580	1,280	180	2,740	940	600	340
170	大泉保健相談所	320	1,920	680	1,080	160	2,120	960	180	40	40	
171	関保健相談所	820	140	440	80	200	380	40	1,980	383	860	
172	関保健相談所	540	60	440	880	560	40	583	1,603	660	60	
173	地域医療担当部	地域医療課	360	0	0	0	1,200	1,000	540	0	0	1,200
174		地域医療課	180	90	0	0	1,140	0	1,200	270	0	0
175		地域医療課	90	180	0	0	0	0	540	0	0	0
176		地域医療課	0	90	0	0	450	0	0	540	0	0
177		地域医療課	180	0	0	0	0	270	0	450	0	0
178		地域医療課	90	0	0	0	450	0	0	450	0	0
179		地域医療課	180	0	0	0	0	450	0	450	0	0
180	環境部	練馬清掃事務所	480	160	320	520	360	300	140	240	740	-
181		練馬清掃事務所	40	80	0	0	0	0	140	180	900	-
182		練馬清掃事務所	2,600	1,120	1,000	100	540	540	300	60	120	-
183		練馬清掃事務所	380	560	340	0	300	180	120	20	460	-
184		練馬清掃事務所	1,316	966	476	812	1,190	742	434	1,078	756	-
185		練馬清掃事務所	220	420	280	240	300	340	480	580	260	-
186		練馬清掃事務所	140	340	220	440	160	160	200	120	860	-
187		練馬清掃事務所	460	420	540	880	620	1,380	400	660	2,220	-
188		練馬清掃事務所	1,080	700	540	700	800	220	580	160	900	-
189		練馬清掃事務所	1,040	1,680	1,580	1,640	1,200	900	1,060	900	1,480	-
190		練馬清掃事務所	1,160	2,240	900	720	1,600	1,020	500	660	920	-
191	石神井清掃事務所	0	80	400	960	520	1,440	1,900	1,520	1,520	3,258	
192	石神井清掃事務所	40	680	1,900	900	240	800	520	120	580		
193	石神井清掃事務所	1,620	810	576	1,872	252	864	252	396	630		
194	石神井清掃事務所	420	220	600	420	180	400	560	300	260		
195	石神井清掃事務所	0	0	0	140	20	160	80	0	260		
196	石神井清掃事務所	60	0	0	300	0	0	20	0	20		
197	石神井清掃事務所	1,062	234	0	0	0	0	0	144	306		
198	石神井清掃事務所	1,064	630	632	990	540	596	882	704	684		
199	石神井清掃事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(単位：円)

		26年度分	平成27年						合計	月平均	27年9月現在
2月分	3月分	小計	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分		ポイント数	
6,480	4,580	81,135	5,980	5,600	7,020	5,440	5,300	5,440	115,915	6,440	60
120	20	16,281	361	0	20	0	0	0	16,662	926	50
0	0	480	294	100	60	120	0	0	1,054	59	50
711	300	10,694	860	940	660	820	840	380	15,194	844	50
160	400	31,120	400	240	220	580	620	260	33,440	1,858	50
320	280	8,006	220	560	600	540	1,000	320	11,246	625	50
400	200	8,500	780	280	320	440	620	740	11,680	649	60
1,020	540	25,758	320	800	540	920	380	80	28,798	1,600	50
200	300	10,821	340	60	180	0	140	140	11,681	649	50
120	660	4,120	500	220	300	180	160	360	5,840	324	50
500	180	8,302	400	540	380	380	320	300	10,622	590	50
600	320	22,281	760	2,060	1,960	680	720	1,080	29,541	1,641	60
140	360	9,273	340	240	220	520	620	220	11,433	635	50
574	1,260	7,883	453	720	460	600	540	480	11,136	619	50
100	240	2,940	380	100	120	160	380	260	4,340	241	50
1,100	840	17,500	1,120	900	980	240	200	220	21,160	1,176	50
0	0	18,524	0	0	0	0	0	0	18,524	1,029	50
740	1,440	32,801	1,040	280	220	440	220	260	35,261	1,959	70
0	0	940	40	0	0	0	0	0	980	54	50
660	860	13,731	460	180	480	780	160	280	16,071	893	60
120	200	15,640	120	160	300	100	560	300	17,180	954	60
			0	0	0	380	200	240	820	137	0
60	60	1,240	420	0	0	460	60	20	2,200	122	622
20	600	3,440	0	600	0	780	0	0	4,820	268	622
560	180	9,140	640	3,040	2,580	1,400	960	680	18,440	1,024	1,094
0	0	2,380	0	930	530	3,220	1,340	560	8,960	498	
720	1,900	10,840	680	0	740	1,400	3,880	880	18,420	1,023	9,314
220	980	6,480	320	440	160	260	320	160	8,140	452	
380	140	4,500	360	140	640	100	880	1,380	8,000	444	8,808
40	260	3,900	340	620	400	60	660	1,380	7,360	409	
120	80	4,080	140	200	1,180	240	400	0	6,240	347	8,430
680	360	3,480	0	0	423	120	240	40	4,303	239	
900	560	12,220	280	400	1,120	2,240	2,720	560	19,540	1,086	29,030
540	520	8,820	220	300	40	340	680	180	10,580	588	
280	1,320	6,140	540	20	720	920	380	400	9,120	507	
440	200	9,640	1,740	0	900	200	760	80	13,320	740	14,996
540	360	8,400	0	0	480	20	20	20	8,940	497	
100	120	5,543	250	940	720	240	80	240	8,013	445	8,742
100	80	5,606	372	80	260	380	200	1,860	8,758	487	
450	0	4,750	0	0	0	0	0	1,200	5,950	331	
200	0	3,080	0	0	0	540	1,200	200	5,020	279	
360	0	1,170	90	0	0	0	630	0	1,890	105	
450	0	1,530	0	0	0	0	0	0	1,530	85	2,585
360	0	1,260	0	0	0	0	0	450	1,710	95	
270	0	1,260	0	0	0	0	360	0	1,620	90	
0	0	1,080	0	0	0	0	0	0	1,080	60	
-	-	3,260	-	40	0	0	0	0	3,300	236	
-	-	1,340	-	100	0	0	120	0	1,560	111	
-	-	6,380	-	240	1,140	820	1,420	2,720	12,720	909	
-	-	2,360	-	1,220	540	840	1,260	1,060	7,280	520	
-	-	7,770	-	364	392	154	378	182	9,240	660	
-	-	3,120	-	160	40	180	320	140	3,960	283	6,649
-	-	2,640	-	180	60	40	260	280	3,460	247	
-	-	7,580	-	560	500	40	460	40	9,180	656	
-	-	5,680	-	980	180	380	240	480	7,940	567	
-	-	11,480	-	880	580	400	480	480	14,300	1,021	
-	-	9,720	-	980	400	600	380	760	12,840	917	
		15,800				20	680	200	24,457	1,359	
		5,780				0	100	140	6,020	502	
		7,272				342	108	0	7,722	644	
		3,360				680	60	100	4,200	350	
1,894	2,308	660	2,316	2,569	2,872	0	0	0	660	55	4,493
		400				0	0	0	400	33	
		1,746				144	54	360	2,304	192	
		6,722				918	594	198	8,432	703	
		0				0	0	0	0	0	

	部等	課等	平成26年									平成27年
			4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分
200		石神井清掃事務所	0	0	0	20	0	0	0	80	0	
201		谷原清掃事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
202	土木部	道路公園課	646	398	749	1,922	1,183	445	181	650	267	526
203		道路公園課	1,180	2,505	1,505	2,095	3,020	2,560	2,507	1,794	820	2,080
204		道路公園課	2,000	2,045	2,166	2,658	901	2,900	1,607	2,136	469	2,640
205		道路公園課	980	745	686	1,197	1,564	601	1,207	455	400	1,020
206		道路公園課	357	117	465	277	360	322	607	497	280	180
207		道路公園課	3,060	2,245	1,085	2,275	1,700	2,300	1,527	1,895	2,162	2,845
208		道路公園課	0	28	52	95	0	0	7	56	0	0
209		道路公園課	80	0	5	18	140	1,602	7	3,477	0	0
210		道路公園課	821	645	1,985	997	1,020	700	747	1,876	1,160	920
211		道路公園課	69	489	785	136	1,180	460	2,168	1,816	60	460
212		道路公園課	380	565	1,745	1,417	1,760	940	1,347	2,473	880	480
213		道路公園課	191	193	218	260	615	1,175	201	3,796	145	305
214		道路公園課	2,044	1,913	1,548	2,448	2,546	1,451	3,115	3,348	1,365	2,343
215		道路公園課	1,215	464	156	992	549	413	163	407	203	198
216	道路公園課	904	351	598	704	1,507	976	378	1,937	964	1,444	
217	道路公園課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
218	道路公園課			488	1,789	1,891	3,807	811	2,999	244	949	
219	道路公園課	253	154	168	140	0	140	56	14	0	0	
220	道路公園課	3,496	3,240	2,020	1,780	4,120	2,240	3,840	4,300	2,900	1,640	
221	道路公園課	280	520	680	900	1,020	780	260	860	620	180	
222	道路公園課	280	700	920	1,440	1,120	1,420	800	1,080	240	520	
223	道路公園課	1,278	144	504	36	414	90	126	486	324	630	
224	道路公園課	1,544	920	1,120	460	1,040	840	760	580	220	300	
225	教育振興部	学校教育支援センター	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0
226		学校教育支援センター	0	0	0	0	0	0	50	60	0	0
227		学校教育支援センター	0	10	0	3	0	0	1,810	60	2,000	3,720
228		学校教育支援センター	0	401	0	70	50	0	60	0	0	150
229		学校教育支援センター	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0
230	光が丘図書館		0	0	320	60	200	1,260	1,120	940	0	120
231		光が丘図書館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
232	こども家庭部	保育課	100	320	0	0	0	0	0	80	0	0
233		保育課	0	140	0	60	0	0	0	0	0	0
234		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
235		保育課	0	180	200	0	0	0	0	80	0	0
236		保育課	0	0	0	20	0	20	160	0	0	0
237		保育課	0	20	0	0	0	40	0	0	0	0
		保育課	0	80	0	20	0	0	0	0	0	0
		保育課	0	1,220	0	40	0	20	40	0	0	0
238		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
239		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
240		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
241		保育課	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0
242		保育課	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0
243		保育課	200	0	0	0	0	0	0	40	0	0
244		保育課	80	740	20	0	0	0	0	0	20	0
245		保育課	0	0	0	0	0	0	40	0	0	0
246		保育課	0	60	0	0	0	0	0	0	0	0
247		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
248		保育課	0	540	0	40	0	100	260	60	0	0
249		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
250		保育課	0	0	0	0	0	0	0	40	0	0
251		保育課	0	140	0	0	0	0	0	0	0	0
252		保育課	0	180	0	0	40	0	120	0	0	80
253		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
254		保育課	0	740	40	0	0	80	0	140	0	0
255		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
256	保育課	0	0	0	0	0	0	0	40	20	0	
257	保育課	60	300	260	20	0	40	40	180	80	0	
258	保育課	0	0	140	40	0	0	0	0	40	0	
259	保育課	0	0	0	0	0	20	180	0	0	0	
260	保育課	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	
261	保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
262	保育課	0	0	0	0	0	0	60	20	40	100	
263	保育課	0	0	0	0	0	0	0	60	0	0	

(単位：円)

		26年度分	平成27年							合計	月平均	27年9月現在 ポイント数
2月分	3月分	小計	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分				
		100				100	480	780	1,460	122		
-	-	0	-	-	-	20	60	0	80	27	1,871	
266	456	7,689	1,049	270	1,002	492	527	271	11,300	628		
2,100	1,100	23,266	442	842	754	855	708	743	27,610	1,534		
2,620	3,400	25,542	3,522	2,662	2,674	1,795	1,288	2,580	40,063	2,226		
1,760	1,460	12,075	1,582	2,302	2,294	1,075	1,688	1,103	22,119	1,229		
80	160	3,702	342	262	416	136	509	163	5,530	307		
2,485	1,423	25,002	1,282	962	1,382	1,355	1,288	1,162	32,433	1,802		
0	0	238	2	62	14	75	28	22	441	25		
0	0	5,329	0	0	936	19	1,356	41	7,681	427		
1,361	440	12,672	802	1,462	634	935	1,451	1,888	19,844	1,102	19,187	
620	780	9,023	782	962	1,772	1,297	10	0	13,846	769		
1,560	940	14,487	662	1,082	1,494	4,275	2,008	782	24,790	1,377		
506	316	7,921	530	187	478	754	553	548	10,971	610		
3,663	2,138	27,922	2,985	1,057	2,380	2,029	2,478	3,208	42,059	2,337		
462	435	5,657	209	968	417	247	270	192	7,960	442		
532	560	10,855	580	533	1,154	343	288	896	14,649	814		
0	0	0	0	5	0	0	80	0	85	5		
291	371	13,640	1,666	139	471	708	404	385	17,413	1,088		
0	14	939	0	28	70	140	182	154	1,513	84		
3,040	3,660	36,276	3,060	2,540	3,060	3,660	6,420	3,340	58,356	3,242	1,790	
200	1,120	7,420	2,600	440	600	760	1,220	1,380	14,420	801		
920	420	9,860	840	840	420	860	860	840	14,520	807		
378	234	4,644	738	108	180	378	270	36	6,354	353		
280	480	8,544	1,320	280	160	1,160	1,380	860	13,704	761		
0	0	3	0	0	0	50	0	4,212	4,265	237		
50	0	160	0	0	0	0	0	0	160	9		
390	1,560	9,553	270	30	300	771	860	11,503	23,287	1,294	1,130	
0	0	731	0	20	0	80	0	0	831	46		
0	0	20	0	0	0	0	0	0	20	1		
260	2,020	6,300	0	260	120	0	0	0	6,680	371	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	160	160	9	0	
0	0	500	0	40	60	0	0	0	600	33	0	
0	0	200	0	0	0	0	0	0	200	11	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	460	0	100	0	0	0	0	560	31	0	
0	0	200	0	0	280	560	0	0	1,040	58	10	
0	0	60	0	0	0	0	0	0	60	3	0	
0	100	200	0						200	15		
0	0	1,320	0						1,320	102		
0	0	0	0	20	0	0	0	0	20	1	0	
0	0	0	0	60	0	0	1,100	0	1,160	64	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	100	0	0	0	0	0	0	100	6	0	
0	0	20	0	40	0	0	0	140	200	11	0	
0	0	240	0	0	0	0	0	0	240	13	0	
20	180	1,060	0	0	0	0	0	40	1,100	61	0	
0	20	60	0	80	60	0	0	0	200	11	0	
		0							0	0		
0	0	60	0	200	0	0	0	0	260	14	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	60	1,060	0	0	0	0	0	0	1,060	59	0	
0	0	0	0	0	240	0	0	0	240	13	0	
0	0	40	0	0	80	0	0	180	300	17	0	
140	0	280	0	20	0	0	0	0	300	17	0	
460	0	880	60	60	0	0	100	0	1,100	61	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	280	1,280	0	140	0	20	0	320	1,760	98	0	
0	0	0	0	340	0	0	0	0	340	19	0	
0	0	60	0	0	0	0	0	40	100	6	0	
240	260	1,480	380	180	0	60	0	40	2,140	119	0	
0	0	220	0	80	0	0	0	0	300	17	0	
0	0	200	0	0	0	0	0	100	300	17	0	
0	0	20	0	0	0	20	0	0	40	2	10	
0	40	40	0	0	0	0	0	0	40	2	0	
0	0	220	0	100	40	0	40	80	480	27	0	
0	0	60	0	0	0	0	0	0	60	3	0	

	部等	課等	平成26年									平成27年	
			4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	
		保育課	0										
264		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
265		保育課	0	160	240	0	0	20	0	40	0	0	0
266		保育課	0	0	440	80	0	0	120	0	0	240	0
267		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
268		保育課	0	0	380	0	3	20	0	80	0	0	0
269		保育課	0	0	220	0	0	0	0	0	0	0	0
270		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
271		保育課	40	200	60	0	0	0	0	0	0	0	0
272		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
273		保育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
274		青少年課	64	46	59	1,929	1,968	299	183	25	0	0	0
275		練馬子ども家庭支援センター	1,900	0	360	60	120	320	1,240	1,040	1,560	640	0
276		練馬子ども家庭支援センター	0	100	1,820	40	220	220	240	1,220	560	1,480	0
277		練馬子ども家庭支援センター	780	840	1,080	460	360	640	1,780	1,100	2,160	520	0
278		練馬子ども家庭支援センター	20	320	300	60	80	980	320	700	2,000	0	0
279		練馬子ども家庭支援センター	1,280	640	540	1,340	1,080	780	1,380	360	1,780	1,340	0
280		練馬子ども家庭支援センター	2,560	1,220	3,220	460	1,520	160	1,540	480	2,320	360	0
281		練馬子ども家庭支援センター	740	820	760	800	400	680	760	860	520	620	0
282		練馬子ども家庭支援センター	240	240	40	80	540	1,140	1,000	60	620	670	0
283		練馬子ども家庭支援センター											
284		練馬子ども家庭支援センター											
285		練馬子ども家庭支援センター											
286		練馬子ども家庭支援センター											
287		練馬子ども家庭支援センター											
288		練馬子ども家庭支援センター											
		合 計	264,587	307,906	299,956	200,583	192,069	171,892	189,389	160,740	141,360	137,437	0

本表は、平成26年4月分から27年9月分までの携帯電話の料金明細表等を集計して作成した。
作成に当たっては、明細表等に記載された実際の通話・通信等に要した費用（割引を受ける
前の費用。同一携帯電話事業者内等による無料通話分を含む。）を集計した。
不明な月分は「-」と表示した。
ポイント数欄は、平成27年9月分の携帯電話の料金明細表等から作成した。

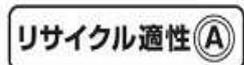
(単位：円)

		26年度分	平成27年							合計	月平均	27年9月現在 ポイント数
2月分	3月分	小計	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分				
		0							0	0		
0	0	0	0	0	20	0	0	0	20	1	0	
0	0	460	0	0	0	0	0	0	460	26	0	
0	0	880	0	0	340	0	0	0	1,220	68	0	
0	0	0	0	0	40	0	0	0	40	2	0	
23	0	506	0	80	0	0	0	0	586	33	0	
0	0	220	0	60	0	0	0	0	280	16	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	240	240	13	0	
200	0	500	0	0	0	0	0	0	500	28	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	20	0	40	40	40	0	140	8	0	
0	0	4,573	35	0	0	0	0	60	4,668	259	5,572	
2,220	400	9,860	0	0	0	720	1,160	560	12,300	683	8,902	
1,080	80	7,060	80	0	80	80	600	640	8,540	474		
440	660	10,820	0	0	0	860	200	120	12,000	667		
0	0	4,780	0	0	0	160	100	120	5,160	287		
1,720	920	13,160	840	160	460	1,680	60	800	17,160	953		
280	420	14,540	900	540	860	1,900	1,720	1,920	22,380	1,243		
690	280	7,930	540	1,100	1,460	980	660	580	13,250	736		
980	120	5,730	240	200	940	3,140	140	1,440	11,830	657		
			0	0	0	0	0	0	0	0		
			0	120	0	0	0	0	120	20		
			0	0	0	0	0	0	0	0		
			0	0	0	0	0	0	0	0		
			0	0	0	20	0	0	20	3		
			0	0	0	0	0	0	0	0		
119,196	109,663	2,294,778	128,850	130,443	136,583	147,321	145,713	165,476	3,149,164	174,954	348,287	

平成 27 年度 (2015 年度)
練馬区監査結果報告集

平成 28 年 6 月発行

編集・発行 練馬区監査事務局
〒176-8501 東京都練馬区豊玉北 6 - 12 - 1
電話 03 (5984) 4729



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。